

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成27年 3月 6日(金)

社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課／地域生活支援推進室
／障害児・発達障害者支援室

(1 / 2冊)

目 次

【障害福祉課】

1	平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定等について……………	1
2	障害福祉関係施設等の整備について……………	5 9
3	地域生活支援拠点について……………	6 7
4	障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について……………	7 2
5	介護職員等による喀痰吸引等の実施等について……………	7 7
6	福島県相双地域等への介護職員等の応援について……………	7 7
7	強度行動障害を有する者への支援について……………	7 8
8	障害者の就労支援の推進等について……………	8 1
9	障害者優先調達推進法について……………	9 4
10	訪問系サービスについて……………	1 0 2

1 平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定等について

(1) 平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定について

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬の改定については、平成 27 年 1 月 11 日の厚生労働大臣と財務大臣との折衝を経て、全体の改定率は±0%とされ、月額+1.2万円相当の福祉・介護職員処遇改善加算の拡充を始めとしたサービスの充実を行うとともに、収支状況や事業所規模等に応じ、メリハリを付けた対応が求められた。

この間の報酬改定の検討については、厚生労働大臣政務官を主査とする「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」を平成 26 年 6 月に立ち上げ、アドバイザーとして有識者の参画を得ながら、公開の場で検討を重ね、上記の折衝の状況等を踏まえつつ、平成 27 年 2 月 12 日の第 15 回障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、「平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」をとりまとめたところである。

とりまとめに当たっては、「福祉・介護職員の処遇改善」、「障害児・者の地域移行・地域生活の支援」及び「サービスの適正な実施等」の 3 つの基本的な考え方のもと、個別の改定項目を盛り込んだところである。【関連資料①（3 頁～53 頁）】

(2) 平成 27 年度報酬改定の施行に向けた今後の予定等について

現在、改定の内容に係るパブリックコメントを実施しているところであり、報酬告示（平成 18 年告示第 523 号他）の改正については、3 月中旬～下旬を予定している。

また、関係通知や Q & A については、今後、新たに設けられた加算の運用方法等を検討の上、3 月下旬を目途に発出する予定であるので、各都道府県市におかれては、あらかじめご了知いただくとともに、管内市区町村や関係団体等への情報提供方よろしく願います。【関連資料②（54 頁）】

(3) 各種加算等の届出時期について

障害福祉サービス等報酬に係る加算等の届出については、通常、4 月から加算等の算定を開始する場合は 3 月 15 日までに各都道府県知事等へ届出を行うこととなるが、今回の報酬改定によるスケジュール面での影響を考慮して、4 月中に届出がなされた新規の加算等については、4 月からの算定が可能な取扱いとする。

なお、具体的な届出日については、各都道府県国保連合会と調整の上、各都道府県において柔軟な設定を行って差し支えない。

※ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについては、別途、事務連絡（平成 27 年 2 月 13 日付）のとおり。

(4) 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査の実施について

平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定における福祉・介護職員処遇改善加算の拡充が、確実に職員の処遇改善に繋がっているか等を検証するため、当該調査を平成 27 年度に行う予定である。今回の調査においては、平成 27 年 4 月 1 日時点の法人名簿を使用することを予定しているため、名簿作成の際には、各都道府県に対して法人名称の確認作業等をお願いすることとなるので、ご協力をお願いします。

また、回収率の向上のため、各都道府県に対して管内事業所への回答協力の依頼をお願いする予定であるので、特段のご配慮をお願いします。

※ 調査票を送付した事業所のうち、実際に回答した事業所の割合【関連資料③ (55 頁)】

・平成 25 年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 66.7%

(5) 報酬に関するその他の事項について

①福祉・介護職員処遇改善加算の拡充に関する取扱いについて

福祉・介護職員処遇改善加算については、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる上乘せ評価（福祉・介護職員の賃金月額＋1.2 万円相当）を行うための新たな区分（以下「新加算」という。）を創設し、加算の拡充を行うこととしている。

一方で、本加算の執行に当たっては、加算の拡充が職員の処遇改善に確実につながるよう、加算の運用方法や届出様式等の見直しを行う予定である。【関連資料④ (56 頁)】

具体的な内容については、追って通知等を発出する予定であるのでご留意願いたい。

また、本加算については、介護報酬における介護職員処遇改善加算と同様の仕組みであるため、各都道府県市におかれては、介護保険担当部局と連携を密にした運用をお願いします。

②障害者サービスに係る地域区分について

障害者総合支援法に基づく障害者サービスに係る地域区分については、前回報酬改定時の見直しにより、上乘せ割合が変動する地域については、平成 24 年度から平成 26 年度にかけて段階的に引上げ等が行われ、平成 27 年 4 月に完全移行の予定であることから、今回の報酬改定では新たな見直しは行わない。

なお、関連資料の平成 27 年度以降の地域区分別単価一覧表等の内容について、管内の障害福祉サービス事業所等に対し改めて周知いただくとともに、算定に関する必要な届出に遺漏なきよう、適正な指導をお願いします。

【関連資料⑤ (57 頁～58 頁)】

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要 骨子版

平成27年2月12日

平成27年度障害福祉サービス等の報酬改定の基本的考え方

1 福祉・介護職員の処遇改善

- 福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる上乘せ評価(福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分)を行うための新たな区分を創設。
- 良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、福祉専門職員配置等加算の新たな区分を創設。

2 障害児・者の地域移行・地域生活の支援

- 重度の障害児・者が可能な限り、身近な場所において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設・病院からの地域移行支援、計画相談支援、生活の場としてのグループホーム等を充実。
- 個々の障害特性への配慮や夜間・緊急時の対応等、地域生活の支援に係る必要な見直しを行うとともに、障害者の就労に向けた取組等を一層推進。
- 障害児支援については、特に支援の質を確保しつつ、家族等に対する相談援助や関係機関との連携の強化、重症心身障害児に対する支援の充実等。

3 サービスの適正な実施等

- 「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「平成27年度報酬改定においては、サービス事業者の経営状況等を勘案して見直す」とされていること等を踏まえた、サービスの適正実施等の観点からの所要の見直し。

【参考】

大臣折衝事項(平成27年1月11日)【抄】

平成27年度障害福祉サービス等料金(障害福祉サービス等報酬)の改定率は±0%とすること。

サービス毎の障害福祉サービス等料金(障害福祉サービス等報酬)の設定においては、月額+1.2万円相当の福祉・介護職員処遇改善加算の拡充(+1.78%)を行うとともに、各サービスの収支状況や事業所の規模等に応じ、メリハリをつけて対応する。また、福祉・介護職員処遇改善加算の拡充が確実に職員の処遇改善につながるよう、処遇改善加算の執行の厳格化を行う。

なお、今回の障害福祉サービス等料金改定(障害福祉サービス等報酬改定)に向けては、「障害福祉サービス等経営実態調査」の客体数を十分に確保するとともに、サービス毎の収支差その他経営実態について、より客観性・透明性の高い手法により、地域・規模別の状況も含め網羅的に把握できるよう速やかに所要の改善措置を講じ、平成29年度に実施する「障害福祉サービス等経営実態調査」において確実に反映させる。また、地方自治体の協力を得ること等を通じ、より具体的な現場の経営実態を把握する。その上で、今回の改定においては、これらにより把握された経営実態等を踏まえ、きめ細かい改定を適切に行う。

【障害福祉サービス等の収支差率】

	H26年度	H23年度
全体	9.6%	9.7%
障害者サービス	9.7%	新体系 12.2%
		旧体系 7.6%
障害児サービス	9.1%	5.0%

【賃金・物価の動向】

	H24年度	H25年度	H26年度 (4月～10月の平均)	累積
賃金	▲0.3%	▲0.2%	0.4%	▲0.1%
物価	▲0.3%	0.9%	3.4%*	4.0%

*消費税率引上げ(5%→8%)に伴う影響分については、H26年4月の報酬改定で反映済み(改定率0.69%相当)。

2

平成27年度障害福祉サービス等の報酬改定の概要

共通事項

- ※ 単位数の記載は例示。
- ※ 新設の加算は仮称。

福祉・介護職員処遇改善加算の拡充

○ 福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用管理の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乘せ評価(福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分)を行うための新たな区分を創設。

【新設する加算の算定要件】

加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、次の要件を満たすこと。

<キャリアパス要件>

以下の要件をいずれも満たすこと。

- ① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること

<定量的要件>

賃金改善以外の処遇改善の取組について、平成27年4月以降新たな取組を実施すること

※ 現行の福祉・介護職員処遇改善加算ⅠからⅢに係る算定要件はこれまでと同様。

福祉専門職員配置等加算の見直し

○ 良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、新たな区分を創設。

<生活介護、自立訓練、就労移行支援等の場合>

常勤の生活支援員等のうち、

社会福祉士等の割合が25%以上：10単位/日



社会福祉士等の割合が35%以上：15単位/日(新設)
社会福祉士等の割合が25%以上：10単位/日

3

食事提供体制加算の適用期限の延長等

- 平成27年3月31日までとなっている時限措置について、平成30年3月31日まで延長。
- 食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、食事提供体制加算の加算単位について見直し。
＜生活介護、自立訓練、就労移行支援等の場合＞
食事提供体制加算 42単位/日 → 30単位/日

栄養マネジメント加算の見直し

- 平成27年3月31日までとなっている管理栄養士の配置要件の経過措置を廃止。
- 施設入所者に対して栄養ケア・マネジメントが適切に行われるよう、現行の加算単位を引上げ。
＜施設入所支援、福祉型障害児入所施設＞
栄養マネジメント加算 10単位/日 → 12単位/日

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の対象拡大

- 算定対象となるサービスについて、日中活動系サービスのみから、施設入所支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助にも拡大。

送迎加算の見直し

- 地域による算定基準の格差解消のため、都道府県の独自基準による取扱いを廃止。
- 日中活動系サービスについて、送迎人数や送迎頻度等の要件を緩和した新たな区分を創設。

【現行】

送迎加算 27単位/回

- ①1回平均10人以上が利用
- ②週3回以上の送迎
- ③都道府県知事が必要と認めていた基準



【見直し後】

送迎加算Ⅰ 27単位/回

現行要件の①かつ②を満たすこと

送迎加算Ⅱ 13単位/回(新設)

現行要件の①又は②のどちらかを満たすこと

- 事業所と居宅間以外に、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎について加算の対象に追加。

4

基準該当サービスの対象拡大

- 介護保険制度の看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)について、新たに基準該当サービスの対象に追加。(報酬単位については、小規模多機能型居宅介護の場合と同一。)
- ※ 該当サービス:基準該当生活介護、基準該当短期入所、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービス

サービス管理責任者等の配置に係る研修修了の猶予措置の見直し

- サービス管理責任者
 - ・ 平成27年3月31日までとなっている「平成24年4月1日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置」を廃止。
 - ・ 指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした1年間の猶予措置は、3年間の経過措置を設けた上で廃止。
- 児童発達支援管理責任者
 - ・ 平成27年4月1日から3年間に限り、障害児通所支援事業所等の開始日を起点として1年間の猶予措置を設定。
※ 平成27年4月1日前から事業を行っている場合は、平成28年3月31日までとする。
 - ・ やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して1年間の猶予措置を設定。

物価動向の反映

- 前回改定以降の物価の上昇傾向を踏まえ、原則として一律に障害福祉サービス等の基本報酬を見直し。

地域区分の見直し

- 国家公務員の地域手当の区分が見直されることを受けた社会福祉施設等の措置費対象施設の地域手当の見直しに合わせ、障害児サービスに係る地域区分を見直し。
※ 上乘せ割合については、平成27年度から29年度にかけて段階的に引き上げ(下げ)を行い、30年度から完全施行。

5

個別サービスの主な改定事項

※ 単位数の記載は例示。
※ 新設の加算は仮称。

1. 訪問系サービス

訪問系サービスにおける共通的事項(居宅介護、同行援護及び行動援護)

- 特定事業所加算(Ⅳ)【新設】 → 所定単位数の5%を加算
中重度の利用者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所を評価。
- サービス提供責任者の配置基準の見直し
利用者の情報の共有などサービス提供責任者が行う業務について効率化が図られている場合に、配置基準を利用者50人に対して1人以上に緩和。

居宅介護

- 基本報酬の見直し
介護報酬改定の動向を踏まえ、基本報酬を見直し。
- 福祉専門職員等連携加算【新設】 → 564単位/回(サービス初日から起算して90日間で3回を限度)
精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合を評価。

重度訪問介護

- 重度障害者への支援の充実
重度障害者に対する支援を強化するため、現行の障害支援区分6の利用者に対する評価を充実。

【現行】

障害支援区分6の場合 100分の7.5に相当する単位数を
所定単位数に加算



【見直し後】

障害支援区分6の場合 100分の8.5に相当する単位数を
所定単位数に加算

6

- 行動障害支援連携加算【新設】 → 584単位/回(サービス初日から起算して30日間で1回を限度)
サービス提供責任者が「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」の作成者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同で行った場合を評価。
- 特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し
平成27年3月31日までとなっている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を廃止し、新たに実務経験(重度訪問介護従業者として6,000時間以上)規定を設定。

行動援護

- 行動障害支援指導連携加算【新設】 → 273単位/回(重度訪問介護移行日が属する月に1回を限度)
支援計画シート等の作成者が重度訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合を評価。
- 支援計画シート等が未作成の場合の減算【新設】 → 所定単位数の5%を減算
支援計画シート等の作成を必須化するとともに、未作成の場合の減算を創設。なお、必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設定。
- 行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し
行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験の短縮を図りつつ、ヘルパーについては現行の30%減算の規定を廃止。なお、行動援護従業者養成研修の必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設定。
- 特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し
平成27年3月31日までとなっている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置を廃止。

2. 療養介護・生活介護・施設入所支援・短期入所

療養介護

- 基本報酬の見直し
経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。(見直しに際しては、小規模事業所に配慮)

7

生活介護

○ 基本報酬の見直し

支援内容に応じた評価を行うため、看護職員の配置について一部を加算で評価するとともに、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。(見直しに際しては、事業所規模等に配慮)

○ 開所時間減算の見直し

現行の開所時間減算について、4時間未満の区分の減算率を見直すとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設定。

【現行】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算

【見直し後】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算
開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算

○ 常勤看護職員等配置加算【新設】 → 利用定員が20人以下の場合 28単位/日

看護職員を常勤換算で1以上配置している事業所を評価。

施設入所支援

○ 重度障害者支援加算の見直し

夜間における強度行動障害を有する者への支援を適切に行うため、生活介護の人員配置体制加算や障害支援区分との関係を見直すとともに、強度行動障害支援者養成研修修了者による支援を評価。

【現行】

重度障害者支援加算(Ⅱ) 10単位/日~735単位/日
人員配置体制加算の算定状況や支援区分等を踏まえ算定

※ 加算算定開始から90日以内の期間について
700単位/日を加算

【見直し後】

重度障害者支援加算(Ⅱ)

① 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した場合(体制加算) 7単位/日

② 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合(個人加算) 180単位/日

※ 加算算定開始から90日以内の期間で、個別の支援を行った日について700単位/日を加算

※ 従来の重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所は、経過措置として、平成30年3月31日までの間は研修受講計画の作成をすることで、研修を受けた職員以外の配置でも算定を可能とする。 8

短期入所

○ 緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算の見直し

加算の算定要件を緩和するとともに、緊急時の初期のアセスメントを手厚く評価する観点から、受入れ初日に対する評価に重点化。

【現行】

緊急短期入所体制確保加算

(算定要件)

- ・利用定員の5/100に相当する空床の確保・提供体制の整備
- ・過去3か月の利用率が90/100以上
- ・連続する3か月間算定がなかった場合は、続く3か月は算定しない

【見直し後】

緊急短期入所体制確保加算

(算定要件)

- ・利用定員の5/100に相当する空床の確保・提供体制の整備
- ・過去3か月の利用率が90/100以上

【現行】

緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 60単位/日

緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 90単位/日

(算定要件)

- ・緊急短期入所体制確保加算を算定
- ・介護者が急病等の場合(7日又は14日を限度として算定)
- ・連続する3か月間算定がなかった場合は、続く3か月は算定しない

【見直し後】

緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 120単位/日

緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 180単位/日

(算定要件)

居室においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日に限り、当該緊急利用者のみに対して算定。

○ 医療連携体制加算の見直し

医療連携体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について、短期入所における支援時間が日中活動系サービスと比較して長いこと等を勘案し、現行の加算単位を引上げ。

【現行】

医療連携体制加算(Ⅰ) 500単位/日

医療連携体制加算(Ⅱ) 250単位/日

【見直し後】

医療連携体制加算(Ⅰ) 600単位/日

医療連携体制加算(Ⅱ) 300単位/日

○ 重度障害者支援加算の見直し

強度行動障害を有する者への支援を強化するため、現行の重度障害者支援加算に追加して加算。

【現行】

重度障害者支援加算 50単位/日

(算定要件)

重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者にサービスを提供



【見直し後】

重度障害者支援加算 50単位/日

(算定要件)

重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者にサービスを提供

※ 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者による支援の場合、強度行動障害を有する者に対して10単位を加算

○ 単独型加算の見直し

単独型事業所について、利用者が日中活動を利用した日(入所日及び退所日を除く。)で、短期入所事業所による支援が18時間を超える場合に、現行の単独型加算(320単位/日)に追加して加算(100単位/日)。

3. 共同生活援助・自立訓練

共同生活援助

○ 基本報酬の充実

重度障害者の支援を強化するため、障害支援区分の高い利用者に係る報酬を充実。

○ 夜間支援等体制加算の見直し

夜間における少人数の利用者に対する支援を適切に評価するため、夜間支援等体制加算(Ⅰ)において1人の支援者が3人以下の利用者を支援した場合の新たな区分を創設。

【現行】

夜間支援等体制加算(Ⅰ)

夜間支援対象利用者が4人以下

※ 月単位で算定

336単位/日



【見直し後】

夜間支援等体制加算(Ⅰ)

夜間支援対象利用者が2人以下

672単位/日

夜間支援対象利用者が3人

448単位/日

夜間支援対象利用者が4人

336単位/日

※ 日単位で算定

10

○ 重度障害者支援加算の見直し

重度障害者に対する支援を強化し、かつ、より適切に評価するため、算定要件等を見直し。

【現行】

重度障害者支援加算

45単位/日

(算定要件)

- ・重度の障害者が2人以上いる事業所であること
- ・生活支援員を加配していること
- ・事業所の全ての利用者について算定する



【見直し後】

重度障害者支援加算

360単位/日

(算定要件)

- ・重度の障害者が1人以上いる事業所であること
- ・生活支援員を加配していること
- ・サービス管理責任者等のうち1人以上が強度行動障害支援者養成研修(実践)等を受講していること等。ただし経過措置期間を設け、当該期間中は要件を緩和する
- ・事業所の重度障害者についてのみ算定する

○ 日中支援加算の見直し

日中活動を休んで日中を共同生活住居で過ごす利用者への支援の評価について、算定対象となる日中活動を拡大。

現行において算定対象となっている、生活介護、自立訓練等の日中活動に加え、新たに介護保険サービスの(介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイ・ケア、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ナイト・ケアについても算定対象に追加。

○ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長

平成27年3月31日までとなっている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成30年3月31日まで延長。

自立訓練(機能訓練・生活訓練)

○ 基本報酬の見直し

介護報酬改定の動向を踏まえ、機能訓練サービス費(Ⅱ)、生活訓練サービス費(Ⅱ)の基本報酬を見直し。

○ 機能訓練サービス費(Ⅱ)及び生活訓練サービス費(Ⅱ)の算定要件の見直し

通所による自立訓練の利用者だけでなく、訪問による訓練のみの利用者についても、自立訓練の利用が可能となるよう、算定要件を見直し。

○ 生活訓練サービス費(Ⅱ)の利用期間の緩和

【現行】
(算定要件)
訪問開始日から起算して180日間ごとに50回かつ月14回を上限として算定することができる



【見直し後】
(算定要件)
訪問開始日から起算して180日間ごとに50回を上限として算定することができる

宿泊型自立訓練

○ 夜間防災・緊急時支援体制加算の見直し

利用者の状況に応じて夜間に職員の配置が必要な場合も考えられることを踏まえ、共同生活援助の夜間支援等体制加算の例を参考に見直しを実施。(名称を「夜間防災・緊急時支援体制加算」から「夜間支援等体制加算」に変更)

【現行】 ※同一日の併算定が可
夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅰ) 12単位/日
夜間に防災体制を確保した場合に算定
夜間防災・緊急時支援体制加算(Ⅱ) 10単位/日
夜間に常時連絡体制を確保した場合に算定



【見直し後】 ※同一日の併算定は不可
夜間支援等体制加算(Ⅰ) 46~448単位/日
夜間に夜勤を配置した場合に利用者数に応じて算定
夜間支援等体制加算(Ⅱ) 15~149単位/日
夜間に宿直を配置した場合に利用者数に応じて算定
夜間支援等体制加算(Ⅲ) 10単位/日
夜間に防災体制又は常時連絡体制を確保した場合に算定

○ 日中支援加算の見直し → 「共同生活援助」を参照

4. 就労系サービス

就労移行支援

○ 就労定着支援体制加算【新設】

一般就労への定着支援を充実・強化するため、基本報酬の見直しを行った上で、現行の就労移行支援体制加算を廃止し、利用者の就労定着期間に着目した加算を新たに創設。

※就労継続支援A型に移行した利用者は、就労定着実績には含まない。

12

- ・就労継続期間が6月以上12月未満の利用者の場合 利用定員に占める割合に応じて、29~146単位/日を算定
- ・就労継続期間が12月以上24月未満の利用者の場合 利用定員に占める割合に応じて、25~125単位/日を算定
- ・就労継続期間が24月以上36月未満の利用者の場合 利用定員に占める割合に応じて、21~105単位/日を算定

○ 一般就労への移行実績がない事業所の評価の見直し

一般就労移行後の就労定着実績がない事業所の減算を強化するとともに、一般就労への移行実績がない事業所に対する減算を新たに創設。

※就労継続支援A型に移行した利用者は、就労移行実績及び就労定着実績には含まない。

【現行】
・過去3年間就労定着者が0の場合 所定単位数の85%を算定
・過去4年間就労定着者が0の場合 所定単位数の70%を算定



【見直し後】
・過去2年間就労移行者が0の場合 所定単位数の85%を算定
・過去3年間就労定着者が0の場合 所定単位数の70%を算定
・過去4年間就労定着者が0の場合 所定単位数の50%を算定

○ 移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定要件の見直し

多様な施設外就労が可能となるよう、就労支援単位として1ユニット当たりの最低定員が3人以上とされている算定要件を緩和。

【現行】
移行準備支援体制加算(Ⅱ)
(算定要件)
就労支援単位(就労移行支援事業の訓練が3人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。)ごとに実施すること。



【見直し後】
移行準備支援体制加算(Ⅱ)
(算定要件)
就労支援単位ごとに実施すること。
※ 1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1人でも加算の算定を可能とする。

就労継続支援A型

○ 短時間利用者の状況を踏まえた評価の見直し

短時間利用に係る減算の仕組みについて、個々の利用者の利用実態を踏まえたものとなるよう見直し(平成27年10月施行)。また、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。

13

事業所における雇用契約を締結している利用者の平均利用時間(1日当たり)に応じて、所定単位数の30%~90%を算定する。

○ 重度者支援体制加算(Ⅲ)の廃止

平成27年3月31日までの経過措置とされている重度者支援体制加算(Ⅲ)を廃止。

○ 施設外就労加算の算定要件の見直し → 就労移行支援の「移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定要件の見直し」を参照。

就労継続支援B型

○ 目標工賃達成加算の見直し

工賃向上に向けた取組を推進するため、基本報酬の見直しを行った上で、工賃が一定の水準に達している事業所を評価するための新たな加算区分を創設するとともに、現行の目標工賃達成加算の算定要件等を見直し。

【現行】

目標工賃達成加算

・目標工賃達成加算(Ⅰ) 49単位/日

(算定要件)

- ①前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の1/3以上
- ②前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上
- ③工賃向上計画を作成していること

・目標工賃達成加算(Ⅱ) 22単位/日

(算定要件)

- ①前年度の工賃実績が、各都道府県の施設種別平均の80/100以上
- ②工賃向上計画を作成していること

【見直し後】

目標工賃達成加算

・目標工賃達成加算(Ⅰ) 69単位/日(新設)

(算定要件)

- ①前年度の工賃実績が、原則、前々年度の工賃実績以上
- ②前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の1/2以上
- ③前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上
- ④工賃向上計画を作成していること

・目標工賃達成加算(Ⅱ) 59単位/日

・目標工賃達成加算(Ⅲ) 32単位/日

(算定要件)

現行の算定要件に、上記の①の要件を追加

14

○ 目標工賃達成指導員配置加算の見直し

工賃向上に向けた体制の整備に積極的に取り組む事業所を評価するため、目標工賃達成指導員配置加算の算定要件等を見直し。

【現行】

目標工賃達成指導員配置加算

・利用定員20人以下の場合 81単位/日

(算定要件)

就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)を算定する事業所で、目標工賃達成指導員等の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること

【見直し後】

目標工賃達成指導員配置加算

・利用定員20人以下の場合 89単位/日

(算定要件)

就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)を算定する事業所で、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員等の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること

○ 重度者支援体制加算(Ⅲ)の廃止 → 就労継続支援A型の「重度者支援体制加算(Ⅲ)の廃止」を参照。

○ 施設外就労加算の算定要件の見直し → 就労移行支援の「移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定要件の見直し」を参照。

5. 相談支援・地域相談支援

計画相談支援・障害児相談支援

○ 特定事業所加算【新設】 → 300単位/月

手厚い人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援・障害児相談支援が提供されている事業所を評価。

○ 初回加算【新設】 → 500単位/月(障害児相談支援のみ)

保護者の障害受容ができないこと等により、特にアセスメントに係る事業所の業務負担を評価。

○ モニタリングの実施頻度について、よりきめ細かな支援を図る観点から、利用している障害福祉サービスや障害児通所支援をもって一律に設定することとせず、利用者の状態等に応じて柔軟に設定の上実施。

15

地域移行支援

- 初回加算【新設】 → 500単位/月
サービス利用の初期段階におけるアセスメント等に係る業務負担を評価。
- 障害福祉サービスの体験利用加算の見直し
利用者の病状や意向、状態に応じて柔軟に障害福祉サービスの体験利用が行えるよう、利用期間の制限を廃止。(支援の提供開始日から90日以内に限るという制限を廃止)
- 体験宿泊加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の見直し
利用者の病状や意向、状態に応じて柔軟に体験宿泊が行えるよう、利用期間の制限を廃止。(支援の提供開始日から90日以内に限るという制限を廃止)

6. 障害児支援

障害児通所支援

- 基本報酬の見直し(児童発達支援(センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く)及び放課後等デイサービス(主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く))
経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。
- 児童指導員等配置加算(有資格者を配置した場合)【新設】(児童発達支援及び放課後等デイサービス)
支援の質の確保を図る観点から、児童指導員等の一定の要件を満たす職員を配置している場合を評価。

◆児童発達支援(センター及び主に重症児を通わせる事業所を除く)	定員区分に応じて、6~12単位/日を算定
◆放課後等デイサービス(主に重症児を通わせる事業所を除く)で授業終了後に行う場合	定員区分に応じて、4~9単位/日を算定
◆放課後等デイサービス(主に重症児を通わせる事業所を除く)で休業日に行う場合	定員区分に応じて、6~12単位/日を算定

16

- 指導員加配加算の見直し(児童発達支援及び放課後等デイサービス)

経営の実態等を踏まえ、指導員加配加算を見直し。

【現行】

定員10人以下	193単位/日
定員11人以上20人以下	129単位/日
定員21人以上	77単位/日



【見直し後】

*児童指導員等を配置している場合	
定員10人以下	195単位/日
定員11人以上20人以下	130単位/日
定員21人以上	78単位/日
*指導員を配置している場合	
定員10人以下	183単位/日
定員11人以上20人以下	122単位/日
定員21人以上	73単位/日

- 家庭連携加算の見直し(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

障害児を育てる家族等への支援を強化するため、家庭連携加算の算定要件を見直し。

【現行】

障害児通所支援を利用した日は加算の算定は不可
算定可能回数 4回/月



【見直し後】

障害児通所支援を利用した日も加算の算定が可能
算定可能回数 2回/月

- 事業所内相談支援加算【新設】(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)
障害児通所支援事業所等において、障害児と家族等に相談援助を行った場合に月1回を限度として、35単位/回を算定。
- 関係機関連携加算【新設】(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)
保育所等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合や、就学前の児童等について、就学等に関する相談援助及び学校等との連絡調整を行った場合を評価。

17

・関係機関連携加算(Ⅰ) 200単位/回

(算定要件)

障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1年につき1回を限度として算定

・関係機関連携加算(Ⅱ) 200単位/回

(算定要件)

就学前又は就職前の障害児について、就学先の学校又は就職先の企業等と連絡調整等を行った場合に、各1回を限度として算定

○ 延長支援加算の拡充(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

重症心身障害児に対する延長支援を行った場合の加算を拡充。

【現行】

延長支援加算

・時間区分に応じて、61～123単位/日を算定



【見直し後】

延長支援加算

障害児(重症児以外)の場合

・時間区分に応じて、61～123単位/日を算定

障害児(重症児)の場合

・時間区分に応じて、128～256単位/日を算定

○ 送迎加算の拡充(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

重症心身障害児に対する手厚い人員配置体制での送迎を行った場合を評価。

【現行】

送迎加算

片道54単位/回(障害種別に関わらず。ただし、児童発達支援センター及び重症心身障害児を除く。)



【見直し後】

送迎加算

障害児(重症児以外)の場合

片道54単位/回

障害児(重症児)の場合

片道37単位/回

○ 基本報酬等の定員区分の見直し(児童発達支援(センターを除く)及び放課後等デイサービス)

小規模な事業所が重症心身障害児を受け入れた場合、定員設定により収入に大きな乖離を生じる場合があることから、基本報酬の定員区分「6人以上10人以下」を細分化。(児童発達支援管理責任者専任加算についても同様)

【現行】

基本報酬(児童発達支援管理責任者専任加算)の定員区分「5人」、「6人以上10人以下」、「11人以上」で報酬単位を設定



【見直し後】

基本報酬(児童発達支援管理責任者専任加算)の定員区分「5人」、「6人」、「7人」、「8人」、「9人」、「10人」、「11人以上」に細分化して報酬単位を設定

18

○ 保育職員加配加算【新設】(医療型児童発達支援) → 50単位/日

定員21人以上の医療型児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士を加配した場合を評価。

※指定発達支援医療機関で実施する場合を除く。

○ 訪問支援員特別加算(専門職員が支援を行う場合)【新設】(保育所等訪問支援) → 375単位/日

作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置して訪問支援を行った場合を評価。

○ 保育所等訪問支援の算定要件の見直し

他の障害児通所支援を利用した日も保育所等訪問支援の算定を可能とする。

○ 特別地域加算【新設】(保育所等訪問支援) → (1日につき) +15/100

過疎地等の離島・山間地域への訪問支援を行った場合を評価。

○ 開所時間減算の見直し(児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス)

現行の開所時間減算について、4時間未満の区分の減算率を見直すとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設定。

【現行】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算



【見直し後】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算

開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算

障害児入所支援

○ 基本報酬の見直し(福祉型障害児入所施設)

経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。

○ 強度行動障害児支援の強化(福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設)

強度行動障害を有する障害児への適切な支援を推進するため、重度障害児支援加算において、強度行動障害支援者養成研修を修了した職員を配置した場合の加算を拡充。

また、福祉型障害児入所施設の強度行動障害児特別支援加算の算定要件に、強度行動障害支援者養成研修を修了した職員の配置を追加する。(従来の強度行動障害児特別支援加算を算定していた事業所は、経過措置として、平成30年3月31日までの間は研修受講計画の作成をもって算定可能とする。)

19

重度障害児支援加算

- 福祉型障害児入所施設 重度障害児支援加算(Ⅰ)～(Ⅵ)の報酬単位の、+11単位/日を算定
医療型障害児入所施設 重度障害児支援加算(Ⅰ)、(Ⅱ)の報酬単位の、+11単位/日を算定

○ 有期有目的入所の評価(医療型障害児入所施設)

有期有目的入所に係る基本報酬の区分を新たに設定。

指定医療型障害児入所施設の場合

障害種別(自閉症児、肢体不自由児、重症児)、利用期間(～90日、91～180日、181日以降)に応じて、133～968単位/日を算定

指定発達支援医療機関の場合

障害種別(自閉症児、肢体不自由児、重症児)、利用期間(～90日、91～180日、181日以降)に応じて、112～968単位/日を算定

○ 心理担当職員配置加算【新設】(医療型障害児入所施設) → 26単位/日

現行、心理担当職員配置加算がない医療型障害児入所施設(主として重症心身障害児を入所させる施設及び指定発達支援医療機関を除く。)においても、心理的援助を支援する観点から、心理担当職員を配置した場合を評価。

その他

○ 国庫負担基準の見直し

- ・ 重度障害者の利用実態を考慮した水準を設定。(訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援利用者数の割合が5%以上の市町村の国庫負担基準総額の5%嵩上げ)
- ・ 基本報酬の見直しや加算の創設等の影響についても考慮。

国庫負担基準の平均額 11.9万円→12.5万円(+5.0%)

○ 補足給付の見直し

食費・光熱水費の実態を踏まえ、基準費用額を見直し。

【現行】 基準費用額 58,000円 → 【見直し後】 基準費用額 53,500円

20

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

平成27年2月12日
障害福祉サービス等
報酬改定検討チーム

【目次】

第1 基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第2 各サービスの報酬改定の基本方向・・・・・・・・・・・・・6

1. 障害福祉サービス等における共通的事項・・・・・・・・・・・・・6

(1) 福祉・介護職員処遇改善加算の拡充・・・・・・・・・・・・・6

(2) 福祉専門職員配置等加算の見直し・・・・・・・・・・・・・6

(3) 食事提供体制加算の適用期限の延長等・・・・・・・・・・・・・7

(4) 栄養マネジメント加算の見直し・・・・・・・・・・・・・8

(5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の対象拡大・・・・・・・・・・・・・8

(6) 送迎加算の見直し・・・・・・・・・・・・・8

(7) 基準該当サービスの対象拡大・・・・・・・・・・・・・9

(8) サービス管理責任者等の配置に係る研修了の猶予措置の見直し・・・・・・・・・・・・・9

(9) 物価動向の反映・・・・・・・・・・・・・10

(10) 地域区分の見直し・・・・・・・・・・・・・10

2. 訪問系サービス・・・・・・・・・・・・・10

(1) 訪問系サービスにおける共通的事項（居宅介護、同行探護及び行動探護）・・・・・・・・・・・・・11

(2) 居宅介護・・・・・・・・・・・・・12

(3) 重度訪問介護・・・・・・・・・・・・・13

(4) 行動探護・・・・・・・・・・・・・14

3. 療養介護・生活介護・施設入所支援・短期入所・・・・・・・・・・・・・16

(1) 療養介護・・・・・・・・・・・・・16

(2) 生活介護・・・・・・・・・・・・・16

(3) 施設入所支援・・・・・・・・・・・・・17

(4) 短期入所・・・・・・・・・・・・・19

4. 共同生活援助・自立訓練・・・・・・・・・・・・・22

(1) 共同生活援助・・・・・・・・・・・・・22

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練）・・・・・・・・・・・・・24

(3) 宿泊型自立訓練・・・・・・・・・・・・・25

5. 就労系サービス・・・・・・・・・・・・・27

(1) 就労移行支援・・・・・・・・・・・・・27

(2) 就労継続支援A型・・・・・・・・・・・・・29

(3) 就労継続支援B型・・・・・・・・・・・・・31

6. 相談支援・地域相談支援・・・・・・・・・・・・・32

(1) 計画相談支援・障害児相談支援・・・・・・・・・・・・・32

(2) 地域移行支援・・・・・・・・・・・・・33

7. 障害児支援・・・・・・・・・・・・・34

(1) 障害児通所支援・・・・・・・・・・・・・34

(2) 障害児入所支援・・・・・・・・・・・・・39

8. その他・・・・・・・・・・・・・41

(1) 国庫負担基準の見直し・・・・・・・・・・・・・41

(2) 補足給付の見直し・・・・・・・・・・・・・41

第3 終わりに・・・・・・・・・・・・・42

別紙1 福祉・介護職員処遇改善加算の見直しについて・・・・・・・・・・・・・43

別紙2 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて・・・・・・・・・・・・・45

【訪問系サービス】

居宅介護サービス費・・・・・・・・・・・・・45

重度訪問介護サービス費・・・・・・・・・・・・・47

同行探護サービス費・・・・・・・・・・・・・48

行動探護サービス費・・・・・・・・・・・・・48

重度障害者等包括支援サービス費・・・・・・・・・・・・・49

[日中活動系サービス]

療養介護サービス費・・・・・・・・・・・・・50

生活介護サービス費・・・・・・・・・・・・・51

短期入所サービス費・・・・・・・・・・・・・53

[施設系サービス]

施設入所支援サービス費・・・・・・・・・・・・・54

[居住系サービス]

共同生活援助サービス費・・・・・・・・・・・・・56

[訓練系・就労系サービス]

機能訓練サービス費・・・・・・・・・・・・・58

生活訓練サービス費・・・・・・・・・・・・・59

就労移行支援サービス費・・・・・・・・・・・・・59

就労継続支援A型サービス費・・・・・・・・・・・・・60

就労継続支援B型サービス費・・・・・・・・・・・・・61

[相談系サービス]

計画相談支援費	61
障害児相談支援費	62
地域移行支援サービス費	62
地域定着支援サービス費	62
[障害児通所系サービス]	
児童発達支援給付費	62
医療型児童発達支援給付費	64
放課後等デイサービス給付費	64
保育所等訪問支援給付費	66
[障害児入所系サービス]	
福祉型障害児入所施設給付費	66
医療型障害児入所施設給付費	73
別紙3 地域区分の見直しについて	75

第1 基本的考え方

1. これまでの経緯

- 障害福祉サービス関係費は、義務的経費化を背景として利用者数の増加等により、この10年間で2倍以上となっており、平成27年度予算案においても、対前年度比+4.5%の1兆849億円が計上されている。
- 障害福祉サービス関係費が着実な伸びを示している中で、「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）においては、平成27年度障害福祉サービス等報酬改定について「介護報酬と同様にサービス事業者の経営状況等を勘案して見直すとともに、福祉・介護職員の処遇改善について取り組む」こととされた。
- また、先の通常国会において、「介護・障害福祉従事者の処遇改善に関する法律」が成立し、「介護・障害福祉従事者の処遇改善に資するための施策の在り方について検討し、必要な措置を講ずる」こととされた。
- このような状況の中、平成27年1月11日の厚生労働大臣と財務大臣との折衝を経て、平成27年度障害福祉サービス等報酬の改定率は±0%とされ、月額+1.2万円相当の福祉・介護職員処遇改善加算の拡充を行うとともに、各サービスの收支状況や事業所の規模等に応じ、メリハリを付けて対応することとされた。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームは、平成26年6月13日から本日まで15回にわたり、34の関係団体からのヒアリングのほか、個々のサービスごとに現状と論点を整理した上で、検討を積み重ねてきた。「平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、これまでの検討の積み重ねと上記の経緯等に沿って整理し、取りまとめたものである。

2. 基本的考え方

- 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定は、「福祉・介護職員の処遇改善」、「障害児・者の地域移行・地域生活の支援」及び「サービスの適正な実施等」

の3つの基本的考え方の下で、以下の方針に沿って行うこととする。

(1) 福祉・介護職員の処遇改善

- 障害福祉サービスにおける利用の伸びが見込まれる中、更なる福祉・介護の人材確保・処遇改善の取組を進めていく必要がある。このため、前回改定において創設された福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる上乗せ評価を行うための新たな区分を創設する。
- また、障害種別ごとの特性や重度化・高齢化に対応したきめ細かな支援が可能となるよう、障害特性に応じた専門性を持った人材を確保するため、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価する。

(2) 障害児・者の地域移行・地域生活の支援

- 「障害者の地域生活の推進に関する検討会」、「長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的な方策に係る検討会」及び「障害児支援の在り方に関する検討会」報告書等において、重度の障害児・者や精神障害者の地域移行・地域生活の支援の推進について、更なるサービスの充実に向けた具体的な提言がなされている。

- これらを踏まえ、重度の障害児・者が可能な限り、身近な場所において日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施設・病院からの地域移行支援、計画相談支援、生活の場としてのグループホーム等の充実を図る。また、個々の障害特性への配慮や夜間・緊急時の対応等、地域生活の支援に係る必要な見直しを行うとともに、障害者の就労に向けた取組等を一層推進する。

- 障害児支援については、特に支援の質を確保しつつ、家族等に対する相談援助や関係機関との連携の強化、重症心身障害児に対する支援の充実等を行う。

(3) サービスの適正な実施等

- 「経済財政運営と改革の基本方針2014」において、「平成27年度報酬改定においては、サービス事業者の経営状況等を勘案して見直し」とされていること等を踏まえ、サービスの適正実施の観点から所要の見直しを行う。

第2 各サービスの報酬改定の基本方向

1. 障害福祉サービス等における共通的事項

(1) 福祉・介護職員処遇改善加算の拡充

- 福祉・介護職員処遇改善加算について、現行の加算の仕組みは維持しつつ、更なる資質向上の取組、雇用の改善、労働環境改善の取組を進める事業所を対象に、更なる上乗せ評価（福祉・介護職員の賃金月額1.2万円相当分）を行うための新たな区分を創設する。
- 新設する区分の算定要件として、現行の加算のキャリアパス要件である① 職位・職責・職務内容に応じた任用要件と賃金体系を整備すること② 資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保することのいずれにも適合するとともに、定量的要件として、賃金改善以外の処遇改善の取組について、近年に新たに実施していることを要件とする。

→「福祉・介護職員処遇改善加算の見直しについて」（別紙1）参照

(2) 福祉専門職員配置等加算の見直し

- 良質な人材の確保と障害福祉サービスの質の向上を促す観点から、福祉専門職員の配置割合が高い事業所をより評価できるよう、新たな区分を創設する。

●福祉専門職員配置等加算の見直し

[現行]

- 福祉専門職員配置等加算（I）
常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所
 - ①生活介護、機能訓練、生活訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス 10単位/日
 - ②療養介護、宿泊型自立訓練、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設 7単位/日
- 福祉専門職員配置等加算（II）
生活支援員等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤

職員が30%以上雇用されている事業所 ① 6単位/日 ② 4単位/日

[見直し後]

福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)【新設】

常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が35%以上雇用されている事業所 ① 15単位/日 ② 10単位/日

福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)

常勤の生活支援員等のうち、社会福祉士等の資格保有者が25%以上雇用されている事業所 ① 10単位/日 ② 7単位/日

福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)

生活支援員等のうち、常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上雇用されている事業所 ① 6単位/日 ② 4単位/日

(注) 現行の福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)については、名称を福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)及び(Ⅲ)に変更する。

(3) 食事提供体制加算の適用期限の延長等

○ 生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型においては、低所得の利用者の食費負担が原材料費相当のみとなるよう、平成27年3月31日までの期限措置として食事提供体制加算が設けられているが、当該加算の取得実態を踏まえ、これを平成30年3月31日まで延長する。なお、障害児通所支援においても同様の措置を講ずる。

○ その際、食事の提供に要する費用の実態を踏まえ、食事提供体制加算の算単位について見直しを行う。

○ なお、重度障害者等包括支援において短期入所を提供する場合についても同様の措置を講ずる。

● 食事提供体制加算等の見直し

(障害福祉サービス)

日中活動系サービス

短期入所・宿泊型自立訓練

重度障害者等包括支援

[現行] [見直し後]

4 2 単位/日 → 3 0 単位/日

6 8 単位/日 → 4 8 単位/日

6 8 単位/日 → 4 8 単位/日

児童発達支援・医療型児童発達支援

食事提供加算(Ⅰ)

4 2 単位/日 → 3 0 単位/日

食事提供加算(Ⅱ)

5 8 単位/日 → 4 0 単位/日

(4) 栄養マネジメント加算の見直し

○ 施設に入所している利用者について、栄養ケア・マネジメントが適切に行われるよう、施設入所支援及び福祉型障害児入所施設について、現行の加算単位を引き上げる。

○ また、平成27年3月31日までとされている管理栄養士の配置要件の経過措置について、管理栄養士の役割や配置状況等を踏まえ、廃止する。

● 栄養マネジメント加算の見直し

[現行] 1 0 単位/日 → [見直し後] 1 2 単位/日

(5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の対象拡大

○ コミュニケーション等に重大な支障がある視覚・聴覚言語障害者に対する生活の支援を適切に評価する観点から、現在日中活動系サービスのみ算定できる視覚・聴覚言語障害者支援体制加算について、施設入所支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助も算定対象とする。

(6) 送迎加算の見直し

○ 送迎加算については、平成23年度まで障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業として行われていた経緯から、これまで都道府県が認める基準により加算を算定できる取扱いとされている。このため地域により算定基準に格差が生じていることから、都道府県の独自基準による取扱いを廃止するとともに、日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型)について、送迎人数や送迎頻度等の要件を緩和した加算区分を新たに設ける。

○ また、原則として事業所と居宅間の送迎のみとされている取扱いについて、送迎加算を算定する全てのサービスにおいて、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎についても加算の対象とする。

○ なお、宿泊型自立訓練に係る送迎加算については、算定実績を踏まえ、廃

止する。

●送迎加算の見直し(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型)

【現行】

送迎加算 27単位/回

1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合その他障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業において都道府県知事が必要と認めていた基準により算定。なお、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の50/100以上が利用している場合に算定。

【見直し後】

送迎加算 (I) 27単位/回

1回の送迎につき平均10人以上が利用し、かつ、週3回以上の送迎を実施している場合に算定。なお、利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の50/100以上が利用している場合に算定。

送迎加算 (II) 【新設】 13単位/回

1回の送迎につき平均10人以上が利用している(利用定員が20人未満の事業所にあつては、平均的に定員の50/100以上が利用していること)又は週3回以上の送迎を実施している場合に算定。

(7) 基準該当サービスの対象拡大

○ 介護保険制度の小規模多機能型居宅介護事業所で障害児者を受け入れた場合、基準該当生活介護、基準該当短期入所、基準該当児童発達支援及び基準該当放課後等デイサービスとして報酬上評価される仕組みとなっているが、平成24年度に創設された看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)の普及状況を踏まえ、新たに基準該当サービスの対象とする。(報酬単位については、小規模多機能型居宅介護事業所で障害児者を受け入れた場合と同一とする。)

(8) サービス管理責任者等の配置に係る研修修了の猶予措置の見直し

○ サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の配置要件に係る研修の修了の猶予措置について、地方自治体における研修修了者の養成状況等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

・ サービス管理責任者について、平成27年3月31日までの経過措置とされている平成24年4月1日前までに事業を開始した多機能型事業所等に配置される際の経過措置については、廃止する。また、指定障害福祉サービス事業所等の開始日を起点とした1年間の猶予措置については、3年間の経過措置を設けた上で廃止する。

・ 児童発達支援管理責任者について、平成27年4月1日から3年間に限り、障害児通所支援事業所等の開始日を起点として1年間の猶予措置を設ける(平成27年4月1日前から事業を行っている場合は、平成28年3月31日までとする。)。また、やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合は、発生日から起算して1年間の猶予措置を設ける。

(9) 物価動向の反映

○ 前回改定以降の物価の上昇傾向(*)を踏まえ、原則として一律に障害福祉サービス等の基本報酬の見直しを行う。

* 平成26年4月の消費税率引上げ(5%→8%)相当分を除く。

○ その際、居宅介護の身体介護及び通院等乗降介助など一部のサービス区分については、同種の介護保険サービスとの均衡を考慮して報酬単位が設定されていることから、介護報酬改定の動向を踏まえて対応する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙2)参照

(10) 地域区分の見直し

○ 国家公務員の地域手当が6区分(18%、15%、12%、10%、6%及び3%)から7区分(20%、16%、15%、12%、10%、6%及び3%)に見直されることを受けた社会福祉施設等の措置費対象施設の地域手当の見直しに合わせ、障害児サービスに係る地域区分の見直しを行う。

○ なお、障害者に係る地域区分は、前回改定で行った見直しが平成27年4月に完全施行されることを踏まえ、今回は見直しを行わない。

→「地域区分の見直しについて」(別紙3)参照

2. 訪問系サービス

(1) 訪問系サービスにおける共通的事項（居宅介護、同行援護及び行動援護）

（中重度者の受入れや人員配置基準以上にサービス提供責任者を配置している事業所に対する評価）

○ 介護報酬改定の動向を踏まえ、中重度の利用者を重点的に受け入れるとともに、人員基準を上回る常勤のサービス提供責任者を配置する事業所について、新たに特定事業所加算において評価する。

●特定事業所加算（Ⅳ）（仮称）【新設】

<居宅介護、同行援護及び行動援護>

以下のいずれにも適合する場合、所定単位数の5%を加算。

- ① 事業所の全てのサービス提供責任者に対し、サービス提供責任者ごとに研修計画を作成し、当該研修計画に従い、研修を実施又は実施予定としていること。
- ② 次の掲げる基準に従い、サービスが行われていること。
 - ア 利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該事業所における従業者の技術指導を目的とした会議を定期的開催すること。
 - イ サービスの提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当する従業者から適宜報告を受けること。
- ③ 事業所の全ての従業者に対し健康診断等を定期的実施すること。
- ④ 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。
- ⑤ 事業所の新規に採用した全ての従業者に対し、熟練した従業者の同行による研修を実施していること。
- ⑥ 人員基準に基づき、常勤のサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、基準により配置することとされているサービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置していること。
- ⑦ 前年度又は算定日が属する月の前3月間における利用者（障害児を除く。）の総数のうち、障害支援区分4以上である者及び嗜痰吸引等を必要とする者の占める割合が100分の50以上であること。

（サービス提供責任者の配置基準の見直し）

○ 介護報酬改定の動向を踏まえ、利用者の情報の共有などサービス提供責任

者が行う業務について効率が図られている場合に、配置基準を利用者50人に対して1人以上に緩和する。

●サービス提供責任者の配置基準の見直し

<居宅介護、同行援護及び行動援護>

【現行】以下のいずれか

- ① サービス提供時間450時間又はその端数を増すごとに1人以上
- ② 従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
- ③ 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上

【見直し後】以下のいずれか

- ① サービス提供時間450時間又はその端数を増すごとに1人以上
- ② 従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
- ③ 利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上
- ④ ③の規定にかかわらず、常勤のサービスの提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合においては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

(2) 居宅介護

（基本報酬の見直し）

○ 介護報酬改定の動向を踏まえ、基本報酬の見直しを行う。

→「障害福祉サービスの基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

（福祉専門職員等との連携の評価）

○ サービス提供責任者に係る障害特性の理解や医療機関等専門機関との連携、従業者への技術指導等の課題に対応するため、精神障害者等の特性に精通する専門職と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合に、新たに加算により評価する。

●福祉専門職員等連携加算（仮称）【新設】 564単位/回

初回のサービスが行われた日から起算して90日の間、3回を限度として算定。

(3) 重度訪問介護

(重度障害者への支援の充実)

- 重度障害者に対する支援を強化するため、現行の障害支援区分6の利用者に対する評価の充実を図る。

● 障害支援区分6の者に対する加算の見直し

[現行]

障害支援区分6の場合 100分の7.5に相当する単位数を所定単位数に加算。

[見直し後]

障害支援区分6の場合 100分の8.5に相当する単位数を所定単位数に加算。

(行動障害を有する者に対する支援のための連携の評価)

- 行動障害を有する者に対して適切に支援を行うため、サービス提供責任者が「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」の作成者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合に、新たに加算により評価する。

● 行動障害支援連携加算 (仮称) 【新設】 584 単位/回

初回のサービスが行われた日から起算して30日の間、1回を限度として算定。

(特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し)

- 平成27年3月31日までとされている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置について、当該経過措置を設けてから6年が経過したことを踏まえ、廃止する。なお、重度訪問介護従業者については、実務経験もサービス提供を行う上で重要であることに鑑み、新たに実務経験規定を設ける。

● 特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し

[現行]

当該指定重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは旧1級課程修了者であるこ

と。ただし、平成27年3月31日までの間は、当該指定重度訪問介護事業所のサービス提供責任者のうち重度訪問介護従業者として3,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有するサービス提供責任者の占める割合が50/100以上である場合は、当該基準に適合するものとみなす。

[見直し後]

当該指定重度訪問介護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士、5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、旧1級課程修了者又は重度訪問介護従業者として6,000時間以上の指定重度訪問介護の実務経験を有する者であること。

(4) 行動援護

(行動障害を有する者に対する支援のための連携の評価)

- 行動障害を有する者に対して適切に支援を行うため、支援計画シート等の作成者が重度訪問介護事業所のサービス提供責任者と連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行った場合に、新たに加算により評価する。

● 行動障害支援指導連携加算 (仮称) 【新設】 273 単位/回

重度訪問介護に移行する日の属する月につき、1回を限度として算定。

- また、行動障害を有する者の支援に当たっては、関係者間で情報を共有し、一貫性のある支援を行うことが重要なことから、支援計画シート等の作成を必須化するとともに、未作成の場合は減算を行う。なお、必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設ける。

● 支援計画シート等が未作成の場合の減算 【新設】

「支援計画シート」及び「支援手順書 兼 記録用紙」が作成されていない場合、所定単位数の5%を減算。

(行動援護ヘルパー及びサービス提供責任者の要件の見直し)

- ヘルパー及びサービス提供責任者の更なる資質の向上を図るため、行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験を短縮するとともに、ヘルパーについては30%減算の規定を廃止する。なお、行動援護従業者養成研修の必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を

設ける。

●行動援護におけるヘルパーの要件

[現行]

- ① 居宅介護従業者の要件を満たす者又は行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するもの
- ② 行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの（報酬の取扱いを30%減算）

[見直し後]

- 行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。

●行動援護におけるサービス提供責任者の要件

[現行]

- 居宅介護従業者の要件を満たす者又は行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児又は精神障害者の直接業務に5年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成27年3月31日までの間、行動援護従業者養成研修修了者にあつては、直接業務に3年以上従事した経験を有することとする。

[見直し後]

- 行動援護従業者養成研修修了者であつて、知的障害児又は精神障害者の直接業務に3年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間、居宅介護従業者の要件を満たす者にあつては、直接業務に5年以上従事した経験を有することとする。

(特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し)

- 平成27年3月31日までとされている特定事業所加算のサービス提供責任者に係る算定要件の経過措置について、当該経過措置を設けてから6年が経過したことを踏まえ、廃止する。

●特定事業所加算の算定要件の経過措置の見直し

[現行]

当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは旧1級課程修了者であること。ただし、平成27年3月31日までの間は、当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が、指定居宅介護等従業者であつて行動援護従業者養成研修課程を修了している場合は、当該基準に適合するものとみなす。

[見直し後]

当該指定行動援護事業所の全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者若しくは旧1級課程修了者であること。

3. 療養介護・生活介護・施設入所支援・短期入所

(1) 療養介護

(基本報酬の見直し)

- 経営の実態等を踏まえ、基本報酬の見直しを行う。その際、特に小規模な事業所（定員60人以下）に配慮する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

(2) 生活介護

(基本報酬の見直し)

- 支援内容に応じた評価を行うため、従来、基本報酬の中で行っていた看護職員の配置に対する評価について、その一部を加算で評価するとともに、経営の実態等を踏まえ、基本報酬の見直しを行う。その際、特に事業所規模や障害支援区分の高い利用者に配慮する。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

(開所時間減算の見直し)

- 適正なサービス時間の評価を行うため、現行の開所時間減算について、4時間未満の場合の減算率を見直すとともに、4時間以上6時間未満の区分を新たに設ける。

●開所時間減算の見直し

[現行]

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。

[見直し後]

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算。

開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算。

(常勤看護職員等の配置の評価)

- 看護職員を常勤換算で1人以上配置している事業所を評価する加算を創設する。

●常勤看護職員等配置加算(仮称)【新設】

[利用定員が20人以下] 28単位/日

[利用定員が21人以上40人以下] 19単位/日

[利用定員が41人以上60人以下] 11単位/日

[利用定員が61人以上80人以下] 8単位/日

[利用定員が81人以上] 6単位/日

(3) 施設入所支援

(重度障害者支援加算の見直し)

- 重度障害者支援加算(Ⅱ)について、夜間における強度行動障害を有する者への支援を適切に行うため、生活介護の人員配置体制加算や障害支援区分との関係を見直すとともに、強度行動障害支援者養成研修修了者による支援を評価する。

- 具体的には、現行の重度障害者支援加算(Ⅱ)を廃止し、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者により支援計画シート等の作成を行う体制を整えている旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に体制分の加算を算定する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定しない。

- さらに、指定基準上の人員と生活介護の人員配置体制加算により配置される人員に加え、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者を配置する

とともに、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別に支援を行った場合に、当該利用者について個別に評価を行う。なお、当該基礎研修修了者1人につき利用者5人まで算定できるとする。

- 加算の算定開始から90日以内の期間について、700単位/日を加算する従来の取扱いについては、個別の支援を行った日について算定できるとする。

- なお、強度行動障害支援者養成研修については、平成25年度に創設されたところであるため、従来の重度障害者支援加算(Ⅱ)を算定していた事業所については、平成30年3月31日までの間は、研修受講計画の作成で足りるものとする経過措置を設ける。

●重度障害者支援加算(Ⅱ)の見直し

[現行]

①人員配置体制加算(Ⅰ)が算定されている場合

強度行動障害を有する者1人につき、指定基準で定められている人員配置に加え、常勤換算方法で生活支援員を0.5人以上配置していること。

区分6 10単位/日

区分5 198単位/日

区分4 440単位/日

区分3 538単位/日

②人員配置体制加算(Ⅱ)が算定されている場合

強度行動障害を有する者1人につき、指定基準で定められている人員配置に加え、常勤換算方法で生活支援員を0.5人以上配置していること。

区分6 20単位/日

区分5 255単位/日

区分4 496単位/日

区分3 594単位/日

③人員配置体制加算(Ⅲ)が算定されている場合

強度行動障害を有する者1人につき、指定基準で定められている人員配置に加え、常勤換算方法で生活支援員を0.5人以上配置していること。

区分6 78単位/日

区分5 343単位/日

区分4 585単位/日

区分3 683単位/日
 ④人員配置体制加算が算定されない場合
 強度行動障害を有する者1人につき、指定基準で定められている人員配置に加え、常動換算方法で生活支援員を1人以上配置していること。

区分6 130単位/日
 区分5 395単位/日
 区分4 637単位/日
 区分3 735単位/日

[見直し後]

①強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置した体制を整えた場合(体制加算) 7単位/日
 * 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者を配置している旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成している場合に算定する。ただし、強度行動障害を有する者が利用していない場合は算定しない。

②強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合(個人加算) 180単位/日
 * 実践研修修了者の作成した支援計画シート等に基づき、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、強度行動障害を有する者に対して夜間に個別の支援を行った場合に算定する。なお、当該基礎研修修了者1人につき利用者5人まで算定できることとする。

(4) 短期入所

(緊急時の受入れ体制の強化)

○ 短期入所における緊急時の円滑な受入れをさらに促進するため、緊急短期入所体制確保加算及び緊急短期入所受入加算の算定要件を緩和するとともに、緊急時の初期のアセスメントを手厚く評価する観点から、受入れ初日に対する評価の重点化を行う。

●緊急短期入所体制確保加算の見直し

[現行]

利用定員の100分の5に相当する空床を確保し、緊急時に短期入所を

提供できる体制を整備しており、かつ、過去3か月における利用率が100分の90以上である場合に、利用者全員に対して算定。ただし、連続する3月間において当該加算を算定しなかった場合は、続く3月間は算定しない。

[見直し後]

利用定員の100分の5に相当する空床を確保し、緊急時に短期入所を提供できる体制を整備しており、かつ、過去3か月における利用率が100分の90以上である場合に、利用者全員に対して算定。

●緊急短期入所受入加算の見直し

[現行]

緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 60単位/日
 緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 90単位/日

緊急短期入所体制確保加算を算定している場合であって、居室においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、当該指定短期入所を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合にあっては、14日)を限度として、当該緊急利用者のみに対して算定。ただし、連続する3月間において当該加算を算定しなかった場合は、続く3月間は算定しない。

[見直し後]

緊急短期入所受入加算(Ⅰ) 120単位/日
 緊急短期入所受入加算(Ⅱ) 180単位/日

居室においてその介護を行う者の急病等の理由により、指定短期入所を緊急に行った場合に、利用を開始した日に限り、当該緊急利用者のみに対して算定。

(看護職員による訪問の評価の充実)

○ 医療的ケアが必要な利用者への支援を強化するため、日中活動サービスと同単価となっている医療連携体制加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について、短期入所における支援時間が日中活動サービスと比較して長いこと等を勘案し、現行の加算単位を引き上げる。

●医療連携体制加算の見直し

	[現行]	[見直し後]
医療連携体制加算 (I)	500 単位/日	→ 600 単位/日
医療連携体制加算 (II)	250 単位/日	→ 300 単位/日

(強度行動障害を有する者への支援の評価の充実)

○ 強度行動障害を有する者への支援を強化するため、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が、強度行動障害を有する者に対して支援を行った場合に、現行の重度障害者支援加算に追加して加算を行う。

●重度障害者支援加算の見直し

[現行]
 重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者に対してサービスを提供した場合 50 単位/日

[見直し後]
 重度障害者等包括支援の対象者に相当する状態にある者に対してサービスを提供した場合 50 単位/日

* 強度行動障害を有する者に対し、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者が支援を行った場合、さらに10 単位/日を加算。

(単独型事業所の評価の充実)

○ 単独型事業所の推進を図るため、単独型事業所について、利用者が日中活動を利用した日(入所日及び退所日を除く。)であって、短期入所事業所による支援が18 時間を超える場合に、現行の単独型加算に追加して加算を行う。

●単独型加算の見直し

[現行]
 単独型加算 320 単位/日

[見直し後]
 単独型加算 320 単位/日

* 利用者が日中活動を利用した日(入所日及び退所日を除く。)であって、短期入所事業所による支援が18 時間を超える場合、さらに10 0 単位/日を加算。

4. 共同生活援助・自立訓練

(1) 共同生活援助

(共同生活援助サービス費の見直し(介護サービス包括型))

○ 重度の障害者に対する支援を強化するため、障害支援区分の高い利用者に係る報酬の充実を図るよう、基本報酬の見直しを行う。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙2) 参照

(受託居宅介護サービス費の見直し(外部サービス利用型))

○ 介護報酬改定の動向を踏まえ、受託居宅介護サービス費について見直しを行う。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙2) 参照

(夜間支援体制の評価の見直し)

○ 1 人の夜間支援従事者が少人数の利用者に対して支援した場合を適切に評価するため、夜間支援等体制加算 (I) において3 人以下の利用者を支援した場合の新たな区分を創設する。

○ さらに、夜間支援体制の実態をより適切に評価できるよう、月単位ではなく日単位で夜間支援等体制加算を算定できるように見直し、現行の経過措置については本年度限りとする。

●夜間支援等体制加算 (I) の見直し

[現行]

夜間支援対象利用者が4 人以下	336 単位/日
夜間支援対象利用者が5 人	269 単位/日
夜間支援対象利用者が6 人	224 単位/日
夜間支援対象利用者が7 人	192 単位/日
夜間支援対象利用者が8 人以上10 人以下	149 単位/日
夜間支援対象利用者が11 人以上13 人以下	112 単位/日
夜間支援対象利用者が14 人以上16 人以下	90 単位/日

夜間支援対象利用者が17人以上20人以下 75単位/日
 夜間支援対象利用者が21人以上30人以下 54単位/日
 * 月単位で加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定する。

[見直し後]

夜間支援対象利用者が2人以下 672単位/日
 夜間支援対象利用者が3人 448単位/日
 夜間支援対象利用者が4人 336単位/日
 夜間支援対象利用者が5人 269単位/日
 夜間支援対象利用者が6人 224単位/日
 夜間支援対象利用者が7人 192単位/日
 夜間支援対象利用者が8人以上10人以下 149単位/日
 夜間支援対象利用者が11人以上13人以下 112単位/日
 夜間支援対象利用者が14人以上16人以下 90単位/日
 夜間支援対象利用者が17人以上20人以下 75単位/日
 夜間支援対象利用者が21人以上30人以下 54単位/日
 * 日単位で加算(Ⅰ)～(Ⅲ)のいずれかを算定する。

(重度障害者支援加算の算定要件の見直し(介護サービス包括型))

- 重度障害者に対する支援を強化し、かつ、より適切に評価するため、一部の従業者に対し一定の研修の受講を課すとともに、事業所全ての利用者ではなく重度障害者に対する支援を評価する加算へと見直しほか、重度障害者が1人の事業所についても算定対象とする。

● 重度障害者支援加算

[現行]

45単位/日

- * 重度の障害者が2人以上いる事業所であること。
- * 生活支援員を加配していること。
- * 事業所の全ての利用者について算定する。

[見直し後]

360単位/日

- * 重度の障害者が1人以上いる事業所であること。
- * 生活支援員を加配していること。
- * サービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が強度行動障害支援者

成研修(実践研修)修了者又は嗜痰吸引等研修(第2号)修了者であること、かつ、生活支援員のうち20%以上が強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者又は嗜痰吸引等研修(第3号)修了者であること。その際、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者がいる事業所であって重度障害者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該修了者を配属している旨届出をしており、かつ、支援計画シート等を作成していること。ただし、経過措置期間を設けることとし、当該期間中は要件を緩和する。

* 事業所の重度障害者についてのみ算定する。

(日中支援の評価)

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえ、心身の状況等によりやむを得ず予定していた日中活動を休んだことにより日中を共同生活住居で過ごす利用者に対する支援の評価について、算定対象となる日中活動を拡大する。

● 日中支援加算(Ⅱ)の算定対象の日中活動

[現行]

障害福祉サービスである生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター

[見直し後]

障害福祉サービスである生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター、介護保険サービスの(介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイケア、精神科ショートケア、精神科デイ・ナイト・ケア

(個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の延長(介護サービス包括型))

- 平成27年3月31日までとされている重度の障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を平成30年3月31日まで延長する。

(2) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

(機能訓練サービス費(Ⅱ)及び生活訓練サービス費(Ⅱ)の見直し)

- 介護報酬改定の動向を踏まえ、機能訓練サービス費(Ⅱ)及び生活訓練サ

一サービス費（Ⅱ）について見直しを行う。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙2）参照

（機能訓練サービス費（Ⅱ）及び生活訓練サービス費（Ⅱ）の算定要件の緩和）

○ 引きこもり等の場合や精神科病院に長期入院していた患者が退院した直後の時期には、その特性を踏まえると通所による訓練が困難な場合もあること等から、通所による利用を前提としない訪問による訓練のみの利用ができるよう算定要件を見直す。

●機能訓練サービス費（Ⅱ）及び生活訓練サービス費（Ⅱ）の算定要件

[現行]

原則、通所による自立訓練を利用している者について、機能訓練サービス費（Ⅱ）及び生活訓練サービス費（Ⅱ）を算定することができる。

[見直し後]

通所による自立訓練を利用していない利用者であっても、機能訓練サービス費（Ⅱ）及び生活訓練サービス費（Ⅱ）を算定することができる。

○ また、一定の時期に重点的に訪問し、利用者との関係構築や必要な訓練を柔軟に集中して行えるよう、訪問による生活訓練の利用期間に係る制限を緩和する。

●生活訓練サービス費（Ⅱ）の利用期間

[現行]

訪問を開始した日から起算して180日間ごとに50回かつ月14回を上限として算定することができる。

[見直し後]

訪問を開始した日から起算して180日間ごとに50回を上限として算定することができる。

(3) 宿泊型自立訓練

（夜間支援体制の評価の見直し）

○ 利用者の状況に応じて夜間に職員の配置が必要な場合も考えられることから、夜間防災・緊急時支援体制加算について、共同生活援助の夜間支援等体制加算の例を参考に見直す。

●夜間防災・緊急時支援体制加算の見直し

[現行]

①夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ） 12単位/日
夜間及び深夜を通じて防災体制を確保している場合に算定。

②夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅱ） 10単位/日

夜間及び深夜を通じて常時の連絡体制を確保している場合に算定。

* 同一日にそれぞれを併算定できる。

[見直し後]

①夜間支援等体制加算（Ⅰ）（仮称）

夜勤を配置した場合に、夜間支援対象利用者数に応じて算定。

夜間支援対象利用者が3人以下 448単位/日

夜間支援対象利用者が4人以上6人以下 269単位/日

夜間支援対象利用者が7人以上9人以下 168単位/日

夜間支援対象利用者が10人以上12人以下 122単位/日

夜間支援対象利用者が13人以上15人以下 96単位/日

夜間支援対象利用者が16人以上18人以下 79単位/日

夜間支援対象利用者が19人以上21人以下 67単位/日

夜間支援対象利用者が22人以上24人以下 58単位/日

夜間支援対象利用者が25人以上27人以下 52単位/日

夜間支援対象利用者が28人以上30人以下 46単位/日

②夜間支援等体制加算（Ⅱ）（仮称）

宿直を配置した場合に、夜間支援対象利用者数に応じて算定。

夜間支援対象利用者が3人以下 149単位/日

夜間支援対象利用者が4人以上6人以下 90単位/日

夜間支援対象利用者が7人以上9人以下 56単位/日

夜間支援対象利用者が10人以上12人以下 41単位/日

夜間支援対象利用者が13人以上15人以下 32単位/日

夜間支援対象利用者が16人以上18人以下 26単位/日

夜間支援対象利用者が19人以上21人以下 22単位/日

夜間支援対象利用者が22人以上24人以下 19単位/日

夜間支援対象利用者が25人以上27人以下 17単位/日
 夜間支援対象利用者が28人以上30人以下 15単位/日
 ③夜間支援等体制加算(Ⅲ)(仮称) 10単位/日

夜間及び深夜を通じて常時の連絡体制又は防災体制を確保している場合に算定。

- * 名称を「夜間防災・緊急時支援体制加算」から「夜間支援等体制加算」に変更する。
- * 同一日にそれぞれを併算することはできない。

(日中支援の評価)

- 障害者の重度化・高齢化を踏まえ、心身の状況等によりやむを得ず予定していた日中活動を休んだことにより日中を宿泊型自立訓練事業所で過ごしている利用者に対する支援の評価について、算定対象となる日中活動を拡大する。

●日中支援加算の算定対象の日中活動

[現行]

障害福祉サービスである生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター

[見直し後]

障害福祉サービスである生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労、地域活動支援センター、介護保険サービスの(介護予防)通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、精神科医療の精神科デイケア、精神科ショートケア、精神科デイ・ナイト・ケア

5. 就労系サービス

(1) 就労移行支援

(一般就労への定着支援の充実・強化)

- 利用者の一般就労については、一般就労への移行実現だけでなく、就労先でより長く就労を継続できるような支援することも重要であることを踏まえ、基本報酬の見直しを行った上で、現行の就労移行支援体制加算を見直し、利用者の就労定着期間に着目した加算を創設する。

- なお、就労継続支援A型に移行した利用者については、就労継続支援A型事業所に配置される生活支援員等による支援が行われることから、就労移行支援事業所における定着支援の必要性は高くないため、就労定着実績には含まないこととする。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙2) 参照

●就労定着支援体制加算(仮称)【新設】

[就労継続期間が6月以上12月未満の利用者の割合]

利用定員の5%以上15%未満	29単位/日
利用定員の15%以上25%未満	48単位/日
利用定員の25%以上35%未満	71単位/日
利用定員の35%以上45%未満	102単位/日
利用定員の45%以上	146単位/日

[就労継続期間が12月以上24月未満の利用者の割合]

利用定員の5%以上15%未満	25単位/日
利用定員の15%以上25%未満	41単位/日
利用定員の25%以上35%未満	61単位/日
利用定員の35%以上45%未満	88単位/日
利用定員の45%以上	125単位/日

[就労継続期間が24月以上36月未満の利用者の割合]

利用定員の5%以上15%未満	21単位/日
利用定員の15%以上25%未満	34単位/日
利用定員の25%以上35%未満	51単位/日
利用定員の35%以上45%未満	73単位/日
利用定員の45%以上	105単位/日

加算を算定する年度の前年度において、上記の期間継続して就労している者又は就労していた者の数を利用定員で除した数が、それぞれの期間ごとのいずれかに該当する場合、それぞれの所定単位数を算定。
 * 現行の就労移行支援体制加算は廃止する。

(一般就労への移行実績がない事業所の評価の適正化)

- 就労を希望する障害者であって、一般企業に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、一般就労への移行に向けた支援を行うという就労移行支援の趣旨を踏まえ、現行の一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する減算を強化するとともに、一般就労への移行実績がない事業所に対する減算を創設する。

○ なお、就労継続支援A型に移行した利用者については、利用する障害福祉サービスの種類を変更するものことから、就労移行者数及び就労定着者数には含まないこととする。

●一般就労への移行実績がない事業所の評価の見直し

[現行]

[過去3年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の85%を算定
 [過去4年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の70%を算定

[見直し後]

[過去2年間の就労移行者数が0の場合] 所定単位数の85%を算定 **【新設】**
 [過去3年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の70%を算定
 [過去4年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の50%を算定

* 就労定着者数とは、一般就労への移行後、就労した企業等に連続して6カ月以上雇用されている者の数。

(移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定要件の見直し)

○ 移行準備支援体制加算(Ⅱ)について、多様な施設外就労が可能となるよう、就労支援単位として1ユニット当たりの最低定員が3人以上とされている算定要件を緩和する。

●移行準備支援体制加算(Ⅱ)の算定要件の見直し

[現行]

就労支援単位(就労移行支援事業の訓練が3人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。)ごと

[見直し後]

就労支援単位ごとを実施すること。
 * 上記の下線部を削除し、1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1人でも加算の算定を可能とする。

(2) 就労継続支援A型

(短時間利用者の状況を踏まえた評価の適正化)

○ 一般就労が困難な者に就労の機会を提供し、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練など必要な支援を行うという就労継続支援A型の趣旨を踏まえ、短時間利用に係る減算の仕組みについて、個々の利用者の利用実態を踏まえたものとなるよう見直し。また、経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直し。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙2)参照

●短時間利用者の状況を踏まえた評価の見直し(平成27年10月施行)

[事業所における雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均(1日当たり)が1時間未満の場合] 所定単位数の30%を算定

[事業所における雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均(1日当たり)が1時間以上2時間未満の場合] 所定単位数の40%を算定

[事業所における雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均(1日当たり)が2時間以上3時間未満の場合] 所定単位数の50%を算定

[事業所における雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均(1日当たり)が3時間以上4時間未満の場合] 所定単位数の75%を算定

[事業所における雇用契約を締結している利用者の利用時間の平均(1日当たり)が4時間以上5時間未満の場合] 所定単位数の90%を算定

* 利用時間の平均は、雇用契約を締結している利用者について、過去3カ月間における延べ利用時間を延べ利用人数で除して算出。

* 現行の短時間利用に係る減算の仕組みは平成27年9月までとする。

(重度者支援体制加算(Ⅲ)の廃止)

○ 平成27年3月31日までの経過措置とされている重度者支援体制加算(Ⅲ)について、廃止する。

(施設外就労加算の算定要件の見直し)

○ 施設外就労加算について、多様な施設外就労が可能となるよう、就労支援単位として1ユニット当たりの最低定員が3人以上とされている算定要件を緩和する。

●施設外就労加算の算定要件の見直し

[現行]

就労支援単位(就労継続支援事業の訓練が3人以上の者に対して一体的に行われるものをいう。)ごと

[見直し後]

就労支援単位ごとを実施すること。
 * 上記の下線部を削除し、1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1人でも加算の算定を可能とする。

(3) 就労継続支援B型

(工賃向上に向けた取組の評価)

○ 事業所における工賃向上に向けた取組を推進するため、基本報酬の見直しを行った上で、工賃が一定の水準に達している事業所を評価するための新たな加算区分を創設するとともに、現行の目標工賃達成加算の算定要件を見直し、加算単位を引き上げる。

○ また、工賃向上に向けた体制の整備に積極的に取り組む事業所を評価するため、目標工賃達成指導員配置加算の算定要件を見直しとともに、加算単位を引き上げる。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙2) 参照

● 目標工賃達成加算 (I) 【新設】 69 単位/日

以下のいずれも満たす場合に算定。

- ・ 前年度の工賃実績が、原則として、前々年度の工賃実績以上
- ・ 前年度の工賃実績が、地域の最低賃金の2分の1以上
- ・ 前年度の工賃実績が、都道府県等に届け出た工賃の目標額以上
- ・ 工賃向上計画を作成していること

● 目標工賃達成加算の加算単位の見直し

【現行】 49 単位/日 → 【見直し後】 59 単位/日
 現行の目標工賃達成加算 (I) 49 単位/日 → 59 単位/日
 * 見直し後は、目標工賃達成加算 (II) に名称変更。
 現行の目標工賃達成加算 (II) 22 単位/日 → 32 単位/日
 * 見直し後は、目標工賃達成加算 (III) に名称変更。

● 目標工賃達成加算の算定要件の見直し

現行の算定要件に、「前年度の工賃実績が、原則として、前々年度の工賃実績以上であること」を加える。

● 目標工賃達成指導員配置加算の加算単位及び算定要件の見直し

	【現行】	【見直し後】
利用定員が20人以下	81 単位/日	→ 89 単位/日
利用定員が21人以上40人以下	72 単位/日	→ 80 単位/日
利用定員が41人以上60人以下	67 単位/日	→ 75 単位/日
利用定員が61人以上80人以下	66 単位/日	→ 74 単位/日

利用定員が81人以上 64 単位/日 → 72 単位/日

【現行】

就労継続支援B型サービス費 (I) を算定する事業所において、目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること。

【見直し後】

就労継続支援B型サービス費 (I) を算定する事業所において、目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上であること。

(重度者支援体制加算 (III) の廃止)

- 平成27年3月31日までの経過措置とされている重度者支援体制加算 (III) について、廃止する。

(施設外就労加算の算定要件の見直し)

- 施設外就労加算について、多様な施設外就労が可能となるよう、就労支援単位として1ユニット当たりの最低定員が3人以上とされている算定要件を緩和すること。

● 施設外就労加算の算定要件の見直し

【現行】 就労支援単位 (就労継続支援事業の訓練が3人以上の者) に対して一体的に行われるものをいう。ことに実施すること。
 【見直し後】 就労支援単位ごとに実施すること。
 * 上記の下線を削除し、1ユニット当たりの最低定員の要件を緩和し、1人でも加算の算定を可能とする。

6. 相談支援・地域相談支援

(1) 計画相談支援・障害児相談支援

(支援体制の評価)

- 事業所の質の担保や相談支援専門員のスキル向上の観点から、サービス等利用計画案等の作成も含めた計画相談支援・障害児相談支援の提供に当たり、

手厚い人員体制や関係機関との連携等により、質の高い計画相談支援・障害児相談支援が提供されている事業所を評価する加算を創設する。

(初期段階における支援の評価)

- 障害児相談支援において、保護者の障害受容ができないこと等により、特にアセスメントに係る事業所の業務負担を評価する加算を創設する。

●計画相談支援の報酬体系	
特定事業所加算 (仮称) 【新設】	300単位/月
●障害児相談支援の報酬体系	
特定事業所加算 (仮称) 【新設】	300単位/月
初回加算 (仮称) 【新設】	500単位/月

(その他)

- サービス等利用計画等の定期的な検証 (モニタリング) の実施頻度について、よりきめ細かな支援を図る観点から、利用している障害福祉サービスや障害児通所支援をもって一律に設定することとせず、利用者の状態等に応じて柔軟に設定の上、実施する。

(2) 地域移行支援

(サービス利用の初期段階における評価)

- サービスの利用に係る初期段階においては、病院等を訪問し、利用者の生活状況の把握等を行うなど、特にアセスメント等に時間や労力を要することから、こうした業務負担を評価する加算を創設する。

●初回加算 (仮称) 【新設】	500単位/月
-----------------	---------

(障害福祉サービスの体験利用等の利用期間の見直し)

- 利用者の病状や意向、状態に応じて柔軟に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊が行えるよう、障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊の利用期間の制限を廃止する。

●障害福祉サービスの体験利用加算の算定要件の見直し

【現行】

15日(障害福祉サービスの体験的な利用支援の提供開始日から90日以内に限る。)を限度に算定。

【見直し後】

15日を限度に算定。

●体験宿泊加算 (I) 及び体験宿泊加算 (II) の算定要件の見直し

【現行】

同加算 (I) 及び (II) を合計して15日(体験的な宿泊支援の提供開始日から90日以内に限る。)を限度に算定。

【見直し後】

同加算 (I) 及び (II) を合計して15日を限度に算定。

7. 障害児支援

(1) 障害児通所支援

(支援の質の確保 (児童発達支援及び放課後等デイサービス))

- 児童発達支援 (児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。)及び放課後等デイサービス (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。)における経営の実態等を踏まえ、基本報酬及び指導員加配加算を見直すとともに、支援の質の確保を図る観点から、児童指導員等の一定の要件を満たす職員を配置している場合の評価を行う。

●基本報酬の見直し

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙2) 参照

●児童指導員等配置加算 (有資格者を配置した場合) (仮称) 【新設】

(児童発達支援 (児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。))

定員10人以下 12単位/日

定員11人以上20人以下 8単位/日

定員21人以上 6単位/日

(放課後等デイサービス (主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く。))

* 授業終了後に行う場合

定員10人以下	9 単位/日
定員11人以上20人以下	6 単位/日
定員21人以上	4 単位/日

* 休業日に行う場合

定員10人以下	12 単位/日
定員11人以上20人以下	8 単位/日
定員21人以上	6 単位/日

●指導員加配加算の見直し

[現行]

定員10人以下	193 単位/日
定員11人以上20人以下	129 単位/日
定員21人以上	77 単位/日

[見直し後]

* 児童指導員等を配置している場合

定員10人以下	195 単位/日
定員11人以上20人以下	130 単位/日
定員21人以上	78 単位/日

* 指導員を配置している場合

定員10人以下	183 単位/日
定員11人以上20人以下	122 単位/日
定員21人以上	73 単位/日

(家族等に対する相談援助の充実 (児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス))

○ 障害児を育てる家族等への支援を強化するため、家庭連携加算の算定要件を見直すとともに、障害児通所支援事業所等において、障害児と家族等への相談援助を行った場合の評価を行う。

●家庭連携加算の見直し

[現行]

障害児通所支援を利用した日は加算の算定は不可。

[見直し後]

障害児通所支援を利用した日も加算の算定が可能。
* あわせて、算定可能回数を4回/月から2回/月に見直す。

●事業所内相談支援加算 (仮称) 【新設】 35 単位/回

障害児通所支援事業所等において、障害児とその家族等に相談援助を行った場合に月1回を限度として算定。

(保育所等との連携の強化 (児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス))

○ 障害児が通う保育所や学校等との連携を強化するため、保育所等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合や、就学前の児童等について、就学等に関する相談援助及び学校等との連絡調整を行った場合の評価を行う。

●関係機関連携加算 (仮称) 【新設】

関係機関連携加算 (I)	200 単位/回
関係機関連携加算 (II)	200 単位/回

* 関係機関連携加算 (I) については、障害児が通う保育所や学校等と連携して個別支援計画の作成等を行った場合に、1年につき1回を限度として算定。

* 関係機関連携加算 (II) については、就学前又は就職前の障害児の就学又は就職に関し、就学先の学校又は就職先の企業等と連絡調整等を行った場合に、各1回を限度として算定。

(重症心身障害児に対する支援の充実 (児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス))

○ 重症心身障害児については、子育て支援に係る一般施策による対応が著しく困難であり、また、医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、重症心身障害児に対する延長支援や手厚い人員配置体制で送迎を行う場合について評価を行う。

○ また、小規模な事業所が重症心身障害児を受け入れた場合、定員設定により収容に大きな乖離を生じる場合があることから、主として重症心身障害児を受け入れる事業所 (児童発達支援センター及び医療型児童発達支援事業所を除く。) における基本報酬及び児童発達支援管理責任者専任加算の定員区分「6人以上10人以下」について細分化を行う。

●延長支援加算の拡充

[現行]

1 時間未満	6 1 単位/日
1 時間以上2 時間未満	9 2 単位/日
2 時間以上	1 2 3 単位/日

[見直し後]

*** 障害児（重症心身障害児以外）の場合**

1 時間未満 6 1 単位/日
 1 時間以上 2 時間未満 9 2 単位/日
 2 時間以上 1 2 3 単位/日

*** 重症心身障害児の場合**

1 時間未満 1 2 8 単位/日
 1 時間以上 2 時間未満 1 9 2 単位/日
 2 時間以上 2 5 6 単位/日

● 送迎加算の拡充

[現行]

障害種別に関わらず 片道 5 4 単位/回
 ※ 児童発達支援センター及び重症心身障害児を除く

[見直し後]

障害児（重症心身障害児以外）の場合 片道 5 4 単位/回

重症心身障害児の場合

片道 3 7 単位/回

※ 重症心身障害児については基本報酬において送迎を評価していることから、本加算においては送迎に当たり職員を加配している部分を評価。

● 基本報酬の定員区分の見直し

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙 2）参照

● 児童発達支援管理責任者専任加算の定員区分の見直し

[現行]

5 人 4 1 0 単位/日
 6 人以上 1 0 人以下 2 0 5 単位/日
 1 1 人以上 1 0 2 単位/日

[見直し後]

5 人 4 1 0 単位/日
 6 人 3 4 2 単位/日
 7 人 2 9 3 単位/日
 8 人 2 5 6 単位/日
 9 人 2 2 8 単位/日
 1 0 人 2 0 5 単位/日
 1 1 人以上 1 0 2 単位/日

(保育機能の充実（医療型児童発達支援）)

○ 定員規模にかかわらず一律の人員配置基準となっている医療型児童発達支援（指定発達支援医療機関で実施する場合を除く。）について、保育機能の充実にを図る観点から、児童指導員又は保育士を加配した場合の評価を行う。

● 保育職員加配加算（仮称）【新設】 5 0 単位/日

定員 2 1 人以上の医療型児童発達支援事業所において、児童指導員又は保育士を加配した場合に算定。

(保育所等訪問支援の推進)

○ 障害児が子育て支援に係る一般施策で受け入れられるよう地域支援を推進する観点から、保育所等訪問支援における専門性の高い支援の評価を行うとともに、障害児通所支援利用日との同日利用を可能とするほか、過疎地等の障害児への支援の評価を行う。

● 訪問支援員特別加算（専門職員が支援を行う場合）（仮称）【新設】

3 7 5 単位/日

作業療法士や理学療法士等の専門性の高い職員を配置して訪問支援を行った場合に算定。

● 保育所等訪問支援の算定要件の見直し

[現行]

他の障害児通所支援を利用した日は保育所等訪問支援の算定が不可。

[見直し後]

他の障害児通所支援を利用した日も保育所等訪問支援の算定が可能。

● 特別地域加算（仮称）【新設】（1 日につき）+ 1 5 / 1 0 0

過疎地や離島・山間地域等への訪問支援を行った場合に算定。

(開所時間減算の見直し（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）)

○ 適正なサービス時間の評価を行うため、現行の開所時間減算について、4 時間未満の場合の減算率を見直すとともに、4 時間以上 6 時間未満の区分を新たに設ける。

● 開所時間減算の見直し

【現行】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の20%を減算。

【見直し後】

開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算。

開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算。

(2) 障害児入所支援

(基本報酬の見直し (福祉型障害児入所施設))

- 福祉型障害児入所施設における経営の実態等を踏まえ、基本報酬を見直す。
なお、見直しに当たっては、特に小規模な事業所 (定員20人以下) に配慮する。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙2) 参照

(強度行動障害児支援の強化 (福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設))

- 虐待防止の観点も含め、強度行動障害を有する障害児への適切な支援を推進するため、重度障害児支援加算において、強度行動障害支援者養成研修を修了した職員を配置した場合の加算の拡充を行うとともに、福祉型障害児入所施設の強度行動障害児特別支援加算の算定要件に、強度行動障害支援者養成研修を修了した職員の配置を追加する。

- なお、強度行動障害支援者養成研修については、平成25年度に創設されたところであるため、従来の強度行動障害児特別支援加算を算定していた事業所については、平成30年3月31日までの間は、研修受講計画の作成で足りるものとする経過措置を設ける。

● 重度障害児支援加算の拡充

【現行】

* 福祉型障害児入所施設

重度障害児支援加算 (I)	165 単位/日
重度障害児支援加算 (II)	198 単位/日
重度障害児支援加算 (III)	158 単位/日
重度障害児支援加算 (IV)	189 単位/日
重度障害児支援加算 (V)	143 単位/日

重度障害児支援加算 (VI)	171 単位/日
重度障害児支援加算 (VII)	198 単位/日

* 医療型障害児入所施設

重度障害児支援加算 (I)	165 単位/日
重度障害児支援加算 (II)	198 単位/日
重度障害児支援加算 (III)	158 単位/日
重度障害児支援加算 (IV)	189 単位/日
重度障害児支援加算 (V)	143 単位/日
重度障害児支援加算 (VI)	171 単位/日
重度障害児支援加算 (VII)	198 単位/日

【見直し後】

* 福祉型障害児入所施設

重度障害児支援加算 (I)	165 単位/日	+ 11 単位/日※
重度障害児支援加算 (II)	198 単位/日	+ 11 単位/日※
重度障害児支援加算 (III)	158 単位/日	+ 11 単位/日※
重度障害児支援加算 (IV)	189 単位/日	+ 11 単位/日※
重度障害児支援加算 (V)	143 単位/日	+ 11 単位/日※
重度障害児支援加算 (VI)	171 単位/日	+ 11 単位/日※
重度障害児支援加算 (VII)	198 単位/日	+ 11 単位/日※

* 医療型障害児入所施設

重度障害児支援加算 (I)	165 単位/日	+ 11 単位/日※
重度障害児支援加算 (II)	198 単位/日	+ 11 単位/日※
重度障害児支援加算 (III)	198 単位/日	+ 11 単位/日※

※ 強度行動障害支援者養成研修を受講した職員を配置し、行動障害を有する障害児に対して支援を行った場合に算定。

(有期有目的入所の評価 (医療型障害児入所施設))

- 医療型障害児入所施設においては、肢体不自由児に対する手術、リハビリ等を行う短期間の入所集中訓練や、自閉症児に対する行動障害の改善・悪化防止を目的とした短期間入所、重症心身障害児に対するNICU退院後の地域生活に向けた支援を目的とした短期間入所を行っており、短期間サイクルで、アセスメントや地域生活に向けた各種指導、環境調整等を行う必要があることから、こうした有期有目的入所に係る基本報酬の区分を新たに設ける。

→ 「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」(別紙2) 参照

(心理的ケアへの対応強化 (医療型障害児入所施設))

- 障害児入所施設において、家庭環境上の理由により施設入所している児童の割合が増加している状況を踏まえ、現行、心理担当職員配置加算がない医

療型障害児入所施設（主として重症心身障害児を入所させる施設及び指定発達支援医療機関を除く。）においても、心理的援助を支援する観点から、心理担当職員を配置した場合の評価を行う。

●心理担当職員配置加算（仮称）【新設】 2.6単位/日

8. その他

(1) 国庫負担基準の見直し

(重度障害者の利用実態を考慮した国庫負担基準の見直し)

○ 国庫負担基準は、これまで全市町村の9割程度の市町村に超過負担が生じない水準を維持するため、報酬改定の都度引上げを行ってきたが、平成25年度実績では、全市町村の75.8%の市町村に超過負担が生じない状況になっており、この割合はこれまで横ばいを続けている。また、全国ベースで見れば、訪問系サービスの国庫負担基準額が訪問系サービスの総費用額を上回っている状況である。

○ これらを鑑みると、従来と同様に一律に国庫負担基準を引き上げても、超過市町村数の状況は変わらないことが想定されることから、重度障害者の利用実態を考慮した水準を設定する。

○ なお、基本報酬の見直しや加算の創設等の影響分についても、国庫負担基準の水準に反映させる。

○ また、今回の見直しにおいて、国庫負担基準の平均額は、基本報酬の見直しや加算の創設等により、11.9万円から12.5万円（+5.0%）の引上げとなる。

●重度障害者の利用実態を考慮した国庫負担基準の見直し
訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援利用者数の割合が5%以上の市町村に対し、市町村全体の国庫負担基準総額の5%嵩上げを行う。

(2) 補足給付の見直し

○ 施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、所得に応じた負担限度額を控除した差額をいわゆる「補

足給付」として支給しているが、食費・光熱水費の実態を踏まえ、基準費用額を見直す。

●補足給付に係る基準費用額の見直し

[現行]

基準費用額 58,000円

[見直し後]

基準費用額 53,500円

第3 終わりに

○ 平成27年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図りつつ検討を行うため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に本検討チームを設置し、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。

○ その際、検討の中で、以下のような事項について、引き続き検討、検証が必要ではないかとの意見があった。

- ・ 福祉・介護職員処遇改善加算の拡充等が、障害福祉サービス等従事者の処遇改善に着実に繋がっているか。
- ・ 計画相談支援について、基本報酬をどう評価するか。また、モニタリングの実施頻度について実態を把握すべきではないか。
- ・ 経営実態調査について、施設・事業所の経営の実態をよりの確に把握できるような見直すことや、有効回答率を上げる努力が必要ではないか。

○ こうした事項も含め、今回の改定が企図した効果を挙げているかどうかについて、客観的なデータに基づく検証を行い、次期報酬改定の検討に活かしていくなど、客観性・透明性を確保するために引き続き取り組んでいくこととする。

福祉・介護職員処遇改善加算の見直しについて

●福祉・介護職員処遇改善加算

・福祉・介護職員処遇改善加算 (I) 【新設】

総単位数にサービス別の加算率 (次頁参照) を乗じた単位数を加算。
 【算定要件】 加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件の全てに適合し、かつ (新) 定量的要件に適合すること。

・福祉・介護職員処遇改善加算 (II) 【旧加算 (I)】

総単位数にサービス別の加算率 (次頁参照) を乗じた単位数を加算。
 【算定要件】 加算額に相当する福祉・介護職員の賃金改善を行っていること等のほか、キャリアパス要件のいずれかに適合し、(旧) 定量的要件に適合すること。

・福祉・介護職員処遇改善加算 (III) 【旧加算 (II)】

福祉・介護職員処遇改善加算 (II) の 90/100 を加算。
 【算定要件】 福祉・介護職員処遇改善加算 (II) の算定要件のうち、キャリアパス要件又は (旧) 定量的要件のいずれかに適合しない場合。

・福祉・介護職員処遇改善加算 (IV) 【旧加算 (III)】

福祉・介護職員処遇改善加算 (II) の 80/100 を加算。
 【算定要件】 福祉・介護職員処遇改善加算 (II) の算定要件のうち、キャリアパス要件及び (旧) 定量的要件のいずれにも適合しない場合。

※定量的要件の実施期間

(旧) 定量的要件	(新) 定量的要件
【取得に必要な加算】 福祉・介護職員処遇改善加算 (II) ~ (IV) 【内容】 平成 20 年 10 月から福祉・介護職員処遇改善計画の届出の日までの前月までに実施した福祉・介護職員の処遇改善の内容 (賃金改善に関するものを除く。) 及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全て当該福祉・介護職員に周知していること。	【取得に必要な加算】 福祉・介護職員処遇改善加算 (I) 【内容】 平成 27 年 4 月以降実施する福祉・介護職員の処遇改善の内容 (賃金改善に関するものを除く。) 及び当該福祉・介護職員の処遇改善に要した費用を全ての職員に周知していること。

●福祉・介護職員処遇改善特別加算【変更なし】

総単位数にサービス別の加算率 (次頁参照) を乗じた単位数を加算。
 【算定要件】 福祉・介護職員を中心として従業者の処遇改善が図られていること。キャリアパス要件及び定量的要件は問わない。

サービス名	福祉・介護職員処遇改善加算		福祉・介護職員処遇改善特別加算
	(I)	(II) (注)	
居宅介護	22.1%	12.3%	4.1%
重度訪問介護	14.0%	7.8%	2.6%
同行援護	22.1%	12.3%	4.1%
行動援護	18.5%	10.3%	3.4%
療養介護	2.5%	1.4%	0.5%
生活介護	3.1%	1.7%	0.6%
重度障害者等包括支援	1.8%	1.0%	0.3%
施設入所支援	5.0%	2.8%	0.9%
自立訓練 (機能訓練)	4.1%	2.3%	0.8%
自立訓練 (生活訓練)	4.1%	2.3%	0.8%
就労移行支援	4.9%	2.7%	0.9%
就労継続支援 A 型	4.0%	2.2%	0.7%
就労継続支援 B 型	3.8%	2.1%	0.7%
共同生活援助 (指定共同生活援助)	5.4%	3.0%	1.0%
共同生活援助 (外部サービス利用型指定共同生活援助)	12.4%	6.9%	2.3%
児童発達支援	5.6%	3.1%	1.0%
医療型児童発達支援	10.6%	5.9%	2.0%
放課後等デイサービス	5.9%	3.3%	1.1%
保育所等訪問支援	5.6%	3.2%	1.1%
福祉型障害児入所施設	4.5%	2.5%	0.8%
医療型障害児入所施設	2.5%	1.4%	0.5%

(注) 福祉・介護職員処遇改善加算 (III) は、福祉・介護職員処遇改善加算 (II) の 90/100 を算定。

福祉・介護職員処遇改善加算 (IV) は、福祉・介護職員処遇改善加算 (II) の 80/100 を算定。

* 短期入所 (併設型・空床利用型) については、本体施設の加算率を適用することとし、短期入所 (単独型) については、生活介護の加算率を適用する。

* 障害者支援施設が行う日中活動系サービスについては、施設入所支援の加算率を適用する。

障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて

※ 「見直し後」は、物価の上昇傾向の反映のほか、個別改定事項の影響を含めた基本報酬単位。

現行	見直し後
●訪問系サービス 第1 居宅介護 居宅介護サービス費 イ 居宅における身体介護が中心である場合 (1) 所要時間30分未満の場合 255単位 (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 404単位 (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 587単位 (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 670単位 (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 753単位 (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 836単位 (7) 所要時間3時間以上の場合 919単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数 ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合 (1) 所要時間30分未満の場合 255単位 (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 404単位 (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 587単位 (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 670単位	●訪問系サービス 第1 居宅介護 居宅介護サービス費 イ 居宅における身体介護が中心である場合 (1) 所要時間30分未満の場合 245単位 (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 388単位 (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 564単位 (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 644単位 (5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 724単位 (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 804単位 (7) 所要時間3時間以上の場合 884単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数 ロ 通院等介助(身体介護を伴う場合)が中心である場合 (1) 所要時間30分未満の場合 245単位 (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 388単位 (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 564単位 (4) 所要時間1時間30分以上2時間未満の場合 644単位

45

(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 753単位 (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 836単位 (7) 所要時間3時間以上の場合 919単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに83単位を加算した単位数 ハ 家事援助が中心である場合 (1) 所要時間30分未満の場合 105単位 (2) 所要時間30分以上45分未満の場合 152単位 (3) 所要時間45分以上1時間未満の場合 196単位 (4) 所要時間1時間以上1時間15分未満 237単位 (5) 所要時間1時間15分以上1時間30分未満の場合 274単位 (6) 所要時間1時間30分以上の場合 309単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに35単位を加算した単位数 ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合 (1) 所要時間30分未満の場合 105単位 (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 196単位 (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 274単位 (4) 所要時間1時間30分以上の場合 344単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに70単位を加算した単位数 ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 101単位	(5) 所要時間2時間以上2時間30分未満の場合 724単位 (6) 所要時間2時間30分以上3時間未満の場合 804単位 (7) 所要時間3時間以上の場合 884単位に所要時間3時間から計算して所要時間30分を増すごとに80単位を加算した単位数 ハ 家事援助が中心である場合 (1) 所要時間30分未満の場合 101単位 (2) 所要時間30分以上45分未満の場合 146単位 (3) 所要時間45分以上1時間未満の場合 189単位 (4) 所要時間1時間以上1時間15分未満 229単位 (5) 所要時間1時間15分以上1時間30分未満の場合 264単位 (6) 所要時間1時間30分以上の場合 298単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに34単位を加算した単位数 ニ 通院等介助(身体介護を伴わない場合)が中心である場合 (1) 所要時間30分未満の場合 101単位 (2) 所要時間30分以上1時間未満の場合 189単位 (3) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 264単位 (4) 所要時間1時間30分以上の場合 331単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間30分を増すごとに67単位を加算した単位数 ホ 通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合 97単位
--	---

46

第2 重度訪問介護		第2 重度訪問介護	
重度訪問介護サービス費		重度訪問介護サービス費	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	182 単位	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	183 単位
(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	272 単位	(2) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	273 単位
(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	363 単位	(3) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	364 単位
(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満	454 単位	(4) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満	455 単位
(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	544 単位	(5) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	546 単位
(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	634 単位	(6) 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	636 単位
(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	726 単位	(7) 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	728 単位
(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 811 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数		(8) 所要時間 4 時間以上 8 時間未満の場合 813 単位に所要時間 4 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	
(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 1,491 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数		(9) 所要時間 8 時間以上 12 時間未満の場合 1,493 単位に所要時間 8 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 85 単位を加算した単位数	
(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 2,166 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数		(10) 所要時間 12 時間以上 16 時間未満の場合 2,168 単位に所要時間 12 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	
(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 2,812 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数		(11) 所要時間 16 時間以上 20 時間未満の場合 2,814 単位に所要時間 16 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数	
(12) 所要時間 20 時間以上 16 時間未満の場合 3,494 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数		(12) 所要時間 20 時間以上 16 時間未満の場合 3,496 単位に所要時間 20 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 80 単位を加算した単位数	

47

第3 同行援護		第3 同行援護	
同行援護サービス費		同行援護サービス費	
イ 身体介護を伴う場合		イ 身体介護を伴う場合	
(1) 所要時間 30 分未満の場合	255 単位	(1) 所要時間 30 分未満の場合	256 単位
(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	404 単位	(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	405 単位
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	587 単位	(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	589 単位
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	670 単位	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	672 単位
(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	753 単位	(5) 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	755 単位
(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	836 単位	(6) 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	839 単位
(7) 所要時間 3 時間以上の場合 919 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数		(7) 所要時間 3 時間以上の場合 922 単位に所要時間 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 83 単位を加算した単位数	
ロ 身体介護を伴わない場合		ロ 身体介護を伴わない場合	
(1) 所要時間 30 分未満の場合	105 単位	(1) 所要時間 30 分未満の場合	105 単位
(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	198 単位	(2) 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	199 単位
(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	277 単位	(3) 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	278 単位
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 347 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 70 単位を加算した単位数		(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合 348 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 30 分を増すごとに 70 単位を加算した単位数	
第4 行動援護		第4 行動援護	
行動援護サービス費		行動援護サービス費	
イ 所要時間 30 分未満の場合	252 単位	イ 所要時間 30 分未満の場合	253 単位

48

ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	400 単位	ロ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	401 単位
ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	582 単位	ハ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	584 単位
ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	729 単位	ニ 所要時間 1 時間 30 分以上 2 時間未満の場合	731 単位
ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	876 単位	ホ 所要時間 2 時間以上 2 時間 30 分未満の場合	879 単位
ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	1,024 単位	ヘ 所要時間 2 時間 30 分以上 3 時間未満の場合	1,027 単位
ト 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	1,171 単位	ト 所要時間 3 時間以上 3 時間 30 分未満の場合	1,175 単位
チ 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	1,319 単位	チ 所要時間 3 時間 30 分以上 4 時間未満の場合	1,323 単位
リ 所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	1,467 単位	リ 所要時間 4 時間以上 4 時間 30 分未満の場合	1,472 単位
ヌ 所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	1,614 単位	ヌ 所要時間 4 時間 30 分以上 5 時間未満の場合	1,619 単位
ル 所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	1,761 単位	ル 所要時間 5 時間以上 5 時間 30 分未満の場合	1,767 単位
ヲ 所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	1,909 単位	ヲ 所要時間 5 時間 30 分以上 6 時間未満の場合	1,915 単位
ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	2,056 単位	ワ 所要時間 6 時間以上 6 時間 30 分未満の場合	2,063 単位
カ 所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	2,204 単位	カ 所要時間 6 時間 30 分以上 7 時間未満の場合	2,211 単位
ヨ 所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	2,352 単位	ヨ 所要時間 7 時間以上 7 時間 30 分未満の場合	2,360 単位
タ 所要時間 7 時間 30 分以上の場合	2,498 単位	タ 所要時間 7 時間 30 分以上の場合	2,506 単位
<p>第 5 重度障害者等包括支援 重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合（1 日につき 12 時間を超えない範囲）</p> <p>799 単位</p> <p>ロ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合（1 日につき 12 時間を超える範囲）</p> <p>779 単位</p>		<p>第 5 重度障害者等包括支援 重度障害者等包括支援サービス費</p> <p>イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合（1 日につき 12 時間を超えない範囲）</p> <p>802 単位</p> <p>ロ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援の場合（1 日につき 12 時間を超える範囲）</p> <p>781 単位</p>	

49

ハ 短期入所の場合	889 単位	ハ 短期入所の場合	892 単位
ニ 共同生活援助の場合	958 単位	ニ 共同生活援助の場合	961 単位
<p>●日中活動系サービス</p> <p>第 1 療養介護 療養介護サービス費（1 日につき）</p> <p>イ 療養介護サービス費</p> <p>(1) 療養介護サービス費（Ⅰ）</p> <p>(一) 利用定員が 40 人以下</p> <p>903 単位</p> <p>(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下</p> <p>884 単位</p> <p>(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下</p> <p>868 単位</p> <p>(四) 利用定員が 81 人以上</p> <p>857 単位</p> <p>(2) 療養介護サービス費（Ⅱ）</p> <p>(一) 利用定員が 40 人以下</p> <p>658 単位</p> <p>(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下</p> <p>628 単位</p> <p>(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下</p> <p>604 単位</p> <p>(四) 利用定員が 81 人以上</p> <p>591 単位</p> <p>(3) 療養介護サービス費（Ⅲ）</p> <p>(一) 利用定員が 40 人以下</p> <p>520 単位</p> <p>(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下</p> <p>495 単位</p> <p>(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下</p> <p>484 単位</p> <p>(四) 利用定員が 81 人以上</p> <p>476 単位</p> <p>(4) 療養介護サービス費（Ⅳ）</p> <p>(一) 利用定員が 40 人以下</p> <p>416 単位</p>		<p>●日中活動系サービス</p> <p>第 1 療養介護 療養介護サービス費（1 日につき）</p> <p>イ 療養介護サービス費</p> <p>(1) 療養介護サービス費（Ⅰ）</p> <p>(一) 利用定員が 40 人以下</p> <p>906 単位</p> <p>(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下</p> <p>887 単位</p> <p>(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下</p> <p>848 単位</p> <p>(四) 利用定員が 81 人以上</p> <p>815 単位</p> <p>(2) 療養介護サービス費（Ⅱ）</p> <p>(一) 利用定員が 40 人以下</p> <p>660 単位</p> <p>(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下</p> <p>630 単位</p> <p>(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下</p> <p>590 単位</p> <p>(四) 利用定員が 81 人以上</p> <p>562 単位</p> <p>(3) 療養介護サービス費（Ⅲ）</p> <p>(一) 利用定員が 40 人以下</p> <p>522 単位</p> <p>(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下</p> <p>497 単位</p> <p>(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下</p> <p>473 単位</p> <p>(四) 利用定員が 81 人以上</p> <p>453 単位</p> <p>(4) 療養介護サービス費（Ⅳ）</p> <p>(一) 利用定員が 40 人以下</p> <p>418 単位</p>	

50

(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	384 単位	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	385 単位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	371 単位	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	362 単位
(四) 利用定員が 81 人以上	362 単位	(四) 利用定員が 81 人以上	344 単位
⑤ 療養介護サービス費 (V)		⑤ 療養介護サービス費 (V)	
(一) 利用定員が 40 人以下	416 単位	(一) 利用定員が 40 人以下	418 単位
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	384 単位	(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	385 単位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	371 単位	(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	362 単位
(四) 利用定員が 81 人以上	362 単位	(四) 利用定員が 81 人以上	344 単位
ロ 経過の療養介護サービス費		ロ 経過の療養介護サービス費	
① 経過の療養介護サービス費 (I)		① 利用定員が 40 人以下	877 単位
(一) 利用定員が 40 人以下	874 単位	② 利用定員が 41 人以上 60 人以下	877 単位
(二) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	874 単位	③ 利用定員が 61 人以上 80 人以下	848 単位
(三) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	868 単位	④ 利用定員が 81 人以上	815 単位
(四) 利用定員が 81 人以上	857 単位		
② 経過の療養介護サービス費 (II)	591 単位		
第 2 生活介護		第 2 生活介護	
生活介護サービス費 (1日につき)		生活介護サービス費 (1日につき)	
イ 生活介護サービス費		イ 生活介護サービス費	
① 利用定員が 20 人以下		① 利用定員が 20 人以下	
(一) 区分 6	1,299 単位	(一) 区分 6	1,278 単位
(二) 区分 5	981 単位	(二) 区分 5	959 単位
(三) 区分 4	703 単位	(三) 区分 4	680 単位
(四) 区分 3	634 単位	(四) 区分 3	610 単位

51

(五) 区分 2 以下	583 単位	(五) 区分 2 以下	559 単位
② 利用定員が 21 人以上 40 人以下		② 利用定員が 21 人以上 40 人以下	
(一) 区分 6	1,170 単位	(一) 区分 6	1,139 単位
(二) 区分 5	883 単位	(二) 区分 5	851 単位
(三) 区分 4	632 単位	(三) 区分 4	599 単位
(四) 区分 3	572 単位	(四) 区分 3	539 単位
(五) 区分 2 以下	524 単位	(五) 区分 2 以下	491 単位
③ 利用定員が 41 人以上 60 人以下		③ 利用定員が 41 人以上 60 人以下	
(一) 区分 6	1,138 単位	(一) 区分 6	1,099 単位
(二) 区分 5	854 単位	(二) 区分 5	816 単位
(三) 区分 4	604 単位	(三) 区分 4	568 単位
(四) 区分 3	538 単位	(四) 区分 3	502 単位
(五) 区分 2 以下	494 単位	(五) 区分 2 以下	459 単位
④ 利用定員が 61 人以上 80 人以下		④ 利用定員が 61 人以上 80 人以下	
(一) 区分 6	1,090 単位	(一) 区分 6	1,045 単位
(二) 区分 5	825 単位	(二) 区分 5	781 単位
(三) 区分 4	589 単位	(三) 区分 4	549 単位
(四) 区分 3	532 単位	(四) 区分 3	493 単位
(五) 区分 2 以下	481 単位	(五) 区分 2 以下	445 単位
⑤ 利用定員が 81 人以上		⑤ 利用定員が 81 人以上	
(一) 区分 6	1,076 単位	(一) 区分 6	1,028 単位
(二) 区分 5	811 単位	(二) 区分 5	765 単位
(三) 区分 4	576 単位	(三) 区分 4	535 単位
(四) 区分 3	517 単位	(四) 区分 3	478 単位

52

(五) 区分2以下	466 単位	(五) 区分2以下	428 単位
ロ 基準該当生活介護サービス費		ロ 基準該当生活介護サービス費	
(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	728 単位	(1) 基準該当生活介護サービス費(Ⅰ)	691 単位
(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	883 単位	(2) 基準該当生活介護サービス費(Ⅱ)	851 単位
第3 短期入所		第3 短期入所	
短期入所サービス費(1日につき)		短期入所サービス費(1日につき)	
イ 福祉型短期入所サービス費		イ 福祉型短期入所サービス費	
(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)		(1) 福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)	
(一) 区分6	888 単位	(一) 区分6	892 単位
(二) 区分5	755 単位	(二) 区分5	758 単位
(三) 区分4	623 単位	(三) 区分4	626 単位
(四) 区分3	561 単位	(四) 区分3	563 単位
(五) 区分1及び区分2	490 単位	(五) 区分1及び区分2	492 単位
(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)		(2) 福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)	
(一) 区分6	580 単位	(一) 区分6	582 単位
(二) 区分5	508 単位	(二) 区分5	510 単位
(三) 区分4	306 単位	(三) 区分4	307 単位
(四) 区分3	231 単位	(四) 区分3	232 単位
(五) 区分1及び区分2	165 単位	(五) 区分1及び区分2	166 単位
(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)		(3) 福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)	
(一) 区分3	755 単位	(一) 区分3	758 単位
(二) 区分2	592 単位	(二) 区分2	595 単位
(三) 区分1	490 単位	(三) 区分1	492 単位

53

(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)		(4) 福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)	
(一) 区分3	508 単位	(一) 区分3	510 単位
(二) 区分2	268 単位	(二) 区分2	269 単位
(三) 区分1	165 単位	(三) 区分1	166 単位
ロ 医療型短期入所サービス費		ロ 医療型短期入所サービス費	
(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,598 単位	(1) 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)	2,609 単位
(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,397 単位	(2) 医療型短期入所サービス費(Ⅱ)	2,407 単位
(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,398 単位	(3) 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)	1,404 単位
ハ 医療型特定短期入所サービス費		ハ 医療型特定短期入所サービス費	
(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,478 単位	(1) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)	2,489 単位
(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,267 単位	(2) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)	2,277 単位
(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,298 単位	(3) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)	1,304 単位
(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	1,731 単位	(4) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅳ)	1,738 単位
(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,599 単位	(5) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅴ)	1,606 単位
(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	932 単位	(6) 医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)	936 単位
ニ 基準該当短期入所サービス費		ニ 基準該当短期入所サービス費	
(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	755 単位	(1) 基準該当短期入所サービス費(Ⅰ)	758 単位
(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	231 単位	(2) 基準該当短期入所サービス費(Ⅱ)	232 単位
●施設系サービス		●施設系サービス	
施設入所支援		施設入所支援	
施設入所支援サービス費(1日につき)		施設入所支援サービス費(1日につき)	
イ 利用定員が40人以下		イ 利用定員が40人以下	
(1) 区分6	451 単位	(1) 区分6	453 単位

54

(2) 区分5	380 単位	(2) 区分5	382 単位
(3) 区分4	307 単位	(3) 区分4	308 単位
(4) 区分3	231 単位	(4) 区分3	232 単位
(5) 区分2以下	167 単位	(5) 区分2以下	168 単位
ロ 利用定員が41人以上60人以下		ロ 利用定員が41人以上60人以下	
(1) 区分6	355 単位	(1) 区分6	356 単位
(2) 区分5	296 単位	(2) 区分5	297 単位
(3) 区分4	234 単位	(3) 区分4	235 単位
(4) 区分3	184 単位	(4) 区分3	185 単位
(5) 区分2以下	145 単位	(5) 区分2以下	146 単位
ハ 利用定員が61人以上80人以下		ハ 利用定員が61人以上80人以下	
(1) 区分6	294 単位	(1) 区分6	295 単位
(2) 区分5	246 単位	(2) 区分5	247 単位
(3) 区分4	197 単位	(3) 区分4	198 単位
(4) 区分3	161 単位	(4) 区分3	162 単位
(5) 区分2以下	131 単位	(5) 区分2以下	132 単位
ニ 利用定員が81人以上		ニ 利用定員が81人以上	
(1) 区分6	268 単位	(1) 区分6	269 単位
(2) 区分5	222 単位	(2) 区分5	223 単位
(3) 区分4	177 単位	(3) 区分4	178 単位
(4) 区分3	145 単位	(4) 区分3	146 単位
(5) 区分2以下	124 単位	(5) 区分2以下	125 単位
●居住系サービス		●居住系サービス	

55

共同生活援助		共同生活援助	
1 介護サービス包括型共同生活援助		1 介護サービス包括型共同生活援助	
イ 共同生活援助サービス費 (I)		イ 共同生活援助サービス費 (I)	
(1) 区分6	645 単位	(1) 区分6	668 単位
(2) 区分5	528 単位	(2) 区分5	552 単位
(3) 区分4	449 単位	(3) 区分4	471 単位
(4) 区分3	383 単位	(4) 区分3	385 単位
(5) 区分2	294 単位	(5) 区分2	295 単位
(6) 区分1以下	257 単位	(6) 区分1以下	259 単位
ロ 共同生活援助サービス費 (II)		ロ 共同生活援助サービス費 (II)	
(1) 区分6	594 単位	(1) 区分6	617 単位
(2) 区分5	477 単位	(2) 区分5	501 単位
(3) 区分4	398 単位	(3) 区分4	420 単位
(4) 区分3	332 単位	(4) 区分3	334 単位
(5) 区分2	243 単位	(5) 区分2	244 単位
(6) 区分1以下	211 単位	(6) 区分1以下	212 単位
ハ 共同生活援助サービス費 (III)		ハ 共同生活援助サービス費 (III)	
(1) 区分6	561 単位	(1) 区分6	584 単位
(2) 区分5	444 単位	(2) 区分5	467 単位
(3) 区分4	365 単位	(3) 区分4	387 単位
(4) 区分3	299 単位	(4) 区分3	301 単位
(5) 区分2	210 単位	(5) 区分2	211 単位
(6) 区分1以下	181 単位	(6) 区分1以下	182 単位
ニ 共同生活援助サービス費 (IV)		ニ 共同生活援助サービス費 (IV)	

56

(1) 区分6	675 単位	(1) 区分6	699 単位
(2) 区分5	558 単位	(2) 区分5	582 単位
(3) 区分4	479 単位	(3) 区分4	502 単位
(4) 区分3	413 単位	(4) 区分3	415 単位
(5) 区分2	324 単位	(5) 区分2	326 単位
(6) 区分1以下	287 単位	(6) 区分1以下	289 単位
ホ 経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費	142 単位	ホ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例	
ヘ 個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例		(1) 4:1の場合	
(1) 4:1の場合		(一) 区分6	444 単位
(一) 区分6	434 単位	(二) 区分5	398 単位
(二) 区分5	388 単位	(三) 区分4	365 単位
(三) 区分4	356 単位	(2) 5:1の場合	
(2) 5:1の場合		(一) 区分6	393 単位
(一) 区分6	383 単位	(二) 区分5	347 単位
(二) 区分5	337 単位	(三) 区分4	314 単位
(三) 区分4	305 単位	(3) 6:1の場合	
(3) 6:1の場合		(一) 区分6	360 単位
(一) 区分6	350 単位	(二) 区分5	313 単位
(二) 区分5	304 単位	(三) 区分4	281 単位
(三) 区分4	272 単位	2 外部サービス利用型共同生活援助	
2 外部サービス利用型共同生活援助		イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (I)	259 単位
イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (I)	257 単位	ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (II)	212 単位
ロ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (II)	211 単位	ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (III)	182 単位
ハ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (III)	181 単位		

57

ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (IV)	120 単位	ニ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (IV)	121 単位
ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (V)	287 単位	ホ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費 (V)	289 単位
3 受託居宅介護サービス費		3 受託居宅介護サービス費	
(1) 所要時間 15 分未満の場合	99 単位	(1) 所要時間 15 分未満の場合	95 単位
(2) 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	199 単位	(2) 所要時間 15 分以上 30 分未満の場合	191 単位
(3) 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分以上の場合	271 単位に所要時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 90 単位を加算した単位数	(3) 所要時間 30 分以上 1 時間 30 分以上の場合	260 単位に所要時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数
(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合	580 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 37 単位を加算した単位数	(4) 所要時間 1 時間 30 分以上の場合	557 単位に所要時間 1 時間 30 分から計算して所要時間 15 分を増すごとに 36 単位を加算した単位数
●訓練系・就労系サービス		●訓練系・就労系サービス	
第1 自立訓練 (機能訓練)		第1 自立訓練 (機能訓練)	
機能訓練サービス費 (1 日につき)		機能訓練サービス費 (1 日につき)	
イ 機能訓練サービス費 (I)		イ 機能訓練サービス費 (I)	
(1) 利用定員が 20 人以下	784 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	787 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	701 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	704 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	666 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	669 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	638 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	641 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	601 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	604 単位
ロ 機能訓練サービス費 (II)		ロ 機能訓練サービス費 (II)	
(1) 所要時間 1 時間未満の場合	255 単位	(1) 所要時間 1 時間未満の場合	245 単位
(2) 所要時間 1 時間以上の場合	587 単位	(2) 所要時間 1 時間以上の場合	564 単位

58

(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	753 単位	(3) 視覚障害者に対する専門的訓練の場合	724 単位
ハ 基準該当機能訓練サービス費	784 単位	ハ 基準該当機能訓練サービス費	787 単位
第2 自立訓練(生活訓練)		第2 自立訓練(生活訓練)	
生活訓練サービス費(1日につき)		生活訓練サービス費(1日につき)	
イ 生活訓練サービス費(I)		イ 生活訓練サービス費(I)	
(1) 利用定員が20人以下	748 単位	(1) 利用定員が20人以下	751 単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	667 単位	(2) 利用定員が21人以上40人以下	670 単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	634 単位	(3) 利用定員が41人以上60人以下	637 単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	609 単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下	612 単位
(5) 利用定員が81人以上	572 単位	(5) 利用定員が81人以上	575 単位
ロ 生活訓練サービス費(II)		ロ 生活訓練サービス費(II)	
(1) 所要時間1時間未満の場合	255 単位	(1) 所要時間1時間未満の場合	245 単位
(2) 所要時間1時間以上の場合	587 単位	(2) 所要時間1時間以上の場合	564 単位
ハ 生活訓練サービス費(III)		ハ 生活訓練サービス費(III)	
(1) 利用期間が2年間以内の場合	270 単位	(1) 利用期間が2年間以内の場合	271 単位
(2) 利用期間が2年間を超える場合	162 単位	(2) 利用期間が2年間を超える場合	163 単位
ニ 生活訓練サービス費(IV)		ニ 生活訓練サービス費(IV)	
(1) 利用期間が3年間以内の場合	270 単位	(1) 利用期間が3年間以内の場合	271 単位
(2) 利用期間が3年間を超える場合	162 単位	(2) 利用期間が3年間を超える場合	163 単位
ホ 基準該当生活訓練サービス費	748 単位	ホ 基準該当生活訓練サービス費	751 単位
第3 就労移行支援		第3 就労移行支援	
就労移行支援サービス費(1日につき)		就労移行支援サービス費(1日につき)	

59

イ 就労移行支援サービス費(I)		イ 就労移行支援サービス費(I)	
(1) 利用定員が20人以下	839 単位	(1) 利用定員が20人以下	804 単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	747 単位	(2) 利用定員が21人以上40人以下	711 単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	716 単位	(3) 利用定員が41人以上60人以下	679 単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	672 単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下	634 単位
(5) 利用定員が81人以上	635 単位	(5) 利用定員が81人以上	595 単位
ロ 就労移行支援サービス費(II)		ロ 就労移行支援サービス費(II)	
(1) 利用定員が20人以下	522 単位	(1) 利用定員が20人以下	524 単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	465 単位	(2) 利用定員が21人以上40人以下	467 単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	435 単位	(3) 利用定員が41人以上60人以下	437 単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	424 単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下	426 単位
(5) 利用定員が81人以上	410 単位	(5) 利用定員が81人以上	412 単位
第4 就労継続支援A型		第4 就労継続支援A型	
就労継続支援A型サービス費(1日につき)		就労継続支援A型サービス費(1日につき)	
イ 就労継続支援A型サービス費(I)		イ 就労継続支援A型サービス費(I)	
(1) 利用定員が20人以下	589 単位	(1) 利用定員が20人以下	584 単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	526 単位	(2) 利用定員が21人以上40人以下	519 単位
(3) 利用定員が41人以上60人以下	494 単位	(3) 利用定員が41人以上60人以下	487 単位
(4) 利用定員が61人以上80人以下	485 単位	(4) 利用定員が61人以上80人以下	478 単位
(5) 利用定員が81人以上	469 単位	(5) 利用定員が81人以上	462 単位
ロ 就労継続支援A型サービス費(II)		ロ 就労継続支援A型サービス費(II)	
(1) 利用定員が20人以下	538 単位	(1) 利用定員が20人以下	532 単位
(2) 利用定員が21人以上40人以下	481 単位	(2) 利用定員が21人以上40人以下	474 単位

60

(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	447 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	440 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	438 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	431 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	423 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	416 単位
第 5 就労継続支援 B 型		第 5 就労継続支援 B 型	
就労継続支援 B 型サービス費 (1 日につき)		就労継続支援 B 型サービス費 (1 日につき)	
イ 就労継続支援 B 型サービス費 (I)		イ 就労継続支援 B 型サービス費 (I)	
(1) 利用定員が 20 人以下	589 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	584 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	526 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	519 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	494 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	487 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	485 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	478 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	469 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	462 単位
ロ 就労継続支援 B 型サービス費 (II)		ロ 就労継続支援 B 型サービス費 (II)	
(1) 利用定員が 20 人以下	538 単位	(1) 利用定員が 20 人以下	532 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	481 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 40 人以下	474 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	447 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 60 人以下	440 単位
(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	438 単位	(4) 利用定員が 61 人以上 80 人以下	431 単位
(5) 利用定員が 81 人以上	423 単位	(5) 利用定員が 81 人以上	416 単位
●相談系サービス		●相談系サービス	
第 1 計画相談支援費		第 1 計画相談支援費	
イ サービス利用支援費	1,606 単位	イ サービス利用支援費	1,611 単位
ロ 継続サービス利用支援費	1,306 単位	ロ 継続サービス利用支援費	1,310 単位
注 1) 居宅介護支援費重複減算 (I)	703 単位	注 1) 居宅介護支援費重複減算 (I)	705 単位

61

注 2) 居宅介護支援費重複減算 (II)	1,004 単位	注 2) 居宅介護支援費重複減算 (II)	1,007 単位
注 3) 介護予防支援費重複減算	112 単位	注 3) 介護予防支援費重複減算	112 単位
第 2 障害児相談支援費		第 2 障害児相談支援費	
イ 障害児支援利用援助費	1,606 単位	イ 障害児支援利用援助費	1,611 単位
ロ 継続障害児支援利用援助費	1,306 単位	ロ 継続障害児支援利用援助費	1,310 単位
第 3 地域移行支援		第 3 地域移行支援	
地域移行支援サービス費	2,313 単位	地域移行支援サービス費	2,323 単位
第 4 地域定着支援		第 4 地域定着支援	
地域定着支援サービス費		地域定着支援サービス費	
イ 体制確保費	301 単位	イ 体制確保費	302 単位
ロ 緊急時支援費	703 単位	ロ 緊急時支援費	705 単位
●障害児通所系サービス		●障害児通所系サービス	
第 1 児童発達支援		第 1 児童発達支援	
児童発達支援給付費 (1 日につき)		児童発達支援給付費 (1 日につき)	
イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合 (ロ又はハに該当する場合を除く。)		イ 児童発達支援センターにおいて障害児に対し指定児童発達支援を行う場合 (ロ又はハに該当する場合を除く。)	
(1) 利用定員が 30 人以下の場合	972 単位	(1) 利用定員が 30 人以下の場合	976 単位
(2) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	913 単位	(2) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	917 単位
(3) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合	854 単位	(3) 利用定員が 41 人以上 50 人以下の場合	858 単位
(4) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合	797 単位	(4) 利用定員が 51 人以上 60 人以下の場合	800 単位

62

(5) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合	776 単位	(5) 利用定員が 61 人以上 70 人以下の場合	779 単位
(6) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合	756 単位	(6) 利用定員が 71 人以上 80 人以下の場合	759 単位
(7) 利用定員が 81 人以上の場合	734 単位	(7) 利用定員が 81 人以上の場合	737 単位
ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合		ロ 児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) 利用定員が 20 人以下の場合	1,215 単位	(1) 利用定員が 20 人以下の場合	1,220 単位
(2) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合	1,069 単位	(2) 利用定員が 21 人以上 30 人以下の場合	1,073 単位
(3) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	983 単位	(3) 利用定員が 31 人以上 40 人以下の場合	987 単位
(4) 利用定員が 41 人以上の場合	896 単位	(4) 利用定員が 41 人以上の場合	900 単位
ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合		ハ 児童発達支援センターにおいて重症心身障害児（法第 7 条第 2 項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）に対し指定児童発達支援を行う場合	
(1) 利用定員が 15 人以下の場合	1,147 単位	(1) 利用定員が 15 人以下の場合	1,152 単位
(2) 利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合	870 単位	(2) 利用定員が 16 人以上 20 人以下の場合	874 単位
(3) 利用定員が 21 人以上の場合	795 単位	(3) 利用定員が 21 人以上の場合	798 単位
ニ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）		ニ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設（児童発達支援センターであるものを除く。以下同じ。）において障害児に対し指定児童発達支援又は基準該当児童発達支援を行う場合（ホに該当する場合を除く。）	
(1) 利用定員が 10 人以下の場合	622 単位	(1) 利用定員が 10 人以下の場合	620 単位
(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	455 単位	(2) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	453 単位
(3) 利用定員が 21 人以上の場合	366 単位	(3) 利用定員が 21 人以上の場合	364 単位
ホ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合		ホ 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める施設において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合	

63

(1) 利用定員が 5 人の場合	1,599 単位	(1) 利用定員が 5 人の場合	1,608 単位
		(2) 利用定員が 6 人の場合	1,347 単位
		(3) 利用定員が 7 人の場合	1,160 単位
		(4) 利用定員が 8 人の場合	1,020 単位
		(5) 利用定員が 9 人の場合	911 単位
(2) 利用定員が 6 人以上 10 人以下の場合	819 単位	(6) 利用定員が 10 人の場合	824 単位
(3) 利用定員が 11 人以上の場合	694 単位	(7) 利用定員が 11 人以上の場合	699 単位
第 2 医療型児童発達支援 医療型児童発達支援給付費（1日につき）		第 2 医療型児童発達支援 医療型児童発達支援給付費（1日につき）	
イ 肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	332 単位	イ 肢体不自由（法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	333 単位
ロ 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	443 単位	ロ 重症心身障害児に対し指定医療型児童発達支援を行う場合	445 単位
第 3 放課後等デイサービス 放課後等デイサービス給付費（1日につき）		第 3 放課後等デイサービス 放課後等デイサービス給付費（1日につき）	
イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）		イ 障害児に対し指定放課後等デイサービス又は基準該当放課後等デイサービスを行う場合（ロに該当する場合を除く。）	
(1) 授業の終了後に行う場合		(1) 授業の終了後に行う場合	
(一) 利用定員が 10 人以下の場合	482 単位	(一) 利用定員が 10 人以下の場合	473 単位
(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	362 単位	(二) 利用定員が 11 人以上 20 人以下の場合	355 単位
(三) 利用定員が 21 人以上の場合	281 単位	(三) 利用定員が 21 人以上の場合	276 単位

64

(2) 休業日に行う場合 (一) 利用定員が10人以下の場合 622 単位 (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 455 単位 (三) 利用定員が21人以上の場合 366 単位 ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合 (1) 授業の終了後に行う場合 (一) 利用定員が5人の場合 1,320 単位 (二) 利用定員が6人以上10人以下の場合 675 単位 (三) 利用定員が11人以上の場合 573 単位 (2) 休業日に行う場合 (一) 利用定員が5人の場合 1,600 単位 (二) 利用定員が6人以上10人以下の場合 820 単位 (三) 利用定員が11人以上の場合 695 単位 第4 保育所等訪問支援	(2) 休業日に行う場合 (一) 利用定員が10人以下の場合 611 単位 (二) 利用定員が11人以上20人以下の場合 447 単位 (三) 利用定員が21人以上の場合 359 単位 ロ 重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合 (1) 授業の終了後に行う場合 (一) 利用定員が5人の場合 1,329 単位 (二) 利用定員が6人の場合 1,112 単位 (三) 利用定員が7人の場合 958 単位 (四) 利用定員が8人の場合 842 単位 (五) 利用定員が9人の場合 751 単位 (六) 利用定員が10人の場合 679 単位 (七) 利用定員が11人以上の場合 577 単位 (2) 休業日に行う場合 (一) 利用定員が5人の場合 1,608 単位 (二) 利用定員が6人の場合 1,347 単位 (三) 利用定員が7人の場合 1,160 単位 (四) 利用定員が8人の場合 1,020 単位 (五) 利用定員が9人の場合 911 単位 (六) 利用定員が10人の場合 824 単位 (七) 利用定員が11人以上の場合 699 単位 第4 保育所等訪問支援
--	--

65

保育所等訪問支援給付費（1日につき） 912 単位 ●障害児入所系サービス 第1 福祉型障害児入所施設 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき） イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合 (1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 737 単位 (2) 入所定員が10人の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 625 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,444 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 737 単位 (3) 入所定員が11人以上20人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 541 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 950 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 737 単位	保育所等訪問支援給付費（1日につき） 916 単位 ●障害児入所系サービス 第1 福祉型障害児入所施設 福祉型障害児入所施設給付費（1日につき） イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合 (1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 740 単位 (2) 入所定員が10人の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 628 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,451 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 740 単位 (3) 入所定員が11人以上20人以下の場合 (一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき 543 単位 (二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 954 単位 (三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 740 単位
--	--

66

(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	737 単位	(4) 入所定員が 21 人以上 30 人以下の場合	727 単位
(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	619 単位	(5) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	611 単位
(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	557 単位	(6) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	550 単位
(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	539 単位	(7) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	532 単位
(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	521 単位	(8) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	514 単位
(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	503 単位	(9) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	496 単位
(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	486 単位	(10) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	480 単位
(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	467 単位	(11) 入所定員が 91 人以上 100 人以下の場合	461 単位
(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	465 単位	(12) 入所定員が 101 人以上 110 人以下の場合	459 単位
(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	464 単位	(13) 入所定員が 111 人以上 120 人以下の場合	458 単位
(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	462 単位	(14) 入所定員が 121 人以上 130 人以下の場合	456 単位
(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	460 単位	(15) 入所定員が 131 人以上 140 人以下の場合	454 単位
(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	458 単位	(16) 入所定員が 141 人以上 150 人以下の場合	452 単位
(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	454 単位	(17) 入所定員が 151 人以上 160 人以下の場合	448 単位
(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	451 単位	(18) 入所定員が 161 人以上 170 人以下の場合	445 単位
(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	447 単位	(19) 入所定員が 171 人以上 180 人以下の場合	441 単位
(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	444 単位	(20) 入所定員が 181 人以上 190 人以下の場合	438 単位
(21) 入所定員が 191 人以上の場合	441 単位	(21) 入所定員が 191 人以上の場合	435 単位
ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		ロ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童に限る。以下「自閉症児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 30 人以下の場合	732 単位	(1) 入所定員が 30 人以下の場合	735 単位
(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	675 単位	(2) 入所定員が 31 人以上 40 人以下の場合	678 単位

67

(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	647 単位	(3) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	650 単位
(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	622 単位	(4) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	625 単位
(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	595 単位	(5) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	598 単位
(6) 入所定員が 71 人以上の場合	568 単位	(6) 入所定員が 71 人以上の場合	571 単位
ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合		ハ 主として盲児（強度の弱視児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が 5 人の場合		(1) 入所定員が 5 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	891 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	895 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		(2) 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	607 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	610 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
(3) 入所定員が 10 人の場合		(3) 入所定員が 10 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	607 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	610 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,436 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,443 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合		(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	

68

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	504 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	506 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,058 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	1,063 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
⑤ 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合		⑤ 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	462 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	464 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	877 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	881 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
⑥ 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合		⑥ 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	431 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	433 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	801 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	805 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
⑦ 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合		⑦ 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	402 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	404 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき		(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき	

69

	676 単位		679 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	676 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	679 単位
⑧ 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。⑨から⑮までにおいて同じ。）		⑧ 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき。⑨から⑮までにおいて同じ。）	
	601 単位		604 単位
⑨ 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	556 単位	⑨ 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合	559 単位
⑩ 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	493 単位	⑩ 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合	495 単位
⑪ 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	479 単位	⑪ 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合	481 単位
⑫ 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	464 単位	⑫ 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合	466 単位
⑬ 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	448 単位	⑬ 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合	450 単位
⑭ 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	433 単位	⑭ 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合	435 単位
⑮ 入所定員が 91 人以上の場合	417 単位	⑮ 入所定員が 91 人以上の場合	419 単位
ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合		ニ 主としてろうあ児（強度の難聴児を含む。以下同じ。）に対し指定入所支援を行う場合	
⑰ 入所定員が 5 人の場合		⑰ 入所定員が 5 人の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	891 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	895 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	672 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき	675 単位
⑱ 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合		⑱ 入所定員が 6 人以上 9 人以下の場合	
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	626 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき	629 単位

70

(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675 単位
(3) 入所定員が 10 人の場合	(3) 入所定員が 10 人の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき 626 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき 629 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,426 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,433 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675 単位
(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合	(4) 入所定員が 11 人以上 15 人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき 505 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき 507 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,050 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 1,055 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675 単位
(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合	(5) 入所定員が 16 人以上 20 人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき 465 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき 467 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 875 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 879 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675 単位
(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合	(6) 入所定員が 21 人以上 25 人以下の場合

71

(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき 428 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき 430 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 756 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 759 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675 単位
(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合	(7) 入所定員が 26 人以上 30 人以下の場合
(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき 405 単位	(一) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設 であるとき 407 単位
(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 672 単位	(二) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき 675 単位
(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 672 単位	(三) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき 675 単位
(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行 う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設 であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。） 598 単位	(8) 入所定員が 31 人以上 35 人以下の場合（当該指定入所支援を行 う施設が主たる施設又は当該指定入所支援を行う施設が単独施設 であるとき。(9)から(15)までにおいて同じ。） 601 単位
(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合 553 単位	(9) 入所定員が 36 人以上 40 人以下の場合 556 単位
(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 490 単位	(10) 入所定員が 41 人以上 50 人以下の場合 492 単位
(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 476 単位	(11) 入所定員が 51 人以上 60 人以下の場合 478 単位
(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 462 単位	(12) 入所定員が 61 人以上 70 人以下の場合 464 単位
(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 446 単位	(13) 入所定員が 71 人以上 80 人以下の場合 448 単位
(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合 431 単位	(14) 入所定員が 81 人以上 90 人以下の場合 433 単位
(15) 入所定員が 91 人以上の場合 416 単位	(15) 入所定員が 91 人以上の場合 418 単位

72

ホ 主として肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合		ホ 主として肢体不自由（法第6条の2第3項に規定する肢体不自由をいう。）のある児童（以下「肢体不自由児」という。）に対し指定入所支援を行う場合	
(1) 入所定員が50人以下の場合	712 単位	(1) 入所定員が50人以下の場合	715 単位
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	703 単位	(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合	706 単位
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	691 単位	(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合	694 単位
(4) 入所定員が71人以上の場合	678 単位	(4) 入所定員が71人以上の場合	681 単位
第2 医療型障害児入所施設 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）		第2 医療型障害児入所施設 医療型障害児入所施設給付費（1日につき）	
イ 指定医療型障害児入所施設の場合		イ 指定医療型障害児入所施設の場合	
(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	321 単位	(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	323 単位
(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	147 単位	(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	148 単位
(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	875 単位	(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	880 単位
		ロ 指定医療型障害児入所施設で短期有目的の支援を行う場合	
		(1) 主として自閉症児に対し指定入所支援を行う場合	
		(一) 90日目まで	355 単位
		(二) 91日目以降180日目まで	323 単位
		(三) 181日目以降	291 単位
		(2) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
		(一) 90日目まで	163 単位

73

		(二) 91日目以降180日目まで	148 単位
		(三) 181日目以降	133 単位
		(3) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
		(一) 90日目まで	968 単位
		(二) 91日目以降180日目まで	880 単位
		(三) 181日目以降	792 単位
ロ 指定発達支援医療機関の場合		ハ 指定発達支援医療機関の場合	
(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	123 単位	(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	124 単位
(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	875 単位	(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	880 単位
		ニ 指定発達支援医療機関で主として肢体不自由児に対し短期有目的の支援を行う場合	
		(1) 主として肢体不自由児に対し指定入所支援を行う場合	
		(一) 90日目まで	136 単位
		(二) 91日目以降180日目まで	124 単位
		(三) 181日目以降	112 単位
		(2) 主として重症心身障害児に対し指定入所支援を行う場合	
		(一) 90日目まで	968 単位
		(二) 91日目以降180日目まで	880 単位
		(三) 181日目以降	792 単位

74

地域区分の見直しについて

障害児の地域区分の見直しについて

<現行>

地域割り		8区分							
上乗せ割合		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
		18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%
対象地域	官署所在地	国家公務員の地域手当支給地域							
	官署が所在しない地域等	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定） ・以前官署が所在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様） 							
対象とする市町村の区域の時期		平成18年4月1日							

<見直し後>

地域割り		8区分							
上乗せ割合		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
対象地域		<ul style="list-style-type: none"> ・上記の対象地域に三方以上囲まれている地域（首都圏、近畿圏内で、市に限る）（※上乗せ割合は、周辺の対象地域の区分を参考とし、独自に設定） ・以前官署が所在した地域（※上乗せ割合は、従前の区分と同様） 							
対象とする市町村の区域の時期		平成27年4月1日							

* 上乗せ割合が変動する地域については、平成27年度～29年度にかけて段階的に引き上げ、平成30年度から完全施行。

●地域区分の見直しによる報酬1単位単価の見直し

〔見直し後の1単位単価〕【現行と平成30年度以降】

<現行>

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他	
		18%	15%	12%	10%	8%	6%	3%	0%	
障害児通所支援	児童発達支援センターの場合	11,12円	10,83円	10,74円	10,82円	10,80円	10,37円	10,18円	10円	
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11,06円	10,80円	10,72円	10,80円	10,48円	10,38円	10,18円	10円	
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11,37円	11,14円	10,81円	10,78円	10,61円	10,48円	10,23円	10円	
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)	10円								
放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11,06円	10,80円	10,72円	10,80円	10,48円	10,38円	10,18円	10円	
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11,37円	11,14円	10,81円	10,78円	10,61円	10,48円	10,23円	10円	
	保育所等訪問支援	11,12円	10,83円	10,74円	10,82円	10,50円	10,37円	10,18円	10円	
福祉型障害児入所支援	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11,00円	10,84円	10,87円	10,56円	10,45円	10,33円	10,17円	10円
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11,12円	10,83円	10,74円	10,82円	10,50円	10,37円	10,18円	10円
	自閉症児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11,10円	10,82円	10,73円	10,81円	10,48円	10,37円	10,18円	10円
		当該施設が主たる施設の場合	10,88円	10,83円	10,88円	10,66円	10,44円	10,38円	10,17円	10円
	うつあ児の場合	併設する施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11,11円	10,83円	10,74円	10,82円	10,48円	10,37円	10,18円	10円
		当該施設が主たる施設の場合	11,08円	10,80円	10,72円	10,80円	10,48円	10,36円	10,18円	10円
	ろうあ児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11,11円	10,83円	10,74円	10,82円	10,48円	10,37円	10,18円	10円
		当該施設が主たる施設の場合	11,16円	10,87円	10,77円	10,84円	10,52円	10,39円	10,19円	10円
	身体不自由児の場合	11,10円	10,82円	10,73円	10,81円	10,48円	10,37円	10,18円	10円	
	医療型(含:指定発達支援医療機関)障害児入所支援	自閉症児の場合	10円							
身体不自由児の場合		10円								
重症心身障害児の場合		10円								
障害児相談支援	11,08円	10,80円	10,72円	10,80円	10,48円	10,36円	10,18円	10円		

<平成30年度以降>

		1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他	
		20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%	
障害児通所支援	児童発達支援センターの場合	11,24円	10,89円	10,83円	10,74円	10,82円	10,37円	10,18円	10円	
	児童発達支援センター以外の指定児童発達支援事業所の場合	11,20円	10,88円	10,80円	10,72円	10,80円	10,38円	10,18円	10円	
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11,62円	11,22円	11,14円	10,81円	10,78円	10,48円	10,23円	10円	
	医療型児童発達支援(含:指定発達支援医療機関)	10円								
放課後等デイサービス	重症心身障害児以外の障害児の場合	11,20円	10,89円	10,80円	10,72円	10,80円	10,38円	10,18円	10円	
	主たる対象が重症心身障害児の場合	11,62円	11,22円	11,14円	10,81円	10,78円	10,48円	10,23円	10円	
	保育所等訪問支援	11,24円	10,89円	10,83円	10,74円	10,82円	10,37円	10,18円	10円	
福祉型障害児入所支援	知的障害児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11,12円	10,80円	10,84円	10,87円	10,56円	10,33円	10,17円	10円
		当該施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11,24円	10,89円	10,83円	10,74円	10,82円	10,37円	10,18円	10円
	自閉症児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11,22円	10,88円	10,82円	10,73円	10,81円	10,37円	10,18円	10円
		当該施設が主たる施設の場合	11,10円	10,88円	10,88円	10,66円	10,44円	10,38円	10,17円	10円
	うつあ児の場合	併設する施設が主たる施設の場合又は単独施設の場合	11,24円	10,89円	10,80円	10,74円	10,82円	10,37円	10,18円	10円
		当該施設が主たる施設の場合	11,20円	10,86円	10,80円	10,72円	10,80円	10,36円	10,18円	10円
	ろうあ児の場合	併設する施設が主たる施設の場合	11,24円	10,89円	10,83円	10,74円	10,82円	10,37円	10,18円	10円
		当該施設が主たる施設の場合	11,28円	11,02円	10,87円	10,77円	10,84円	10,38円	10,19円	10円
	身体不自由児の場合	11,22円	10,88円	10,82円	10,73円	10,81円	10,37円	10,18円	10円	
	医療型(含:指定発達支援医療機関)障害児入所支援	自閉症児の場合	10円							
身体不自由児の場合		10円								
重症心身障害児の場合		10円								
障害児相談支援	11,20円	10,86円	10,80円	10,72円	10,80円	10,36円	10,18円	10円		

●現行の地域区分と平成27年度の地域区分の比較【官署が所在しない地域】

都道府県	市町村名	現行 地域区分		27年度 地域区分	
		級地	%	級地	%
埼玉県	狭山市	6級地	6%	9級地	6%
	蕨市	6級地	6%	9級地	6%
	新座市	6級地	6%	8級地	7%
	富士見市	6級地	6%	8級地	7%
	鶴ヶ島市	4級地	10%	6級地	10%
	ふじみ野市	6級地	6%	8級地	7%
	三芳町	6級地	6%	8級地	7%
千葉県	習志野市	4級地	10%	5級地	11%
	八千代市	4級地	10%	5級地	11%
	四街道市	4級地	10%	6級地	10%
	白井市	6級地	6%	9級地	6%
東京都	昭島市	3級地	12%	4級地	12%
	小金井市	4級地	10%	6級地	10%
	東大和市	5級地	8%	6級地	10%
	東久留米市	3級地	12%	3級地	13%
神奈川県	茅ヶ崎市	4級地	10%	6級地	10%
	逗子市	4級地	10%	6級地	10%
	秦野市	6級地	6%	9級地	6%
	伊勢原市	6級地	6%	9級地	6%
	海老名市	3級地	12%	4級地	12%
	座間市	4級地	10%	6級地	10%
	綾瀬市	4級地	10%	6級地	10%
	寒川町	6級地	6%	8級地	7%

都道府県	市町村名	現行 地域区分		27年度 地域区分	
		級地	%	級地	%
愛知県	稲沢市	7級地	3%	12級地	3%
	東海市	7級地	3%	12級地	3%
	大府市	6級地	6%	9級地	6%
	知立市	7級地	3%	12級地	3%
	愛西市	7級地	3%	12級地	3%
	京都府	長岡京市	7級地	3%	11級地
大阪府	貝塚市	6級地	6%	9級地	6%
	松原市	5級地	8%	6級地	10%
	大東市	4級地	10%	6級地	10%
	摂津市	4級地	10%	6級地	10%
	高石市	3級地	12%	4級地	12%
	四條畷市	7級地	3%	12級地	3%
	大阪狭山市	6級地	6%	9級地	6%
	忠岡町	6級地	6%	9級地	6%
	兵庫県	宝塚市	3級地	12%	4級地
	川西市	6級地	6%	8級地	7%
奈良県	斑鳩町	7級地	3%	12級地	3%
広島県	府中町	4級地	10%	6級地	10%
福岡県	糸島市	7級地	3%	12級地	3%

※上記以外の市町村の地域区分は「その他」(0%)。

平成27年度障害福祉サービス等報酬改定の施行に向けた今後の予定

○平成27年

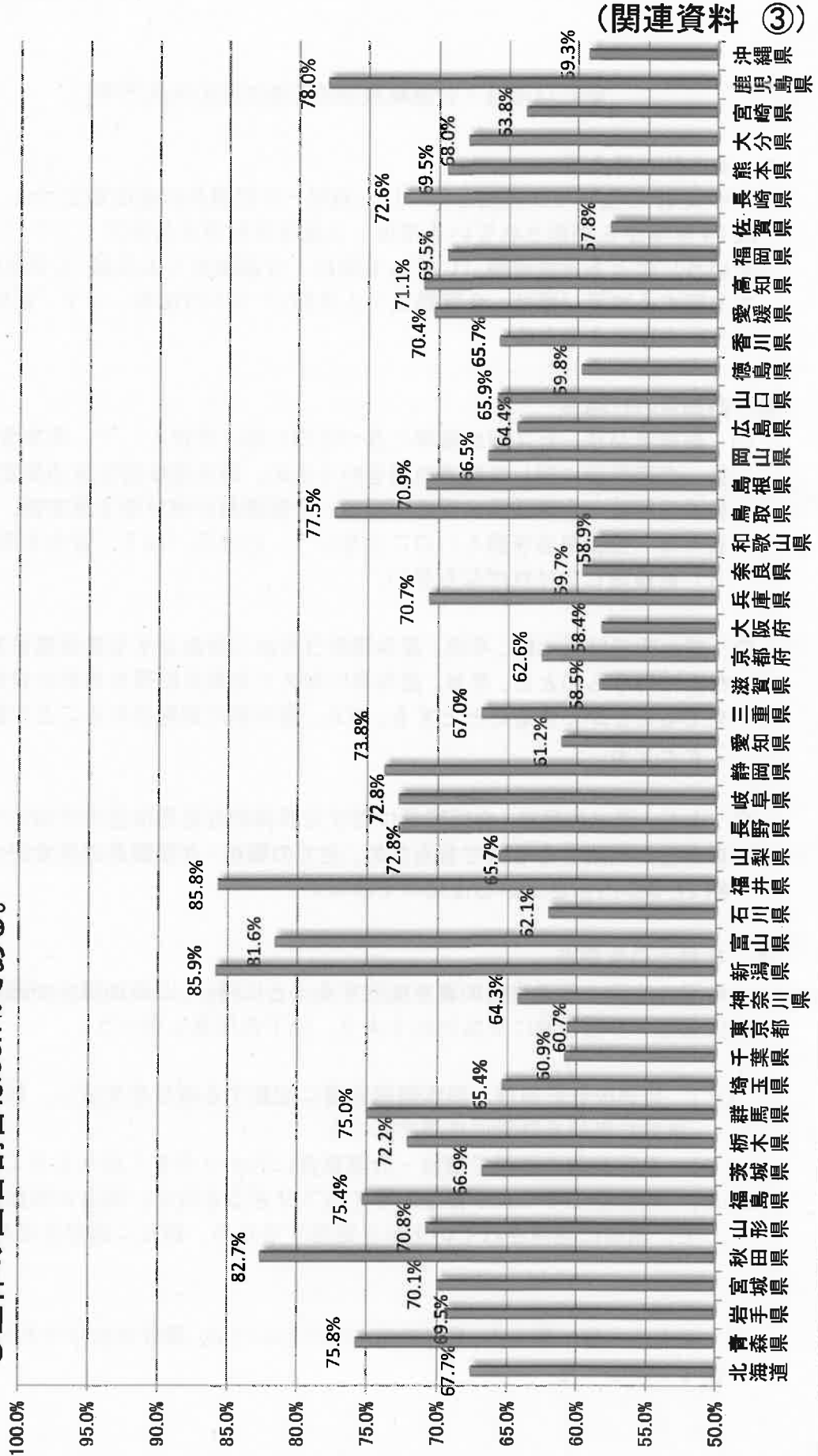
- ・ 2月12日 : 第15回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム
(改定の概要とりまとめ)

- ・ 2月13日～3月14日 : パブリックコメント
- ・ 3月中旬～下旬 : 報酬関係告示の改正
- ・ 3月下旬目途 : 関係通知及びQ&Aの発出
- ・ 4月1日 : 障害福祉サービス等報酬改定
- ・ 4月以降 : 障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査

(関連資料 ②)

平成25年度障害福祉サービス等従事者処遇状況等調査 回答状況

- 各道府県内の調査票送付対象事業所のうち、実際に回答した事業所の割合である。
- 全体の回答割合は66.7%である。



新たな福祉・介護職員処遇改善加算の考え方等

1 基本的な考え方

平成 23 年度までに実施されていた福祉・介護職員処遇改善交付金、及び平成 24 年度から実施されている福祉・介護職員処遇改善加算（以下「現加算」という）による賃金改善（いずれも福祉・介護職員 1 人月額 15,000 円相当）を充実する加算（福祉・介護職員 1 人月額 27,000 円相当。以下「新加算」という）を創設するもの。

2 新加算の仕組み

- 事業者がサービス別加算率に基づき得た額を原資として、事業者が福祉・介護職員に対して処遇改善を行うもの。事業者は新加算の算定額に相当する福祉・介護職員の賃金（福祉・介護職員が受け取る基本給、手当、賞与等（退職手当を除く）のことをいう）の改善（以下「賃金改善」という）を実施しなければならない。
- 賃金改善は基本給、手当、賞与等のうちから対象とする賃金項目を特定した上で行うものとし、手当、賞与等に加えて定期昇給等を含めた賃金改善に充てることができることとする。また、基本給で実施されることが望ましいこととする。
- なお、個々の福祉・介護職員に対する具体的な処遇改善の方法については事業者が判断するものであるため、全ての福祉・介護職員の賃金が一律に月額 27,000 円引き上がる仕組みではない。

3 手続きの変更点

今回の改定で処遇改善加算を拡充することに伴い、この加算分が適切かつ確実に福祉・介護職員に支払われるよう、以下の見直しを行う。

- (1) 処遇改善計画書、同実績報告書に記載する項目を見直し、事業者の具体的な取組を詳細に把握すること
- (2) 処遇改善の取組を福祉・介護職員にわかりやすく周知すること
- (3) 経営悪化等により賃金水準を低下せざるを得ない場合の取扱いについて、適切に運用されているかを確認するため、新たに届出を求めること

※ 以上の内容に関する、具体的な対応については、現在検討中であり、今後、追って連絡する。

障害者の地域区分について

●地域区分の見直しによる障害福祉サービス報酬1単位単価の見直し

[見直し後の1単位単価]【見直し前(平成23年度まで)と見直し後(平成27年度以降)】

<見直し前(平成23年度まで)> 5区分

<見直し後(平成27年度以降)> 7区分

Table with 5 columns: 特別区, 特甲地, 甲地, 乙地, 丙地. Rows include services like 居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護, etc.

Table with 8 columns: 1級地, 2級地, 3級地, 4級地, 5級地, 6級地, その他. Rows include services like 居宅介護, 重度訪問介護, 同行援護, etc.



●見直し前(平成23年度まで)と見直し後(平成27年度以降)の対象地域の対比一覧

[官署所在地]

Large comparison table titled '見直し後の最終的な地域区分' showing the mapping between old and new regional classifications across various prefectures and municipalities.

[官署が所在しない地域等]

		異議後の最終的な地域区分						
		1番地 (16%)	2番地 (16%)	3番地 (12%)	4番地 (10%)	5番地 (8%)	6番地 (3%)	その他 (0%)
国中の市町村	特別区 (12%)							
	特別地 (10%)				東京都 小金井市	神奈川県 掘子市 大阪府 志保町		
	甲地 (6%)							
	乙地 (9%)				千葉県 習志野市 東京都 東久留米市 神奈川県 厚木市、横浜市中区 大阪府 堺市、大東市 広島県 府中町	埼玉県 熊谷市、富士見市、新藤市、三芳町、狭山市、ふじみ野町 千葉県 八千代市 神奈川県 伊勢原市、茅川町 大阪府 北条市 兵庫県 川西市	東京都 東大和市 東京都 東国原市 東京都 佐野市 東京都 飯塚市	北海道 小樽市 神奈川県 厚木市 山口県 下関市 福岡県 久留米市
	丙地 (0%)				茨城県 石岡市 東京都 羽村市、日の出町、袖ヶ浦市 神奈川県 鎌川町 大阪府 島本町 奈良県 川西町	茨城県 鹿野町、夏井村、阿見町、大塚町 埼玉県 羽生市 千葉県 我孫子市、船橋市、長狭町、長狭町、木更谷町、若原町 東京都 国分寺市 神奈川県 清川村、山北町 愛知県 尾張旭市、長久手町 滋賀県 野洲市 京都府 南丹市、久美山町、八幡市、城陽市、宇治田原町 大阪府 豊能町、千早赤阪村、大塚狭山市 兵庫県 播磨川町 奈良県 御所町	宮城県 利府町、七ヶ浜町、村田町 茨城県 福島市、河内町、利根町、ついでとい市、常総市、坂東市、浦和町、五井町、下家市、八千代町、野火町 栃木県 日光市、水戸市、壬生町、下野市、栃木市、真知市、野火町 群馬県 伊勢崎市、玉村町、大泉町、千代田市、渋川市、桐生市、前橋市、みどり市 埼玉県 嵐山町、鴻巣市、幸手町、吉井町、白岡市、蓮田町、松伏町、菅川町、八潮町、川島町、蓮見町、日高市、幸手山町、越生町、上志が保町、深谷市、枥川町 千葉県 大野田町、山武市、富里市 東京都 瑞穂町 神奈川県 中井町、大井町、二宮町、松樹町 富山県 同町 山梨県 身延町、南都心、富士河口湖町 長野県 大町市、筑北村、上田市、下田町、岡谷市、飯田市、伊豆市 岐阜県 笠松市、可児市、土岐市、各務原市、笠松市、羽島市、海津市、瑞穂市、美山町、岐南町 静岡県 小山町、沼津市、島田市、長泉町、清水町、川都本町、藤枝市、森町、浜西町、沼津町 愛知県 我場町、大口町、豊橋市、北名古屋町、清洲町、あま市、熱海市、日進市、東海市、美浜町、岡久比町、常滑市、新城市、豊川町、幸田町、美浜市、蒲原市、豊島町 三重県 いなべ市、東員町、朝日町、川北町、亀山市、大牟田市 滋賀県 米原町、多賀町、高島市、甲賀市 京都府 井手町、精華町、笠置町、南丹市 大阪府 堺市、河内町 兵庫県 加西市、加東市、小野市、高砂市、福崎町、播磨町 奈良県 山添村、安堵町、河合町、上牧町、広陵町、田原本町、葛城市、羽衣町、若原町、吉野町、新宮町、平家町、三好町、五條市 和歌山県 かつらぎ町、紀の川市、岩出市 広島県 安芸太田町、鹿野町、呉市 山口県 錦町 福岡県 志免町、須磨町、大野城市、感徳町、久山町 佐賀県 佐賀市	すべての都道府県の1級地から6級地以外の地域

2 障害福祉関係施設等の整備について

(1) 平成 27 年度社会福祉施設整備費の予算案等について

社会福祉施設整備費については、平成 27 年度当初予算案として 26 億円を計上するとともに、平成 26 年度補正予算として 80 億円を計上し、総額 106 億円により、計画的に整備を推進することとしている。

27 年度当初予算案の具体的な内容としては、

- ① 障害者の社会参加支援や地域生活支援を更に推進するための就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系事業所やグループホーム等の整備
- ② 障害児支援の充実を図るための児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備等の推進を引き続き行うこととしている。

26 年度補正予算及び 27 年度当初予算案により、地方公共団体の整備計画に対し、切れ目のない財政支援を行うこととしている。【関連資料① (64 頁)】

(2) 平成 26 年度社会福祉施設整備費補正予算の執行について

「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」(平成 26 年 12 月 27 日)が閣議決定され、①地域の実情に配慮しつつ消費を喚起すること、②しごとづくりなど地方が直面する構造的な課題への実効ある取組を通じて地方の活性化を促すこと、③災害復旧等の緊急対応や復興を加速化することの 3 点に重点を置いて取り組むことが示されたところ。

これを受けて、平成 26 年度補正予算における社会福祉施設等施設整備費については、地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所する障害児・者施設等の安全・安心を確保するため、

- ・地震防災上倒壊等の危険性が高い施設の耐震化等整備
 - ・消防法令改正に伴い原則として延べ面積にかかわらずスプリンクラーの設置が義務付けられた施設へのスプリンクラーの緊急整備
- を図るために必要な経費として、約 80 億円を計上したところである。

平成 26 年度補正予算に係る国庫補助の採択にあたっては、平成 26 年度中に都道府県等の財政措置が確実であって、地方繰越により対応可能な整備のうち、緊急度の高い整備に厳選して補助採択を行うこととしている。

ただし、耐震化等整備は、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金が枯渇し対応できない場合に限り、当該補正予算で対応するものであることに留意されたい。

また、国庫補助協議の準備や事業者の資金繰りの対応、都道府県の財政措置など、年度内に処理が間に合わないものもあり、繰越し手続きなどについて検討を進めているところである。

現在協議中の案件に係る今後のスケジュールは、3月上旬に補助内示を行いたいと考えており、その手続きについては、決まり次第情報提供させていただくことにしている。

(3) 平成 27 年度社会福祉施設整備費の執行について

①平成 27 年度国庫補助協議について

平成 27 年度予算案は、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域なく大胆に歳出を見直し、26 年度からの増加を最小限に抑えることとされ、生活の基盤となる社会資本整備についても、防災・減災対策、老朽化対策等の諸課題に対して一層の重点化を図り、既存施設の機能が効果的に発揮できるよう計画的に整備を推進することとされたところである。これらを踏まえ、平成 27 年度予算案における社会福祉施設等整備費については、都道府県等が策定する整備計画が着実に実施されるよう、障害児・障害者の障害福祉サービス等の基盤整備に必要な経費として、26 億円を計上したところである。

(参考)

- ・ 障害者の社会参加支援、地域生活支援を推進するため、日中活動系サービスやグループホーム等の整備
- ・ 障害児支援の充実を図るため、地域の拠点となる児童発達支援センターや障害児入所施設の小規模な形態による障害児入所施設の整備
- ・ 障害児・障害者施設の安全・安心を確保するため、耐震化及びスプリングラー整備
(※長期入院精神障害者地域移行総合的推進体制検証事業に係る整備を含む。)

平成 27 年度の施設整備の執行にあたっては、平成 26 年度補正予算の執行を踏まえつつ、対応していく予定であるが、

ア 平成 26 年度当初に協議したが、未採択のまま積み残しとなっているもの

イ 平成 26 年度補正予算で協議しているが、都道府県等の財政措置が平成 27 年度となり、繰り越しにより対応せざるを得ないもの

ウ 平成 27 年度に協議予定のもの

などが混在するため、平成 27 年度の補助採択にあたっては、各都道府県等が定める優先順位に沿いつつ、緊急度の高い整備から採択していくことにしている。

また、社会福祉施設整備費においては、18 年度より公立施設分の整備

について一般財源化が図られていることに鑑み、公立施設を民間に移譲等する際に必要となる施設整備については、地方負担により対応いただくよう努めていただくとともに、社会福祉施設整備費で整備した施設が整備後にサービスの全部又は一部を休止していたり、利用が低調であることの指摘（会計検査院）も受けているため、施設整備の緊急性や必要性の高い案件に厳選して協議されたい。

協議案件については、障害福祉サービスのニーズ等を含め、地方厚生（支）局でヒアリングを行うとともに、限られた予算を真に緊急性が高く、必要性の高い施設整備に厳選して対応するため、「補助採択の基準額（目安）」などを、今後、提示していくこととしている。

なお、農林水産省の27年度予算案においては、都市農村共生・対流総合対策交付金（2,000百万円）、都市農業機能発揮対策事業（191百万円）により、『「農」と福祉の連携プロジェクト』が推進されているところであるため、これらの交付金の活用も図られたい。【関連資料②（65・66頁）】

今後の国庫補助協議については、以下のスケジュールで実施したいと考えているので、ご協力願いたい。

（国庫補助協議のスケジュール）

- ・厚生労働本省から地方自治体に対する事前の協議額調査 3月上旬
- ・地方厚生（支）局における都道府県、市ヒアリング 3月中
- ・国庫補助協議書の地方厚生（支）局への提出 4月上旬

②平成27年度社会福祉施設整備費国庫補助基準単価について

27年度における社会福祉施設整備費の国庫補助基準単価については、昨今の資材費及び労務費の動向を踏まえ、単価改定を行う予定であり、詳細は別途お示しすることとしているのでご承知おき願いたい。

なお、26年度補正予算において、本年度中に執行するものは現行単価を適用し、27年度へ本省繰越を行ったものから、新単価を適用することとしているので留意されたい。

（4）障害者関係施設にかかる福祉医療機構による融資条件の優遇について

独立行政法人福祉医療機構による障害者関係施設に対する融資条件の優遇措置が引き続き実施される予定であり、管内の社会福祉法人等に対し、周知方をお願いしたい。なお、詳細の取扱いは、独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付部に照会いただきたい。

ア 障害者自立支援基盤整備事業にかかる融資条件の優遇

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率の優遇を行う。

融資率 85%

イ スプリンクラー整備にかかる融資条件の優遇

スプリンクラーを整備する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

融資率 90%

貸付利率 当初5年間基準金利△0.5%

ウ 社会福祉施設等の高台移転にかかる融資条件の優遇措置

津波対策として、自力避難が困難な障害者が入所する社会福祉施設等の高台移転を促進するため、立地上津波による被害の恐れがあると都道府県知事等が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する場合で、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

融資率 95%

貸付利率 無利子

耐震化整備及びアスベスト対策事業については、それぞれの項目に記載しているので確認されたい。

(5) 社会福祉施設等におけるアスベスト対策について

① 吹付けアスベスト等使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト（石綿）対策については、26年1月22日「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）使用実態調査に係るフォローアップ調査結果」を公表したところであるが、依然として、未措置状態にある施設、分析依頼中の施設が散見されており、引き続き法令等に基づき適切な措置を講ずるよう指導等をお願いしたい。

また、石綿等のばく露のおそれがない又は封じ込め、囲い込み等の措置を図った施設であっても、風化・損傷等によりばく露する危険性もあることから経過観測に努めるとともに、石綿等の分析調査を行った場合は、図面、調査結果を適切に保管し、撤去工事等を実施する際に活用できるよう施設に対して周知いただくようお願いしたい。

《参照通知》

- ・「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の第4回フォローアップ調査結果の公表等について」（平成26年1月22日雇児発0122第1号、社援発0122第1号、障発0122第2号、老発0122第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）

② 吹付けアスベスト等の除去等について

吹付けアスベスト等の除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金等の補助対象となっていることから、これらの国庫補助制度等を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構において、17年度から実施してきたアスベスト対策事業に係る融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ（5～10%）、貸付利率の引き下げ（0.05～0.4%））について、27年度も引き続き実施することとしている。

（6）社会福祉施設等の木材利用の推進について

社会福祉施設等における木材利用の推進にあたっては、「社会福祉施設等における木材利用の推進について」（平成9年3月6日付厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により、木材利用の積極的な活用についてお願いしてきたところであるが、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、施設構造としてはもちろんのこと、内装や家具など備品についても積極的な活用が図られるよう、管内市町村及び社会福祉法人等に対し周知をお願いしたい。

社会福祉施設等施設整備費補助金

27年度予算額(案)
26億円

○ 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害児・者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。

(補助率：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/4、設置者1/4)

日中活動サービス等の充実・地域移行の推進

○ 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



障害児支援の充実

○ 障害児支援の充実を図るため、地域の障害児支援の拠点となる児童発達支援センター等の整備や小規模な形態によるきめ細やかな支援体制の整備を推進する。



耐震化・防災対策の推進

○ 国土強靱化基本計画を踏まえ、自力避難が困難な障害児・障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、耐震化及びスプリングラシー整備を推進する。



(関連資料 ①)

都市農村共生・対流総合対策

【平成27年度予算概算決定額：2,750(2,100)百万円】

- 農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷。一方、都市住民においては、付加価値の高い観光・教育・福祉等に対するニーズが増大。
- このため、観光・教育・福祉との連携プロジェクト等を重点対策として位置づけ、集落が多様な主体と連携する集落連合体による地域の手づくり活動や市町村が中心となって地域ぐるみで特色ある地域資源を活用する取組を支援。
- また、人口減少社会に対応し、人を呼び込む魅力ある農山漁村づくりを進め、「交流」から「移住・定住等」への発展を目指す取組を推進。その際、都市の若者の受入れや地域と大学・企業との連携などを通じ、地域外の人材の活用を推進。

農山漁村の現状

- ・人口の減少・高齢化、集落機能の低下
- ・農業所得の減少
- ・社会インフラの老朽化
- ・廃校等遊休資源の増加
- ・美しい農村資源の保全・継承が困難化
- ・都市との交流に関心

所得・雇用の増大、
活性化の必要

都市と農山漁村 の共生・対流 を強かに推進



消費者・都市住民のニーズ

- ・農山漁村へ訪問することへの関心
- ・農山漁村での子ども体験学習への関心
- ・農業園芸活動の心身へのリハビリ効果
- ・団塊世代等の農山漁村への定住希望
- ・若者の農業への関心
- ・美しい農村景観から得られるやすらぎ

重点対策としての主な連携プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

- 子供の農山漁村での宿泊による農林漁業体験や自然体験活動等を推進
- ・体験プログラムや安全対策の充実などの受入体制づくり、宿泊・体験施設の整備等



子供の体験学習

「農」と福祉の連携プロジェクト

- 高齢者や障害者、生活困窮者等を対象とした福祉農園の拡大・定着を推進
- ・福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家への派遣、福祉農園の開設・整備等



高齢者生きがい農園

農観連携プロジェクト

- グリーン・ツーリズムと他の観光の組合せや、訪日外国人旅行者の農山漁村への呼び込みを推進
- ・受入体制の整備、広域観光周遊ルート開発、プロモーションの推進等



農家での交流

都市農村共生・対流総合対策

都市農村共生・対流総合対策交付金 [2,000(2,100)百万円]

集落連携推進対策 (旧小学校区単位)

- ・地域活性化や暮らしの安心の活動に必要な集落連合体による体制整備、自立的活動の後押し

- 実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等
- 実施期間：上限2年
- 補助率：定額
上限800万円/地区
中山間地域等の小規模・高齢化地域を含む地区
上限900万円/地区

十 人材活用対策

- ・外部人材・都市の若者の長期受入と活動の支援、実践研修の実施
- ※総務省と一体的に「地域おこし協力隊」を運用

- 実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等
- 実施期間：上限3年
- 補助率：定額 (上限250万円/地区)

十 施設等整備対策

- ・空き家、廃校等の補修等

- 実施主体：地域協議会、農業法人、地域協議会の都成員(市町村)等
- 実施期間：上限2年
- 補助率：1/2等 (上限2,000万円/地区等)

広域ネットワーク推進対策 (全国・都道府県単位)

- ・地域を越えた人材の活用、優良事例の情報発信

- 実施主体：農園団体、NPO、都道府県等
- 実施期間：5年間
- 補助率：定額

山村活性化支援対策 【750(一)百万円】

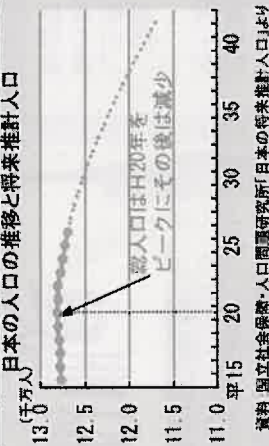
- ・山村の所得・雇用の増大に向け、地域の農林水産物等の域内消費の拡大や域外への販売促進等に必要組織・体制づくり、域内人材の育成、取組の試行実践等を支援

- 実施主体：市町村等
- 補助率：定額 (上限1,000万円/地区)

都市農業・都市農地をめぐめる環境の変化

人口・社会の変化

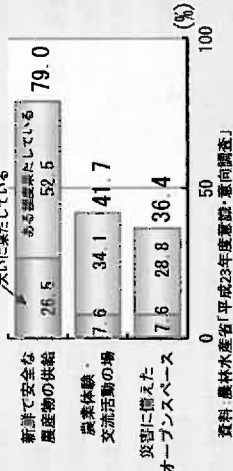
○人口の減少が進む中、都市の開発需要は減少。住宅と農地の共生するまちづくりが課題に。



都市住民の理解

○都市において都市農業、都市農地の保全を求める声が増大。一方で、その果たしている役割への理解にはばらつき。

都市住民の都市農業・農地の役割への理解



農と福祉の連携の推進

○障害者の多様な就労機会の確保や高齢者福祉における介護メニューとして「農」へのニーズが拡大。



都市農業についての制度検討

都市農業の多様な機能の発揮を促進するため、国土交通省と連携し、都市農業に関する制度等について即地的、実証的に調査・検討を実施。

(委託費)
(委託先：地方公共団体等)



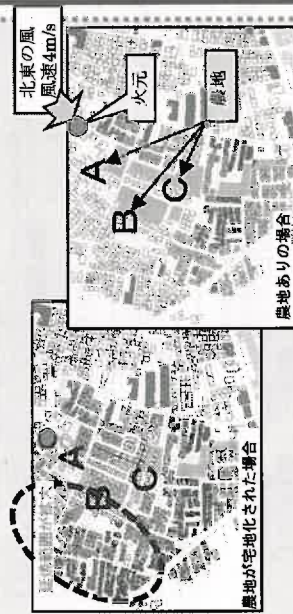
都市農業の機能発揮

都市農業の意義の周知

都市農業が多様な機能を発揮することの意義を周知するため、専門家の派遣、啓発事業の開催等を実施。

【原則1～2年】

(ソフト・定額)
(事業実施主体：NPO法人、民間団体等)



福祉農園の開設支援

都市農業の新たな取組である福祉農園（障害者福祉農園、高齢者福祉農園等）について、厚生労働省や地方公共団体と連携し、ソフト、ハードの両面から先進事例の創出と横展開を推進。

【ハード：1年、ソフト：原則1～2年】

- 福祉農園の開設を支援。併せて、運営を担う人材育成を支援。
(ハード・1/2補助 + ソフト・定額)
- 福祉農園の全国への拡大・定着を推進。(ソフト・定額)
(事業実施主体：NPO法人、社会福祉法人、民間団体等)



3 地域生活支援拠点について

(1) 地域生活支援拠点の整備の推進について

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における課題の解決を目指す「地域生活支援拠点」等の整備が重要である。

このため、第4期障害福祉計画において地域生活支援拠点等を各市町村又は障害福祉圏域に1箇所以上整備することとしているところであるが、整備に当たっては、障害のある方の地域生活を地域全体でどう支えるのかという観点に立ち、市町村内の現状に応じてどのような機能をどれだけ整備していくか等について、協議会等の場を活用して検討いただくことを想定している。

拠点等の整備に当たっては、グループホームや障害者支援施設あるいは基幹相談支援センター等に機能を集約する「多機能拠点整備型」や、地域の障害福祉サービス事業者等の関係機関が連携して支援する「面的整備型」など、地域の実情に即した体制により、①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくりといった障害のある方の地域生活を推進していくために必要とされている機能を強化していくため、既存の障害福祉サービスや地域生活支援事業を活用しながら地域の実情に応じた拠点等を整備していくことについて検討していただきたい。【関連資料①（68頁～70頁）】

(2) 地域生活支援拠点等整備推進モデル事業（仮称）の実施について

地域生活支援拠点等の整備を促進するため、平成27年度予算案においては、拠点等の立ち上げを支援するとともに、集めたノウハウを全国にフィードバックしていく「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」（仮称）を計上している。【関連資料②（71頁）】

この事業は、10箇所程度の自治体を選定し、拠点等の立ち上げ時の専門家の招聘や研修実施等に係る経費の2分の1を補助するとともに、年に数回の連絡会議を開催し、厚生労働省や事業実施自治体相互の意見交換や情報交換等を行うことを予定している。

さらに、本事業により集められた具体的な立ち上げ方法や運営方法等の事例について、今後情報提供させていただく予定であるので、整備の参考にしていただきたい。

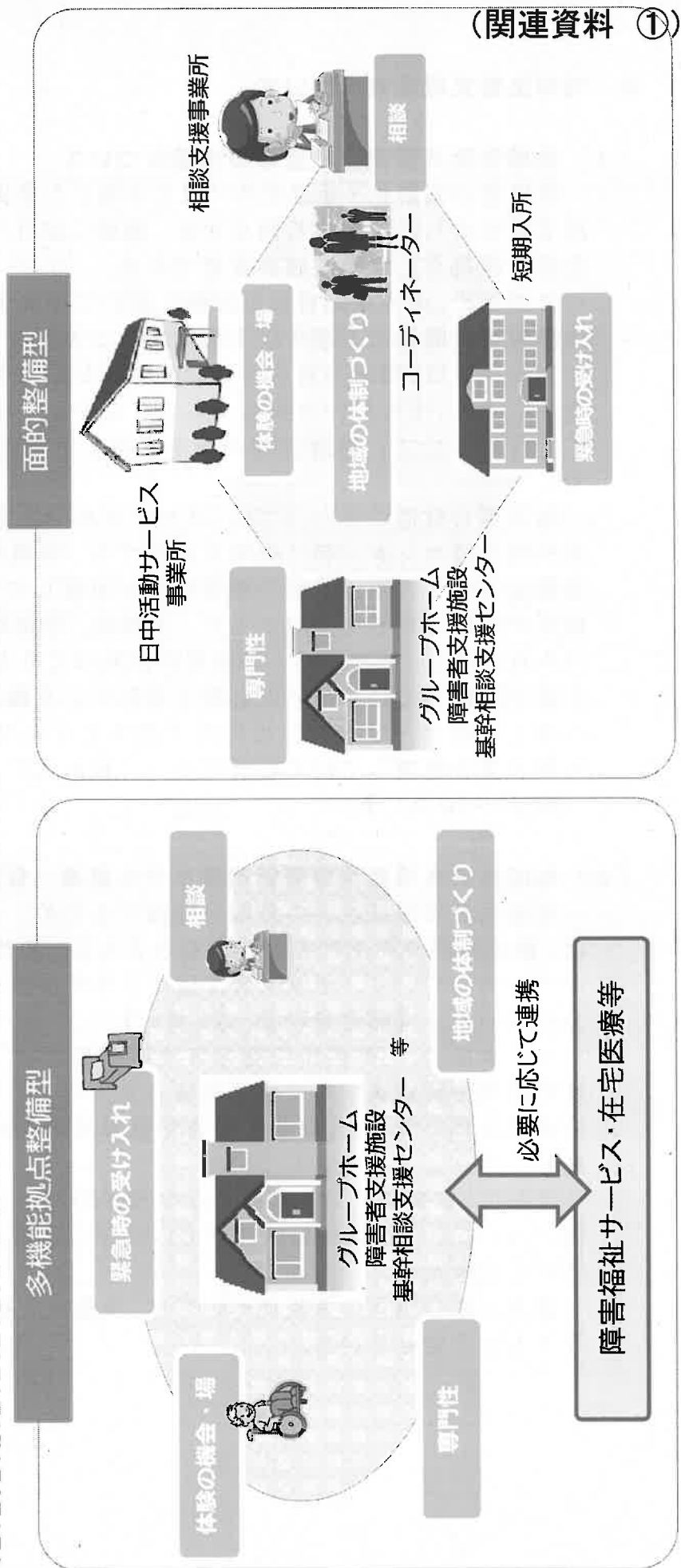
事業実施自治体の募集については、予算成立後早期に公募を行い選定を行うことを予定している。

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

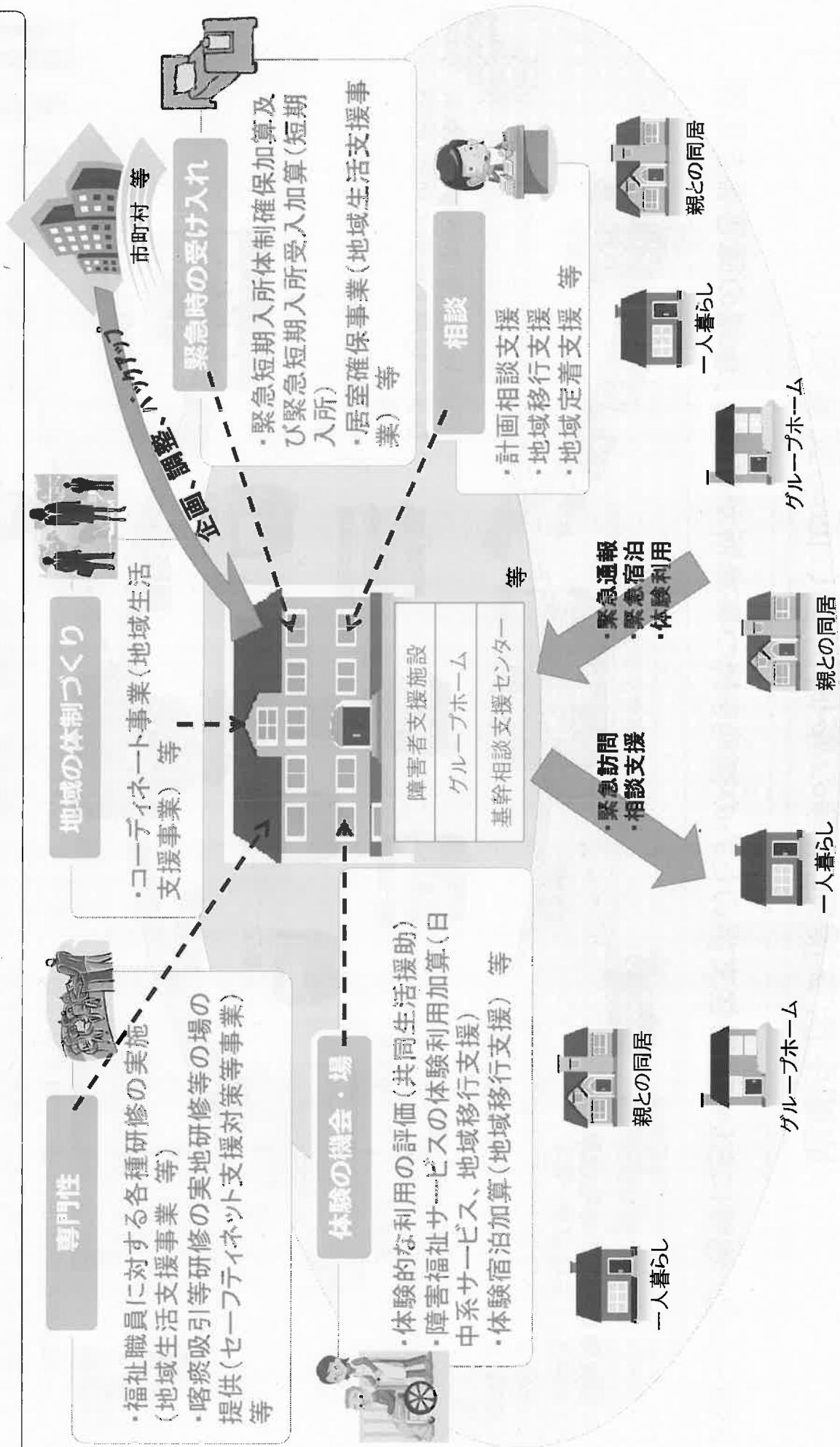
●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



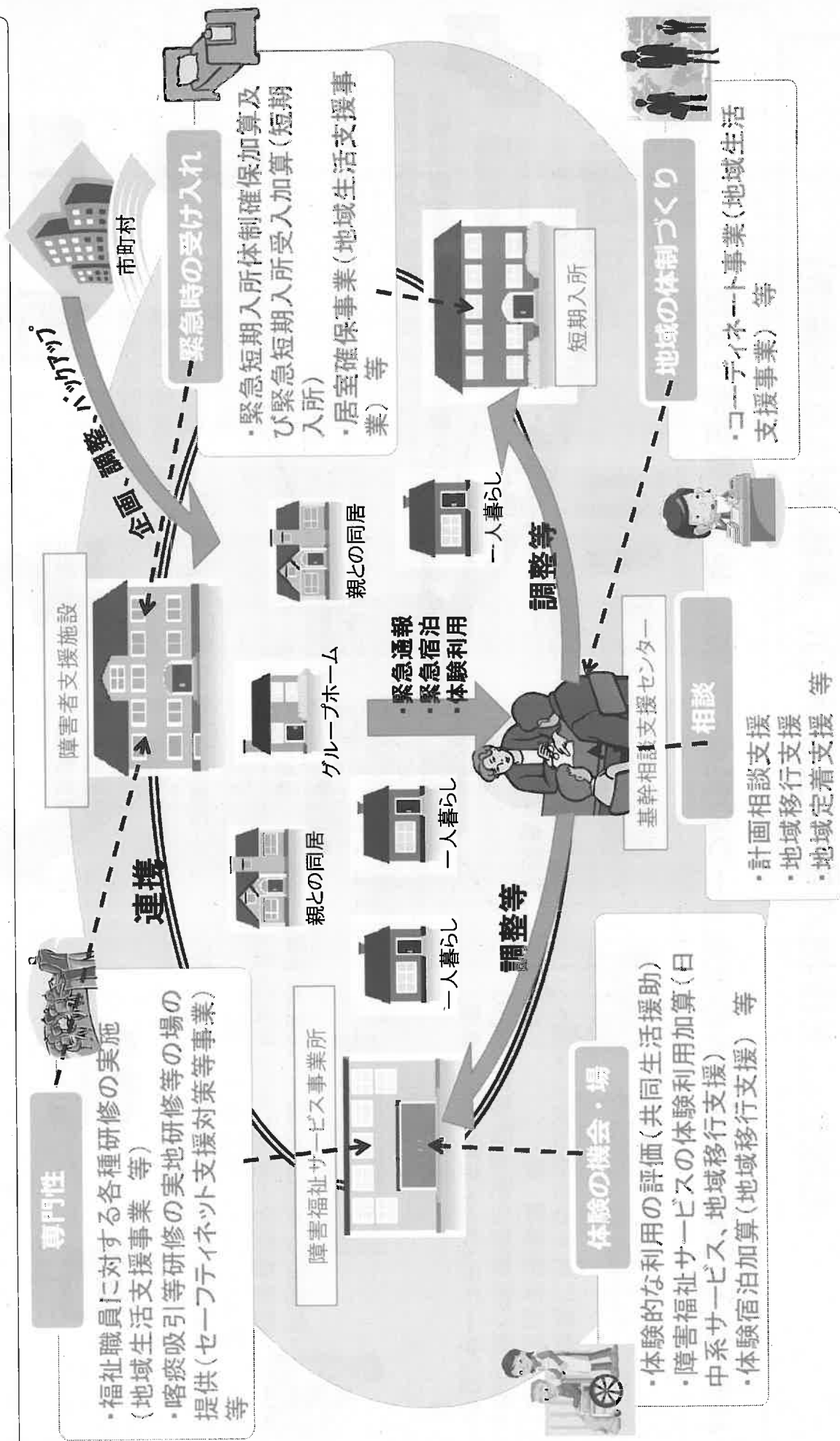
地域生活支援拠点等の整備例①(多機能拠点整備型)

パターン①:居住支援のための機能を一つの拠点に集約し、地域の障害者を支援。



地域生活支援拠点等の整備例②（面的整備型）

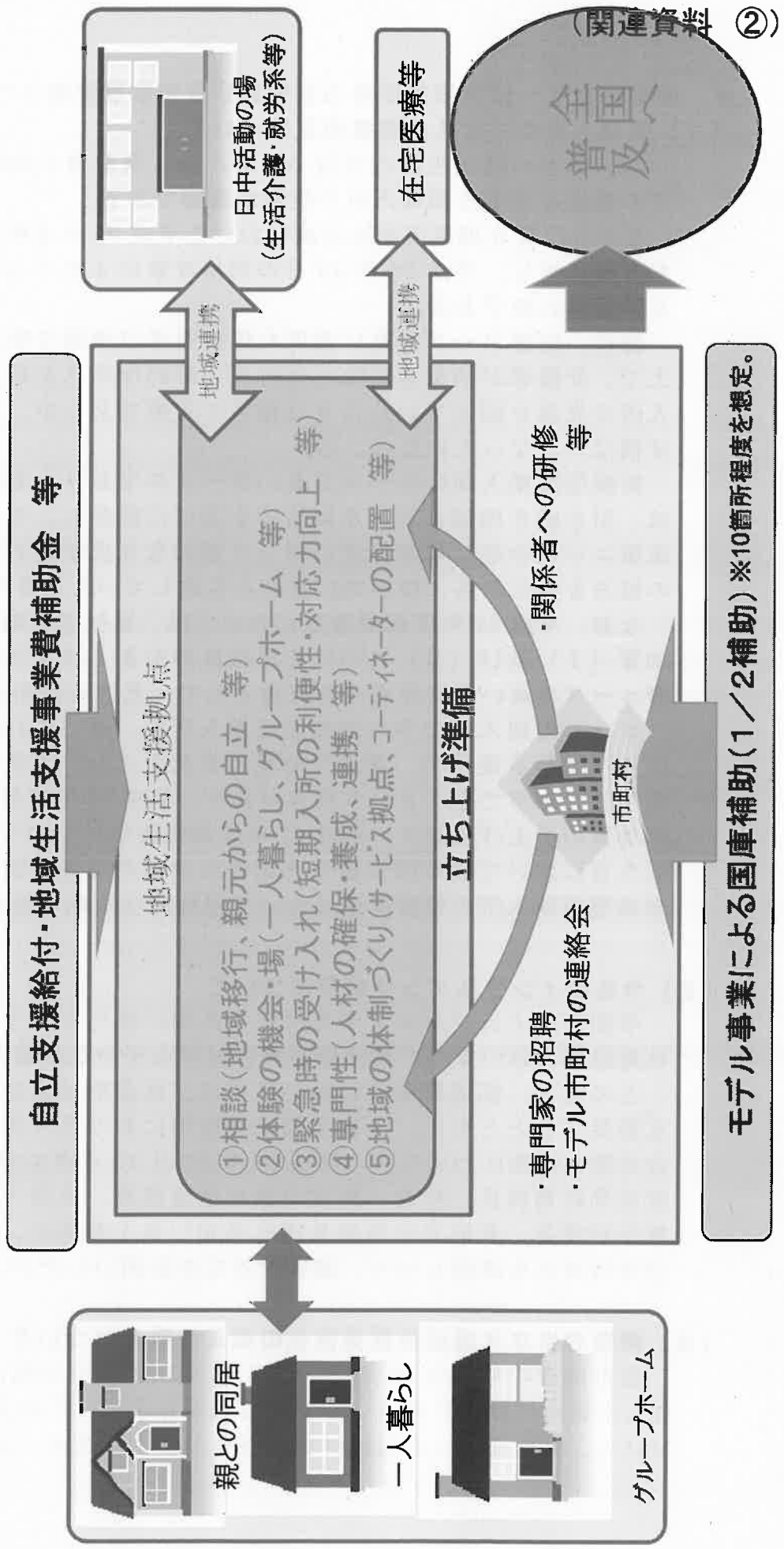
パターン②：地域において、居住支援のための機能を持つ事業所が連携し、地域の障害者を支援。



地域生活支援拠点等整備推進モデル事業（仮称）

平成27年度予算案
25,000千円

障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据え、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、①相談②体験の機会・場③緊急時の受け入れ・対応④専門性⑤地域の体制づくりの5つの機能の強化を図ることが求められる。このため、障害児・者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域支援のための拠点の整備や、地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備を積極的に推進していく。



4 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(1) 短期入所サービスの整備促進について

障害児者の地域生活の支援のためには、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が重要である。

しかし、第3期障害福祉計画における平成26年度整備目標が4.7万人であるのに対し、平成26年10月の利用者数は4.2万人であり、今後さらなる整備が必要である。

特に、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための医療型短期入所の充実を図っていくことは極めて重要であるが、事業所数の伸びはほぼ横ばいとなっているところ。

医療型短期入所はニーズが高いサービスであり、各都道府県等においては、引き続き地域における実情等を適切に把握し、その実情等を踏まえ、医療ニーズの高い障害児者に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、積極的に整備を推進していただきたい。

なお、平成27年度報酬改定においては、福祉型短期入所の医療連携体制加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）について単位数の引き上げを予定しているので、医療ニーズの高い障害児者への支援として、更なる活用をお願いしたい。

また、短期入所のうち単独型短期入所は、通い慣れた生活介護事業所等の日中活動事業所や、身近な地域の事業所において短期入所サービスを利用することができるという利点があり、平成24年度報酬改定における単独型加算の引上げに続き、平成27年度報酬改定においても、日中活動を利用した日において長時間支援した場合に追加の加算を設けたところであり、単独型短期入所の整備促進について積極的な取組を進められたい。

(2) 今冬のインフルエンザ対策について

季節性のインフルエンザ等は毎年冬期に流行を繰り返しており、社会福祉施設等においては、集団感染等に対する十分な注意が必要とされている。

このため、都道府県等におかれては、社会福祉施設等へ必要な情報を適宜提供するとともに、「社会福祉施設等における今冬のインフルエンザ総合対策の推進について」（平成26年12月15日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局総務課長連名通知）等を参考に、衛生部局、保健所及び市町村とも連携しつつ、適切な対応をお願いしたい。

(3) 障害者自立支援給付費負担金の適正な執行について

会計検査院が平成20年度から平成24年度までの間に交付された障害者自立支援給付費負担金について、実地調査を行った結果、6府県11市町において、障害者自立支援給付費負担金が過大に交付（約209百万円）され、

不当であるとの指摘を受けたところ。

指摘内容は、①負担金の算定に当たり、誤って、基準額を過大に算定したり、②対象経費の実支出に対象とならない経費を計上していたり、③対象経費を二重に計上していたことによるものである。

これは、負担金の算定についての理解が不十分であったことや事業実績報告書の審査・確認が十分でなかったことが、その要因となっている。

各都道府県におかれては、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認に二重のチェックを行うなど、市町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。

(参考)

会計検査院HP：

(障害者自立支援給付費負担金)

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy25_05_11_19.pdf

http://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy25_05_11_27.pdf

(4) 障害者施設等の防災対策等について

① 防災対策について

障害者支援施設等の入居者の多くは自力避難が困難な者であることから、都道府県におかれては、次の事項に留意の上、施設の防火安全対策の強化に努めるよう、管内の障害者支援施設等に対して指導するとともに、特に指導監査等にあたって重点的な指導を行うようお願いしたい。

ア 火災発生の未然防止

イ 火災発生時の早期通報・連絡

ウ 初期消火対策

エ 夜間防火管理体制

オ 避難対策

カ 近隣住民、近隣施設、消防機関等との連携協力体制の確保

キ 各種の補償保険制度の活用

(参考)

・「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」

(昭和62年9月18日社施第107号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知)

・「社会福祉施設における防災対策の再点検等について」

(平成10年8月31日社援第2153号、厚生省社会・援護局長通知)

② 社会福祉施設の土砂災害対策の徹底について

昨年、8月20日の広島における土砂災害は、地域社会に甚大な被害を及ぼすとともに、社会福祉施設等も大きな被害を受けたところである。

その教訓も踏まえ、11月に「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止

対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布（平成 26 年 11 月 19 日）され、土砂災害警戒区域における警戒避難体制をさらに充実・強化していくこととされたところである。

社会福祉施設等の土砂災害対策については、これまでも「災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 22 年 7 月 27 日社援総発 0727 第 1 号国河砂第 57 号厚生労働省社会・援護局総務課長、国土交通省河川局砂防部砂防計画課長連名通知）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしているところである。

各都道府県におかれては、砂防部局や管内市町村と連携体制を強化し、土砂災害のおそれがある地域に立地する社会福祉施設等を的確に把握するとともに、当該施設に対し、消防機関、市町村、地域住民等と日常の連絡を密にし、施設の構造、入所者の状況の情報共有や避難時や避難後の円滑な支援を行うための協力体制を確立するなど土砂災害対策に万全を期すよう、必要な助言・指導に努めていただきたい。

併せて、土砂災害警戒区域における社会福祉施設等の新設計画に対しては、砂防部局や市町村と連携し、土砂災害警戒区域に係る情報を新設計画者に提供するとともに、利用者の安全確保の観点から計画の助言を行うなど、適切な対応をお願いする。

③大規模災害への対応について

台風被害や地震災害などの大規模災害については、施設レベルだけの防災対策では十分な対応が困難であるため、市町村、消防署等関係機関との十分な連携及び地域防災計画に基づく適切な防災訓練の実施など、積極的な取組をお願いしたい。

また、障害者支援施設等は、災害時において地域の防災拠点としても重要な役割を有しており、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した避難スペースの整備を進めるなどにより、震災時等において緊急避難的に要援護者を積極的に受入れていただけるよう、その体制整備をお願いしたい。

④障害児者関係施設等の耐震化について

障害児者関係施設等の耐震化の進捗状況は、平成 26 年 12 月「社会福祉施設等の耐震化状況調査結果について」を公表したところであるが、社会福祉施設等全体の耐震化率が 86.3%であるのに対し、障害者関係施設の耐震化率は 80.2%と他の施設に比してその進捗が低いことが認められた。

また、国土強靱化基本法に基づく、国土強靱化基本計画（平成 26 年 6 月 3 日閣議決定）や国土強靱化アクションプラン（平成 26 年 6 月 3 日国土強靱化推進本部決定）において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくこととされたところである。

国としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えており、特に障害児者関係施設等は自力で避難することが困難な者が多く利用されている施設であり、全ての施設等で耐震化が図られることが望ましい。

このため、耐震化率の低い状況にある都道府県・指定都市・中核市にあっては、引き続き、社会福祉施設等施設整備費補助金等の活用を図るなど、耐震化整備が進捗するよう社会福祉法人等に対して必要な助言ご指導をお願いする。

耐震化整備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、社会福祉事業施設の耐震化整備については、融資条件の優遇措置（融資率の引き上げ（90%）、貸付利率の引き下げ（当初5年間は、基準金利△0.5%））を引き続き実施することとしているので、その活用の周知も併せてお願いしたい。

また、耐震診断費用については、国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室が所管する補助制度「住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備総合交付金において実施）」（国土交通省 1/3、地方公共団体 1/3、民間事業者 1/3）を活用するなど、事業者に対し、必要な情報提供等をお願いする。

（５）東日本大震災からの復旧・復興等について（自治体負担分に対する財政支援の延長について）

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者負担の免除措置の取扱いについては、財政支援の期間を下記のとおり延長することとしたので、管内市町村、サービス事業所等に周知を図るようご配慮願いたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所事故により設定された帰還困難区域等（※1）、旧緊急時避難準備区域等（※2）及び旧避難指示解除準備区域等（※3）の住民（震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む。）。ただし、旧緊急時避難準備区域等の上位所得層は除く。

（※1）帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域

（※2）旧緊急時避難準備区域、平成25年度以前に指定が解除された特定避難勧奨地点（ホットスポット）

（※3）平成26年度中に解除された避難指示解除準備区域及び特定避難勧奨地点（ホットスポット）

○対象となるサービス：介護給付費、訓練等給付費、障害児入所給付費等、障害児通所給付費等、補装具費等、障害児入所措置費、やむを得ない事由による措置費

○実施期間：平成 28 年 2 月末（サービス提供分）まで

なお、平成 27 年 10 月以降は財政支援の対象範囲を縮小し、旧避難指示解除準備区域等の上位所得層の住民を対象としない予定であるが、対象となる上位所得層の住民に関する詳細については、近日中に交付要綱でお示しすることとしているので、管内自治体への周知をお願いしたい。

5 介護職員等による喀痰吸引等の実施等について

障害福祉サービス事業所等が、自らの事業の一環として喀痰吸引等を行うために、都道府県知事に登録を行った事業者数（登録特定行為事業者数）については増加しており、全国で 13,416 か所であり、そのうち、障害児者関係では 2,583 か所となっており（平成 26 年 4 月 1 日現在）、前年度（平成 25 年 4 月 1 日現在（全国 10,569 か所、障害児者関係 1,963 か所））と比較し約 3 割の増加となっている。

（参考 URL：喀痰吸引等制度の実施状況）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/tannokyuuin/01_seido_02.html

しかしながら、地域において喀痰吸引等を行う事業所が身近にないなどの声も聞かれることから、各都道府県におかれては、管内市町村とも連携し、医療的ニーズがある障害者等が引き続き住み慣れた場所で適切な障害福祉サービスが受けられるよう、登録特定行為事業者の登録を促すなど御配慮願いたい。

なお、平成 25 年度における各都道府県の喀痰吸引等研修（第 3 号研修）の実施状況調査について、各都道府県の協力の下実施させていただいたところであるが、調査結果については厚生労働省ホームページでお示しているところである。

本調査については、平成 26 年度も引き続き実施予定であり、今年度中に調査票を送付する予定であるのでご協力方お願いする。

6 福島県相双地域等への介護職員等の応援について

東京電力福島第一原子力発電所事故による福島県相双地域等における障害者支援施設等への職員不足の解消することを検討することを目的として、「福島県相双地域等福祉人材確保対策会議」が設置され、平成 24 年 6 月 4 日付け事務連絡「福島県相双地域等への介護職員等の応援について（協力依頼）」に基づき、障害者支援施設等の支援職員の応援事業を実施しているところである。

今般、福島県相双地域等福祉人材確保対策会議において、応援事業を平成 28 年 3 月末まで延長することとされ、平成 27 年 2 月 20 日付け事務連絡「福島県相双地域等への介護職員等の応援事業の期間延長について」によりお知らせしたところである。

このため、都道府県においては応援事業の期間延長について、管内市町村、事業者等に周知するとともに、引き続き相双地域等の施設に対する介護職員等の応援について、ご協力をお願いしたい。

7 強度行動障害を有する者への支援について

(1) 強度行動障害支援者養成研修の実施について

強度行動障害を有する者は、自傷、異食、他害など、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、支援が困難であり虐待につながる可能性が高い。しかし、適切な支援により状態の改善が見込まれることから、専門的な研修により適切な支援を行う従事者を養成することが重要である。

このため、平成 25 年度に、強度行動障害を有する者に対する支援を適切に行う者を養成する「強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）」を創設したところである。

さらに、平成 26 年度には、「強度行動障害支援者養成研修（実践研修）」を創設し、強度行動障害を有する者に対する適切な支援計画を作成することが可能な職員の養成を行うこととしたところ。

これらの研修の修了者については、平成 27 年度報酬改定において、短期入所、施設入所支援、共同生活援助及び福祉型障害児入所施設の重度障害者支援加算等の算定要件としているところであるので、各都道府県におかれては、研修の実施について積極的な取り組みをお願いしたい。

なお、これらの加算によっては、算定要件について経過措置を設けているものもあるのでご留意いただきたい。

また、これらの研修の指導者を養成するための研修（指導者研修）については、平成 27 年度においても独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園において実施する予定であり、7 月 14 日・15 日（基礎研修）、16 日・17 日（実践研修）に開催する予定であるので、受講者の推薦等ご協力をお願いする。

(2) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）と行動援護従業者養成研修について

行動援護従業者養成研修については、平成 26 年 11 月 4 日に開催した障害保健福祉関係主管課長会議（49 頁）において、平成 27 年度以降の行動援護従業者養成研修の取扱い案をお示ししたところであるが、平成 27 年 4 月からの行動援護従業者養成研修の取扱いについては以下のとおりとするので、ご承知おき願いたい。

行動援護従業者養成研修については、平成 26 年 11 月 4 日に開催した障害保健福祉関係主管課長会議（49 頁）において、平成 27 年度以降の行動援護従業者養成研修の取扱い案をお示ししたところであるが、平成 27 年 4 月からの行動援護従業者養成研修の取扱いについては以下のとおりとするので、ご承知おき願いたい。

① 平成 27 年 4 月からの行動援護従業者養成研修の取扱いについて

重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程については、「障害者の

日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」において、行動援護従業者養成研修、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）及びこれらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了した者にあつては、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程を修了した者とみなす取扱いとしたところ。

この取扱い等を踏まえ、行動援護従業者養成研修についても、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）及びこれらの研修課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了した者にあつては、行動援護従業者養成研修を修了した者とみなす取扱いとすることを報酬告示の留意事項通知に盛り込む予定としている。

また、行動援護従業者養成研修修了者については、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者としてみなす取扱いとする予定であるので、ご承知おき願いたい。

② 行動援護従業者養成研修のカリキュラムについて

行動援護従業者養成研修については、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を習得とすることを目的としている。

重度訪問介護の対象拡大に伴い、行動障害を有する者が重度訪問介護を利用するに当たっては、事前に行動援護従業者等によるアセスメントや環境調整を経る必要があることを踏まえ、行動援護従業者養成研修においても、生活支援に関わる事項等を学んでいただく必要があることから、行動援護従業者養成研修カリキュラムを強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）カリキュラムと同様のものに見直しを行う予定である。

なお、平成 26 年度以前に行動援護従業者養成研修を修了した者については、カリキュラムを見直すことに伴い、改めて研修を受講する必要は無いが、居宅内での行動援護を可能とする取扱いとしたことから研修を受講することが望ましい。

③ 平成 27 年 4 月以降の行動援護従業者養成研修を実施する機関の指定について

平成 27 年 4 月以前に行動援護従業者養成研修を実施する機関として指定を受けている事業者については、行動援護従業者養成研修のカリキュラムが変更になったことに伴い、変更の届出を行う必要があるため、その旨周知いただきたい。

④ その他

強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）と行動援護従業者養成研修のカリキュラムを同様のものとするを踏まえ、各都道府県におかれては、これらの研修を兼ねて開催することや、どちらか一方を開催しても構わない取扱いとする。

また、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）に当たっては、必要な研修回数を確保するとともに、1日8時間×2日間を1日4時間×4日とする等従業者が受講しやすいよう配慮した日程を計画されたい。

8 障害者の就労支援の推進等について

(1) 障害者の就労支援の推進について

① 一般就労への移行の促進について

平成 24 年度報酬改定において、一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所については報酬の減算を行うこととし、平成 24 年 10 月から施行しているところであり、平成 26 年 9 月においては、91 事業所 (3.2%) が減算の対象となっている(平成 24 年 10 月の実績は、110 事業所(4.3%))。

【関連資料① (86 頁)】

また、一般就労への移行率の状況を見ると、1 年間ににおける一般就労への移行率が 20%以上の事業所は 44.9%となっている一方で、一般就労への移行率が 0%の事業所は 35.1%となっている状況であり、一般就労への移行実績が高い事業所と実績のない事業所とで二極化しているのが現状である。【関連資料② (87 頁)】

こうした現状を踏まえ、今般の障害福祉サービス等報酬改定において、現行の一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する減算割合を強化するとともに、原則の利用期間である 2 年間で、一般就労への移行実績がない事業所に対する減算を創設したところである。なお、就労継続支援 A 型に移行した利用者については、利用する障害福祉サービスの種類を変更するものであることから、一般就労への移行実績や就労定着実績には含まないこととしたところである。

また、就労移行支援では、運営基準において職場への定着のための支援の実施が義務付けられており、一般就労への移行実現だけでなく、就労先でより長く就労を継続できるよう支援することも重要であることから、現行の就労移行支援体制加算を見直し、利用者の就労定着期間に着目した就労定着支援体制加算を新たに設けたところである。

就労を希望する障害者であって、一般企業に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、一般就労への移行に向けた支援を行うという就労移行支援の趣旨を改めてご理解いただき、適切な支援が行われるよう管内事業所に対する指導をお願いしたい。

② 就労継続支援 A 型事業について

就労継続支援 A 型事業については、平成 24 年 10 月から、短時間利用者にかかる報酬の減算を導入したところであり、平成 26 年 9 月時点では、95 事業所 (4.0%) が減算の対象となっているところである(平成 24 年 10 月実績は、141 事業所 (10.2%))。【関連資料③ (88 頁)】

当該減算については、本来の利用者である障害者の利用を正当な理由なく短時間に限り、健常者である従業員(基準省令による「利用者及び従業者以外の者」)がフルタイムで就労している事例、利用者も就労継続支援 A 型事業の従業者も短時間の利用とすることによって浮いた自

立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当している事例など、本来の就労継続支援A型事業の趣旨に反するだけでなく、自立支援給付費を給付する趣旨からも不適切である事例が見られたことから、就労継続支援A型事業における報酬の適正化を図ったものである。

しかしながら、最近においても、正当な理由なく利用者の意に反して労働時間を短く抑える、あるいは就労機会の提供にあたって収益の上がない仕事しか提供しない等といった運営を行っている事業所の存在が指摘されているところである。

これは、一般就労が困難である者に就労機会を提供し、障害者が自立した日常生活または社会生活を営めるよう賃金水準を高めるという就労継続支援A型事業の趣旨に反するものであるため、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては、引き続き、A型事業について事業趣旨に沿った運営が確保されるよう、不適切な事案の解消に向けて重点的な指導をお願いしたい。

なお、今般の障害福祉サービス等報酬改定において、現行の短時間利用に係る減算の仕組みについて、事業所における利用実態を踏まえたものとなるよう見直し、平成27年10月から施行することとしているので、ご留意願いたい。

③ 就労継続支援B型の利用に係るアセスメントの取扱いについて

特別支援学校卒業者等が就労継続支援B型を利用する場合、原則として、就労移行支援事業者によるアセスメントを受けることとなっているが、今年度末までの経過措置として、一般就労や就労継続支援A型事業所による雇用の場が乏しい又は就労移行支援事業者が少ない地域においては、協議会等からの意見を徴することにより一般就労への移行等が困難と市町村が判断した場合には、アセスメントを経ずに就労継続支援B型を利用することが可能となっている。

当該経過措置については、平成18年10月から設けてきたものであり、アセスメントの体制整備についてもお願いしてきたところであることから、予定通り今年度末で廃止し、平成27年度からは、特別支援学校卒業者等が就労継続支援B型を利用する場合、アセスメントを実施していただくこととなるのでご丁願いたい。

なお、これまでのアセスメントの考え方は、就労移行支援を利用した結果、一般就労が可能かどうかを見極めるという性質のものであったが、平成27年度以降にアセスメントを実施する趣旨は、就労継続支援B型の利用を希望する障害者に対する長期的な支援を行っていく上で、一般就労への移行の可能性も視野に入れた就労面に関するニーズを把握することにより、当該アセスメントの結果を相談支援事業所が作成するサービス等利用計画や就労継続支援B型事業所等が作成する個別支援計画に反映させることで適切な支援につなげるというものである。

アセスメントの実施にあたっては、先般、アセスメントの必要性や実施方法等について示したマニュアルをお示ししたところであるので、当該マニュアルを参考にしつつ、アセスメント体制の早急な整備や円滑な実施をお願いしたい。

④ 在宅において就労移行支援を利用する場合の取扱いについて

現在、就労継続支援A型及び就労継続支援B型においては、通所による利用が困難であり、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者が一定の要件を満たす場合に限り、在宅による利用が認められており、就労移行支援については、在宅による利用が認められていないところである。

しかしながら、近年、ICT（情報通信技術）を活用して在宅勤務するテレワークが普及してきており、テレワークの活用は、障害者の就労の可能性を広げる選択肢の1つとなりうるものであることから、今般、在宅での就労に向けた支援や、様々な要因により通所による利用が困難な障害者に対する一般就労に向けた支援を行っていくため、平成27年4月から、就労移行支援においても、在宅による利用を認めることとしているところである。

なお、在宅利用にあたっての要件等については、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を改正し、お示しすることとしているのでご了解願いたい。

また、在宅による就労移行支援を行うノウハウを持つ事業所は少ないと考えられることから、今後、在宅における就労支援のためのマニュアルを作成することとしているのでご了解願いたい。

（2）工賃向上に向けた取組について

① 平成25年度の工賃実績について

平成25年度の就労継続支援B型事業所の利用者の全国の平均工賃月額額は14,437円、対前年度比247円増（1.7%増）となっているところである。

また、全国の平均工賃月額は、平成18年度から2,215円増（18.1%増）であるが、平成19年度から継続して工賃倍増5か年計画、工賃向上計画を作成し工賃向上に取り組んでいる事業所については、平成25年度の平均工賃は、15,827円（平成18年度12,515円）と、3,312円増（26.5%増）となっており、より一層の工賃の向上が図られているところである。【関連資料④（89頁～91頁）】

各事業所や各地方自治体のご尽力により、就労継続支援B型事業所利用者の平均工賃は着実に増加しているが、工賃向上にあたっては、事業所による積極的な取組が重要であることから、今般の障害福祉サービス等報酬改定において、目標工賃達成加算や目標工賃達成指導員配置加算の充実・

強化を図ることとしているので、引き続き事業所における取組が促進されるよう、管内事業所に対する指導をお願いしたい。

② 平成 27 年度以降の工賃向上計画の策定について

工賃向上計画については、都道府県及び全ての就労継続支援 B 型事業所等において、平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 か年を対象期間とした計画を策定し、工賃向上計画に向けた取組を実施いただいているところである。

就労継続支援 B 型事業所における平成 25 年度の平均工賃月額額は 14,437 円であり、引き続き工賃向上に向けた取組を実施していただく必要があることから、平成 27 年度以降についても工賃向上計画を策定し、引き続き工賃向上に向けて取り組んでいただきたい。

計画の対象期間は、平成 27 年度から平成 29 年度の 3 か年とし、計画の策定にあたっては、『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針』を参考にされたい。

なお、工賃向上に向けた取組は、継続的に実施いただくことが重要であることから、平成 30 年度以降についても 3 か年を 1 サイクルとした計画を策定いただくことを考えているのでご了承願いたい。

(3) 障害者の就労支援に係る予算について

① 平成 27 年度工賃向上計画支援事業について

平成 27 年度の工賃向上計画支援事業については、平成 26 年度におけるメニューを一部見直し、共同受注窓口を活用した品質向上支援を行うこととしているところである。

共同受注窓口においては、障害者就労施設が提供できる物品・役務の情報提供や官公庁や民間企業からの共同受注のほか、障害者就労施設における工賃の向上を図るため、製品のブランド化の推進や販路拡大に向けた取組を行っているところもあるため、積極的に活用願いたい。

また、平成 27 年度においても、共同受注窓口の体制整備に係る予算を確保しているところであり、共同受注窓口の整備が未整備の自治体においては、積極的に活用いただきたい。【関連資料⑤ (92 頁)】

② 就労移行等連携調整事業について

障害者が社会を構成する一員として地域のあらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であり、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所など、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるよう支援することが重要である。

このため、特別支援学校の卒業生や就労継続支援事業の利用者等に対し、就労面に係るアセスメントを実施するとともに、相談支援事業所や就労系

障害福祉サービス事業所等の様々な支援機関との連携のためのコーディネートを行い、障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援するための事業として、新規に平成 27 年度予算案において所要の額を計上しているところである。

今後、事業の実施要綱を策定し、3月中には周知させていただく予定であるので、各都道府県におかれては、当該事業の趣旨をご理解いただき積極的に活用していただけるようお願いしたい。【関連資料⑥（93頁）】

就労移行支援事業に係る報酬の適正化の適用状況(平成24年10月分／平成26年9月分の比較)

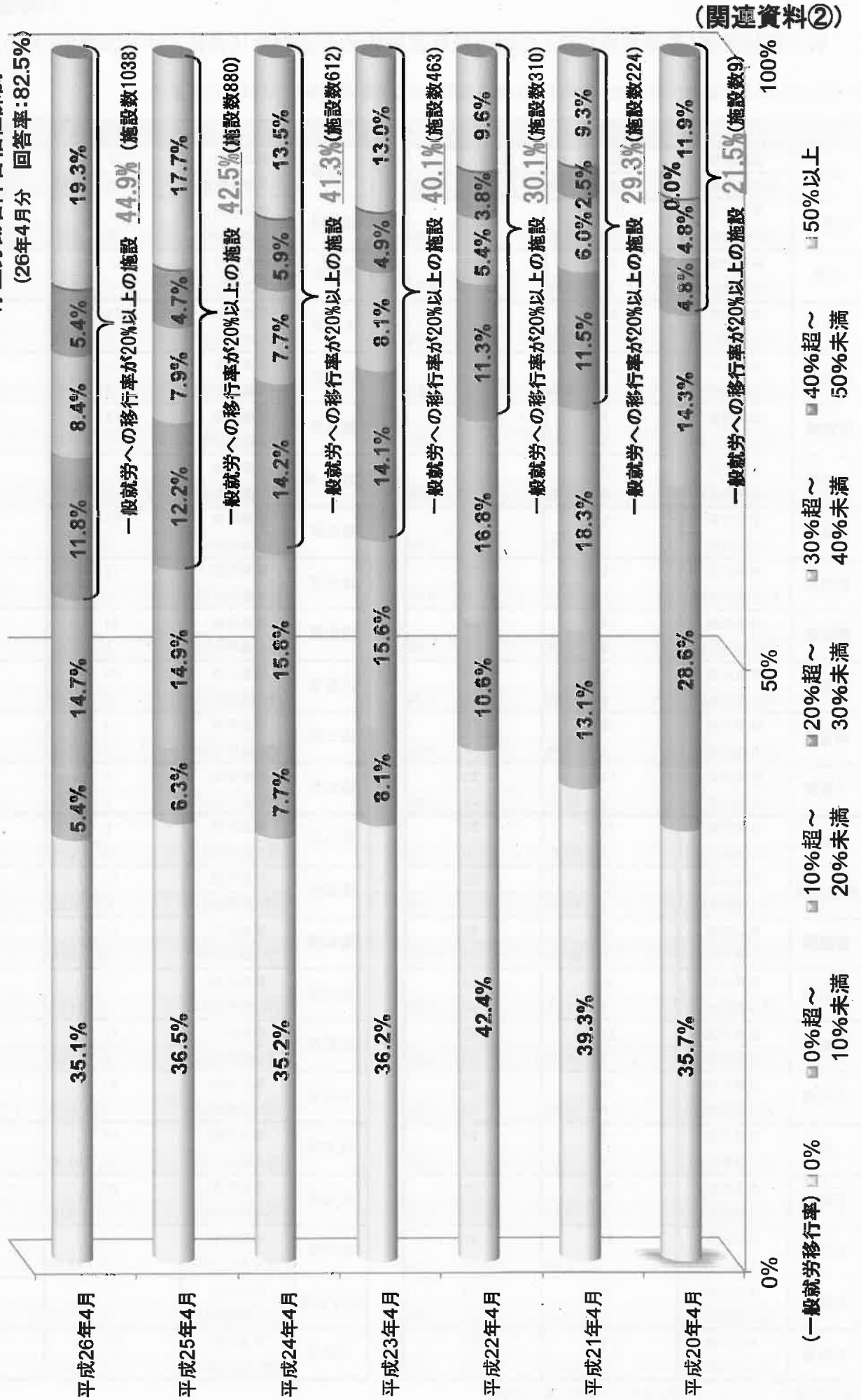
一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所の報酬の適正化(平成24年10月施行分)

		平成24年10月	平成26年9月			平成24年10月	平成26年9月
全国	事業所数	2,566	2,873				
	(うち適用あり)	110 4.3%	91 3.2%				
北海道	事業所数	157	173				
	(うち適用あり)	10 6.4%	9 5.2%				
青森	事業所数	50	49				
	(うち適用あり)	6 12.0%	6 12.2%				
岩手県	事業所数	26	29				
	(うち適用あり)	1 3.8%	0 0.0%				
宮城県	事業所数	63	62				
	(うち適用あり)	1 1.6%	1 1.6%				
秋田県	事業所数	21	16				
	(うち適用あり)	1 4.8%	0 0.0%				
山形県	事業所数	22	33				
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%				
福島県	事業所数	17	20				
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%				
茨城県	事業所数	111	132				
	(うち適用あり)	7 6.3%	9 6.8%				
栃木県	事業所数	56	58				
	(うち適用あり)	3 5.4%	2 3.4%				
群馬県	事業所数	39	40				
	(うち適用あり)	1 2.6%	2 5.0%				
埼玉県	事業所数	96	114				
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 0.9%				
千葉県	事業所数	84	102				
	(うち適用あり)	2 2.4%	0 0.0%				
東京都	事業所数	197	224				
	(うち適用あり)	6 3.0%	8 3.6%				
神奈川県	事業所数	84	109				
	(うち適用あり)	2 2.4%	1 0.9%				
新潟県	事業所数	71	83				
	(うち適用あり)	3 4.2%	2 2.4%				
富山県	事業所数	22	24				
	(うち適用あり)	1 4.5%	1 4.2%				
石川県	事業所数	30	30				
	(うち適用あり)	1 3.3%	3 10.0%				
福井県	事業所数	39	37				
	(うち適用あり)	5 12.8%	2 5.4%				
山梨県	事業所数	36	38				
	(うち適用あり)	2 5.6%	2 5.3%				
長野県	事業所数	66	62				
	(うち適用あり)	3 4.5%	3 4.8%				
岐阜県	事業所数	26	34				
	(うち適用あり)	1 3.8%	0 0.0%				
静岡県	事業所数	70	81				
	(うち適用あり)	3 4.3%	0 0.0%				
愛知県	事業所数	108	115				
	(うち適用あり)	1 0.9%	2 1.7%				
三重県	事業所数	15	17				
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%				
滋賀県	事業所数	26	26				
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 3.8%				
京都府	事業所数	41	49				
	(うち適用あり)	1 2.4%	1 2.0%				
大阪府	事業所数	159	178				
	(うち適用あり)	4 2.5%	2 1.1%				
兵庫県	事業所数	71	95				
	(うち適用あり)	3 4.2%	2 2.1%				
奈良県	事業所数	23	24				
	(うち適用あり)	2 8.7%	1 4.2%				
和歌山県	事業所数	24	25				
	(うち適用あり)	1 4.2%	0 0.0%				
鳥取県	事業所数	16	20				
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%				
島根県	事業所数	21	16				
	(うち適用あり)	2 9.5%	0 0.0%				
岡山県	事業所数	30	25				
	(うち適用あり)	2 6.7%	1 4.0%				
広島県	事業所数	61	67				
	(うち適用あり)	5 8.2%	2 3.0%				
山口県	事業所数	32	32				
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 3.1%				
徳島県	事業所数	20	24				
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%				
香川県	事業所数	14	14				
	(うち適用あり)	1 7.1%	0 0.0%				
愛媛県	事業所数	43	40				
	(うち適用あり)	4 9.3%	1 2.5%				
高知県	事業所数	16	14				
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%				
福岡県	事業所数	133	170				
	(うち適用あり)	6 4.5%	5 2.9%				
佐賀県	事業所数	22	25				
	(うち適用あり)	2 9.1%	1 4.0%				
長崎県	事業所数	53	56				
	(うち適用あり)	3 5.7%	7 12.5%				
熊本県	事業所数	60	66				
	(うち適用あり)	5 8.3%	6 9.1%				
大分県	事業所数	35	44				
	(うち適用あり)	1 2.9%	1 2.3%				
宮崎県	事業所数	39	43				
	(うち適用あり)	3 7.7%	0 0.0%				
鹿児島県	事業所数	47	52				
	(うち適用あり)	4 8.5%	4 7.7%				
沖縄県	事業所数	74	86				
	(うち適用あり)	1 1.4%	1 1.2%				

※国保連データにおいて特別集計した実績(事業所数)

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移

厚生労働省障害福祉課調べ
(26年4月分 回答率:82.5%)



(関連資料③)

就労継続支援A型事業所に係る報酬の減算適用状況(平成24年10月分／平成26年9月分の比較)

短時間の利用者の割合が高い就労継続支援A型事業所に係る報酬の減算(平成24年10月施行)

		平成24年10月	平成26年9月
全国	事業所数	1,385	2,387
	(うち適用あり)	141 10.2%	95 4.0%
北海道	事業所数	121	175
	(うち適用あり)	37 30.6%	35 20.0%
青森	事業所数	34	46
	(うち適用あり)	6 17.6%	3 6.5%
岩手県	事業所数	28	41
	(うち適用あり)	2 7.1%	0 0.0%
宮城県	事業所数	24	34
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 2.9%
秋田県	事業所数	7	12
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
山形県	事業所数	13	23
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
福島県	事業所数	15	24
	(うち適用あり)	1 6.7%	2 8.3%
茨城県	事業所数	11	23
	(うち適用あり)	1 9.1%	0 0.0%
栃木県	事業所数	14	29
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 3.4%
群馬県	事業所数	5	13
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
埼玉県	事業所数	16	36
	(うち適用あり)	2 12.5%	1 2.8%
千葉県	事業所数	19	33
	(うち適用あり)	2 10.5%	1 3.0%
東京都	事業所数	39	70
	(うち適用あり)	8 20.5%	8 11.4%
神奈川県	事業所数	30	58
	(うち適用あり)	3 10.0%	2 3.4%
新潟県	事業所数	14	19
	(うち適用あり)	5 35.7%	2 10.5%
富山県	事業所数	16	34
	(うち適用あり)	2 12.5%	0 0.0%
石川県	事業所数	22	39
	(うち適用あり)	1 4.5%	0 0.0%
福井県	事業所数	39	56
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
山梨県	事業所数	8	12
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
長野県	事業所数	26	31
	(うち適用あり)	1 3.8%	0 0.0%
岐阜県	事業所数	41	82
	(うち適用あり)	1 2.4%	1 1.2%
静岡県	事業所数	49	74
	(うち適用あり)	1 2.0%	0 0.0%
愛知県	事業所数	110	190
	(うち適用あり)	11 10.0%	6 3.2%

		平成24年10月	平成26年9月
三重県	事業所数	29	52
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 1.9%
滋賀県	事業所数	13	17
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
京都府	事業所数	25	41
	(うち適用あり)	1 4.0%	2 4.9%
大阪府	事業所数	33	107
	(うち適用あり)	4 12.1%	4 3.7%
兵庫県	事業所数	40	87
	(うち適用あり)	2 5.0%	1 1.1%
奈良県	事業所数	13	19
	(うち適用あり)	1 7.7%	0 0.0%
和歌山県	事業所数	27	38
	(うち適用あり)	1 3.7%	0 0.0%
鳥取県	事業所数	24	28
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
島根県	事業所数	18	26
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
岡山県	事業所数	74	118
	(うち適用あり)	3 4.1%	3 2.5%
広島県	事業所数	30	54
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
山口県	事業所数	8	16
	(うち適用あり)	1 12.5%	0 0.0%
徳島県	事業所数	5	12
	(うち適用あり)	1 20.0%	0 0.0%
香川県	事業所数	5	11
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
愛媛県	事業所数	31	52
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 1.9%
高知県	事業所数	19	22
	(うち適用あり)	0 0.0%	0 0.0%
福岡県	事業所数	71	150
	(うち適用あり)	8 11.3%	5 3.3%
佐賀県	事業所数	12	28
	(うち適用あり)	0 0.0%	1 3.6%
長崎県	事業所数	33	41
	(うち適用あり)	3 9.1%	0 0.0%
熊本県	事業所数	87	131
	(うち適用あり)	22 25.3%	8 6.1%
大分県	事業所数	21	38
	(うち適用あり)	1 4.8%	0 0.0%
宮崎県	事業所数	13	26
	(うち適用あり)	5 38.5%	1 3.8%
鹿児島県	事業所数	17	44
	(うち適用あり)	4 23.5%	3 6.8%
沖縄県	事業所数	36	75
	(うち適用あり)	0 0.0%	2 2.7%

※国保連データにおいて特別集計した実績(事業所数)

平成25年度工賃（賃金）の実績について

1. 調査の概要

(1) 調査の目的

障害者の経済的自立のため工賃水準の引上げに向けて支援を行った「工賃倍増5か年計画（平成19年度～平成23年度）」「工賃向上計画（平成24年度～）」の効果を検証するとともに、就労継続支援事業所の利用者の工賃の現状を把握することを目的とする。

(2) 調査対象施設

就労継続支援A型事業所、就労継続支援B型事業所

(3) 回収状況

10,671事業所

(4) 工賃（賃金）の範囲

工賃、賃金、給与、手当、賞与其他名称を問わず、事業者が利用者に支払う全て

2. 調査結果

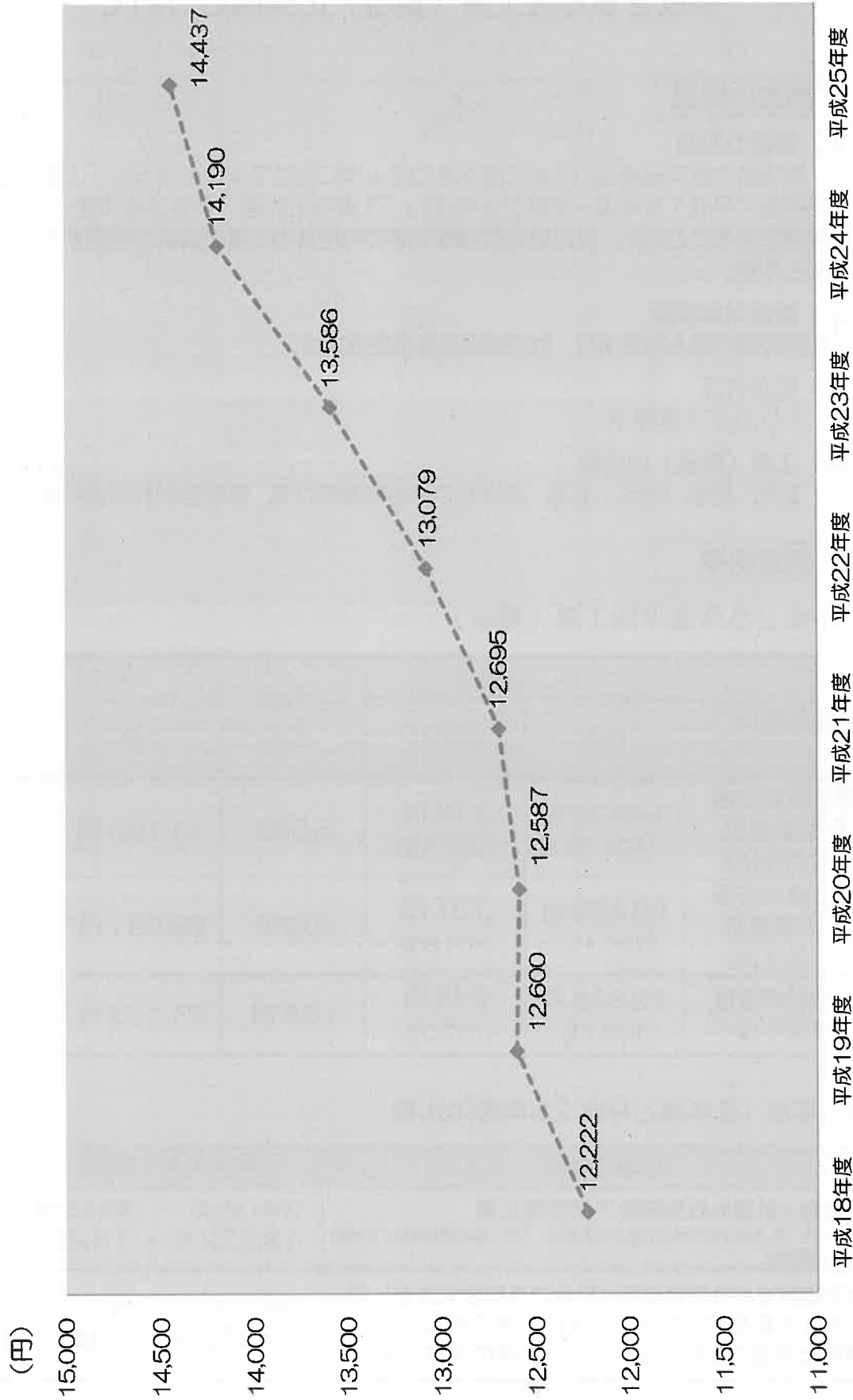
平成25年度平均工賃（賃金）

施設種別	平均工賃(賃金)		施設数 (箇所)	平成24年度(参考)	
	月額	時間額		月額	時間額
就労継続支援 B型事業所 (対前年比)	14,437円 (101.7%)	178円 (101.1%)	8,589	14,190円	176円
就労継続支援 A型事業所 (対前年比)	69,458円 (101.1%)	737円 (101.8%)	2,082	68,691円	724円
就労継続支援 事業平均	22,898円 (108.1%)	276円 (107.0%)	10,671	21,175円	258円

○ 平成18年度と平成25年度の比較

対象事業所	平均工賃（賃金）〈増減率〉
工賃向上計画の対象施設 ^(※) の平均工賃 <small>※ 平成18年度は就労継続支援B型事業所、入所・通所授産施設、小規模通所授産施設</small>	(平成18年度) (平成25年度) 12,222円 → 14,437円 〈118.1%〉
就労継続支援B型事業所（平成25年度末時点）で、平成18年度から継続して工賃倍増5か年計画・工賃向上計画の対象となっている施設の平均工賃	(平成18年度) (平成25年度) 12,542円 → 15,872円 〈126.6%〉

平均工賃の推移



(※) 平成18年度から平成23年度においては、授産施設、小規模通所授産施設を含む

平成18・25年度平均工賃（都道府県別）

（円／月額）

都道府県	平成18年度 平均工賃	平成25年度 平均工賃
北海道	15,305	18,848
青森県	9,310	12,125
岩手県	15,225	18,114
宮城県	13,061	16,989
秋田県	12,580	13,790
山形県	10,283	11,526
福島県	9,540	12,842
茨城県	9,241	11,353
栃木県	12,563	14,804
群馬県	11,116	16,346
埼玉県	11,777	13,309
千葉県	12,024	12,596
東京都	14,488	14,588
神奈川県	12,367	13,180
新潟県	10,441	13,416
富山県	11,933	14,027
石川県	15,179	15,297
福井県	15,493	19,733
山梨県	10,736	15,449
長野県	10,548	14,074
岐阜県	10,068	11,756
静岡県	13,661	14,055
愛知県	14,447	15,318
三重県	10,407	12,851

都道府県	平成18年度 平均工賃	平成25年度 平均工賃
滋賀県	15,566	17,558
京都府	12,999	15,395
大阪府	7,990	10,345
兵庫県	10,190	13,020
奈良県	9,861	13,856
和歌山県	12,046	15,741
鳥取県	13,366	17,090
島根県	12,549	17,921
岡山県	10,750	12,126
広島県	12,419	15,551
山口県	12,632	15,639
徳島県	14,636	19,299
香川県	11,172	13,920
愛媛県	11,710	14,667
高知県	16,013	18,738
福岡県	11,664	13,112
佐賀県	15,396	16,875
長崎県	11,181	13,894
熊本県	12,836	13,648
大分県	13,489	15,869
宮崎県	11,018	15,078
鹿児島県	12,809	14,119
沖縄県	13,552	14,032

（※）平成18年度は、就労継続支援B型事業所、授産施設及び小規模通所授産施設の平均

平成25年度は、就労継続支援B型事業所の平均

工賃向上計画支援事業の概要

平成27年度予算案:2.8億円

事業目的

- 就労継続支援B型事業所等の利用者の工賃向上を図るとともに、共同受注窓口を活用した受発注を促進するため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口の体制整備等を行う。

事業の実施主体

都道府県(基本事業及び特別事業の①)
社会福祉法人やNPO法人等の民間団体(特別事業の②・③)【新規】

基本事業(補助率:1/2)

①経営力育成支援

- 事業所の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

②品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

③事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入などに係る研修会を開催

特別事業(補助率:10/10)

①共同受注窓口の立ち上げ支援

- 複数の事業所が共同で受注や情報提供等を行う「共同受注窓口」の体制整備に係る支援
(補助対象期間:2年間)

②共同受注窓口による受注促進支援 **新**

- 事業所が提供する物品等に対する発注促進とともに、事業所の受注機会の拡大を図るための全国規模のシステムを構築

③障害者の技術向上支援(モデル事業) **新**

- 障害者に対し、様々な分野で活躍する専門家による技術指導を直接行い、一流の技術を身につけるためのプログラムをモデル的に実施

(週補費率⑤)

就労移行等連携調整事業

平成27年度予算案：110,662千円

【要求要旨】

- 障害者が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援する必要があるが、このためには、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に移行できるよう支援することが重要である。
- このため、働くことを希望する障害者について、様々な支援機関が連携した円滑な移行支援が行えるよう、支援対象者のアセスメント及び関係機関のコーディネートを行う。

1 事業概要

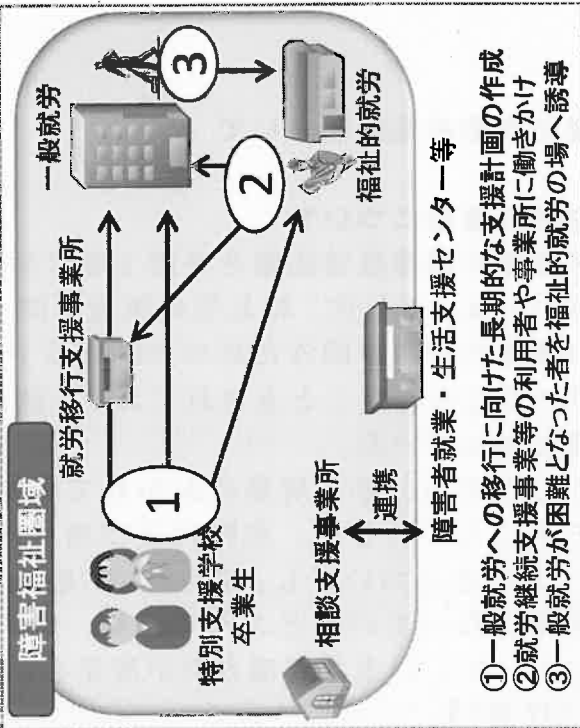
特別支援学校の卒業生、就労継続支援事業利用者、一般就労者等、就労可能な障害者について、適切なアセスメントを行うとともに、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所、就労系福祉サービス事業所等、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、各障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援する。

2 実施主体：都道府県

3 補助率：1/2

4 積算

4,709千円 × 47か所 × 0.5 = 110,662千円



- ① 一般就労への移行に向けた長期的な支援計画の作成
- ② 就労継続支援事業等の利用者や事業所に働きかけ
- ③ 一般就労が困難となった者を福祉的就労の場へ誘導

【施策の効果】

- 障害者が能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を関係機関が連携して行うことにより、一般就労へ移行する障害者が増加するとともに、一般就労が困難な者についても、福祉的就労の場で適切な支援を受けながら働くことが可能となる。

(調査資料⑥)

9 障害者優先調達推進法について

(1) 調達方針の策定について

障害者優先調達推進法第9条第1項において、都道府県、市町村及び独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下、「調達方針」という）を作成しなければならないこととされており、調達方針の策定は、法に定められた義務となっている。

しかしながら、都道府県におかれては、全て調達方針を策定いただいているところであるが、市町村及び地方独立行政法人においては、平成27年1月時点においても、市町村で78.5%、地方独立行政法人で81.0%の策定率となっているところであり、約2割の市町村及び地方独立行政法人において、いまだ調達方針が策定されていない状況である。【関連資料①（97頁）】

調達方針の策定は、同法に定められた義務であることから、法令遵守の観点からも、管内市町村及び地方独立行政法人に対して、調達方針の策定について周知徹底願いたい。今後も、調達方針の策定状況について定期的に把握し、厚生労働省のホームページで公表していくのでご留意いただきたい。

なお、平成27年度の調達方針については、今年度中に策定することが望ましいが、遅くとも平成26年度の出納整理期間が終わる平成27年5月には策定できるよう、速やかに策定に向けて着手いただきたい。

(2) 障害者就労施設等からの調達の促進について

① 平成25年度の調達実績について

障害者優先調達推進法の施行初年度である平成25年度の都道府県における調達実績は約21億円、市町村における調達実績は約87億円であり、国等も含めた合計では約123億円であったところである。【関連資料②（98頁）】

同法第9条第5項において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、会計年度が終了した後、遅滞なく障害者就労施設等からの調達実績の概要をとりまとめ公表することとされているので、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、平成26年度分の調達実績については、可能な限り早期にとりまとめ、6月中を目途に公表していただくようお願いしたい。公表に際しては、物品・役務の別や調達先の内訳など、少なくとも別添資料のような項目が公表されていることが望ましいので、ご参照の上、公表内容が分かりやすいものとなるよう努めていただきたい。【関連資料③（99頁～101頁）】

また、厚生労働省においても、障害者優先調達推進法に関する基本方

針（以下、「基本方針」という）に基づき、都道府県、市町村及び地方独立行政法人における調達実績について把握し、概要をとりまとめ公表することとしていることから、各都道府県の調達実績に加え、管内市町村及び地方独立行政法人の調達実績についても、各都道府県を通じて調査をお願いする予定であるので、ご協力をお願いしたい。

② 全庁的な取組の推進について

都道府県等における物品等の調達は様々な分野で行われることから、障害者就労施設等からの調達の促進を図るためには、福祉部局だけではなく、契約主体となり得る全ての部局において積極的に発注に取り組むことが必要である。

各都道府県におかれては、出先機関等も含めた全庁的な調達の促進に取り組むことができるよう、調達推進体制の整備や調達事例の提供などに積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村等に対しても、全庁的な取組が行われるよう周知いただきたい。

③ 共同受注窓口の設置・活用について

基本方針において、共同受注窓口については、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこととされている。

共同受注窓口は、量や質の担保のみならず、好事例の共有など、各事業所の質の向上にも資するものであるもので、未設置の自治体におかれては、積極的に体制整備を図っていただきたい。平成27年度の工賃向上計画支援事業に係る予算においても、引き続き、新規での共同受注窓口の立ち上げ支援に係る経費を優先的に採択する方針であるので、未設置の自治体におかれては、活用をご検討いただきたい。

なお、いくつかの自治体においては、共同受注窓口や特例子会社等について、地方自治法施行令第167条の2及び地方自治法施行規則第12条の2の3の規定に基づき、随意契約の対象とする認定の手続きをとっているため、参考にさせていただきたい。

④ 官公庁における発注の参考事例について

官公庁からの発注事例としては、報告書・冊子・ポスター等の印刷や、庁舎の雑草駆除等の役務に加え、公園管理等の業務委託や、イベント等で使用する備品や防災用品の購入、小型電子機器の再資源化処理の委託などが挙げられる。

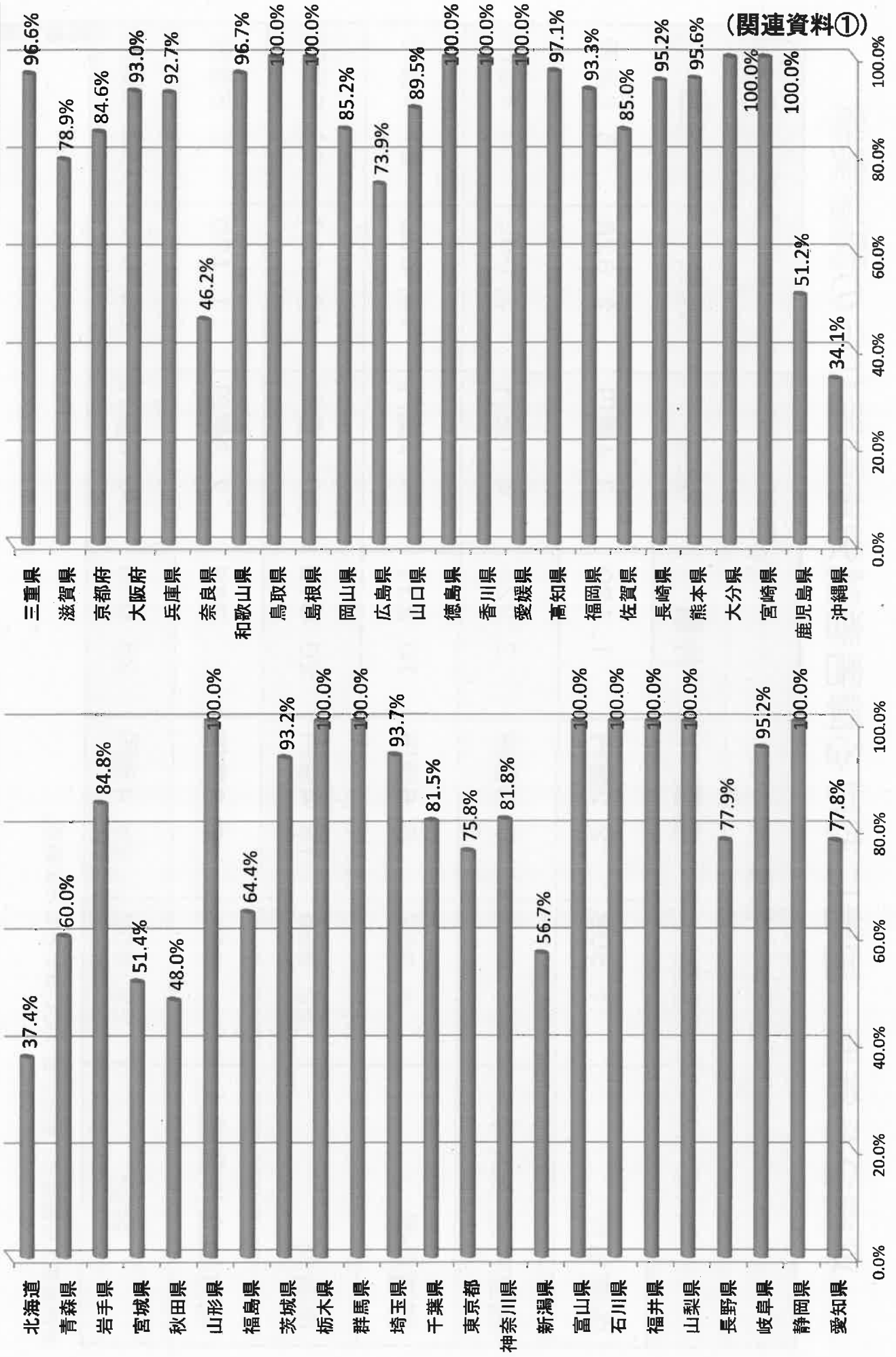
厚生労働省のホームページにおいて、各省庁における優先調達事例等を公表しているため参考にさせていただくとともに、各都道府県等におかれても、庁内における発注事例を収集し、各部局に情報提供するなどの

取組をお願いしたい。

なお、小型電子機器の回収・解体等、廃棄物の処理に当たる行為を実施させる場合には、許可等の観点から廃棄物関係の部署と事前に十分調整いただきたい。

全国平均: 78.5%

市区町村における平成26年度の調達方針策定状況 (平成27年1月9日時点)



平成25年度 国等における障害者就労施設等からの調達実績

	物品		役務		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
各府省庁	1,508	2.2億円	1,120	3.4億円	2,628	5.6億円
独立行政法人等	739	0.9億円	2,323	6.1億円	3,062	6.9億円
都道府県	4,367	6.6億円	10,231	14.7億円	14,598	21.4億円
市町村	22,864	16.4億円	20,616	70.2億円	43,480	86.6億円
地方独立行政法人	384	0.2億円	766	2.3億円	1,150	2.5億円
合計	29,862	26.4億円	35,056	96.6億円	64,918	123.0億円

(関連資料②)

※四捨五入の関係で、合計が合っていないところがある。

公表フォーマット(参考例)

平成26年度 ○○県(○○市)(地方独立行政法人○○)における障害者就労施設等からの物品等の調達実績

調 達 先	物品						役務						合計 (物品+役務)		うち 随意 契約															
	① 事務用品 書籍		② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		物品計		① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起こし		⑤ 飲食店等 の運営		⑥ その他の役務		役務計		金額 (円)		金額 (円)			
	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)		
就労継続支援A型 就労継続支援B型 生活介護 障害者支援施設 地域活動支援センター 小規模作業所								0	0																					
共同受注窓口								0	0																					
特例子会社 重度多数量用事業所 在宅就業障害者 在宅就業支援団体								0	0																					
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 物品・役務の品目分類については、別紙の分類例を参照の上作成。

(関連資料③)

分類例

【物品・役務の品目分類例】

	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別 など

【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

10 訪問系サービスについて

(1) 平成 27 年度国庫負担基準（案）等について

① 平成 27 年度国庫負担基準（案）

国庫負担基準は、これまで全市町村の 9 割程度の市町村に超過負担が生じない水準を維持するため、報酬改定の都度引き上げを行ってきたが、平成 25 年度実績では 75.8% の市町村に超過負担が生じない状況になっており、この割合はこれまで横ばいを続けている。また、訪問系サービスの国庫負担基準総額が訪問系サービスの国庫負担における対象経費の総額を上回っている状況である。

これらを鑑みると、従来と同様に一律に国庫負担基準を引き上げても、超過市町村数の状況は変わらないことが想定されることから、平成 27 年 4 月からの訪問系サービスに係る国庫負担基準については、重度障害者の利用実態を考慮した水準を設定する。

また、平成 27 年度障害福祉サービス等報酬改定における基本報酬の見直しや加算の創設等の影響分についても、国庫負担基準の水準に反映させることにより、今回の見直しにおいて、国庫負担基準の平均額は、11.9 万円から 12.5 万円（+5.0%）となっている。【関連資料①（111 頁～113 頁）

< 重度障害者が一定割合の場合の国庫負担基準の嵩上げ >

訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援利用者数の割合が 5% 以上の市町村に対し、市町村全体の国庫負担基準総額の 5% 嵩上げを行う予定である。

② 平成 27 年度重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業について

「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」については、重度障害者の地域生活を支援するため、重度障害者の割合が著しく高い等のことから、訪問系サービスの給付額が国庫負担基準を超えている小規模市町村に重点を置いた財政支援を行っているところである。

平成 27 年度については、重度障害者の割合が一定以上である市町村に対し、国庫負担基準を嵩上げすることに伴い、本事業の補助要件を「人口規模」や「財政力」などを考慮したものに見直す予定であり、これに基づき、本事業については、平成 27 年度当初予算案において、11 億円計上したところである。

なお、本補助要件については調整中であるが、現時点での補助要件（案）は以下のとおりである。【関連資料②（114 頁）】

＜平成 27 年度補助要件（案）＞

(1) 人口 10 万人以上 30 万人未満かつ財政力指数が 1 以上の市町村(特別区を除く)

「当該年度の国庫負担基準額に 1/8 を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に 1/8 を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額

(2) 人口 10 万人以上 30 万人未満かつ財政力指数が 1 未満の市町村(特別区を除く)

「当該年度の国庫負担基準額に 2/3 を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に 2/3 を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額

(3) 人口 10 万人未満かつ財政力指数が 1 以上の市町村(特別区を除く)

「当該年度の国庫負担基準額に 1/4 を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に 1/4 を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額

(4) 人口 10 万人未満かつ財政力指数が 1 未満の市町村(特別区を除く)

「当該年度の国庫負担基準額に 3/4 を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に 3/4 を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額

③ 国庫負担基準の適切な運用について

国庫負担基準については、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」(平成 18 年厚生労働省告示第 530 号)に基づき、各サービスの障害支援区分毎に利用人数に応じて算定することとしており、また、重度障害者等包括支援対象者については、「訪問系サービスの適切な運用について(平成 26 年 7 月 8 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)」において重度障害者等包括支援を利用していない場合であっても以下の単位数が適用できることをお示ししているところであり、国庫負担基準の適切な単位の適用に努めていただきたい。【関連資料③(115 頁～118 頁)】

<国庫負担基準（平成 27 年度（案）>

重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準	
区分 6	66,730 単位（参考：重度訪問介護の区分 6 は 46,330 単位）
介護保険対象者	33,370 単位（参考：重度訪問介護は 14,140 単位）

なお、国庫負担基準の各单位への適切な適用がなされていないこと等、本制度に対する理解が十分でない市町村があることから、今後、各市町村に対し、国庫負担基準の理解促進のため、国庫負担基準の具体的な算定方法等に係る通知を発出する予定であるので、その旨ご承知おき願いたい。

(2) 人員配置基準等について

① サービス提供責任者の配置基準の見直し

訪問系サービス（居宅介護、同行援護及び行動援護）に係るサービス提供責任者の配置基準については、介護報酬改定の動向を踏まえ、利用者の情報の共有などサービス提供責任者が行う業務について効率化が図られている場合に、配置基準を利用者 50 人に対して 1 人以上に緩和することとしているので、その旨ご承知おき願いたい。

<居宅介護、同行援護及び行動援護>

[現行] 以下のいずれか

- ① サービス提供時間 450 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上
- ② 従業者の数が 10 人又はその端数を増すごとに 1 人以上
- ③ 利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上

[見直し後] 以下のいずれか

- ① サービス提供時間 450 時間又はその端数を増すごとに 1 人以上
- ② 従業者の数が 10 人又はその端数を増すごとに 1 人以上
- ③ 利用者の数が 40 人又はその端数を増すごとに 1 人以上
- ④ ③の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を 3 人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を 1 人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が 50 人又はその端数を増すごとに 1 人以上とすることができる。

② 行動援護における従業者要件等の見直しについて

行動援護については、行動障害のある者の特性を踏まえた対応が必要であること等から、これまでの要件は主に実務経験を中心に評価してきたところである。

しかしながら、適切な行動障害の特性、アセスメント手法及び支援手法等を学ばなかったことが虐待につながったなどの問題が生じている。

このような状況を踏まえ、行動援護従業者の更なる資質の向上を図るため、ヘルパー及びサービス提供責任者に対し、行動援護従業者養成研修の受講を必須化した上で、実務経験を短縮するとともに、ヘルパーについては30%減算の規定を廃止することとしている。なお、行動援護従業者養成研修の必須化に当たっては、平成30年3月31日までの間、経過措置を設けることとしているので、その旨ご承知おき願いたい。

<行動援護におけるヘルパーの要件>

[現行]

- ① 居宅介護従業者の要件を満たす者又は行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するもの
- ② 行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの（報酬の取扱いを30%減算）

[見直し後]

- 行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。

<行動援護におけるサービス提供責任者の要件>

[現行]

- 居宅介護従業者の要件を満たす者又は行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に5年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成27年3月31日までの間、行動援護従業者養成研修修了者にあつては、直接業務に3年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

[見直し後]

- 行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に3年以上の従事経験を有するもの。ただし、平成30年3月31日までの間、居宅介護従業者の要件を満たす者にあつては、直接業務に5年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

③ 同行援護従業者要件等に係る経過措置について

同行援護従業者要件等の経過措置については、視覚障害者等に対して同行援護が十分に提供出来なくなってしまうこと等の理由により、平成 30 年 3 月 31 日まで延長したところである。

経過措置期間中の同行援護事業所における留意点等については、「同行援護事業所における経過措置期間中の留意点等について（平成 26 年 10 月 1 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）」【関連資料④（119 頁～121 頁）】において、経過措置の延長については今回限りとし再延長は行わないこと、経過措置期間中の経過措置対象者の状況を定期的に報告いただくとともに、経過措置対象者の減少の状況によっては、同行援護従業者養成研修実施計画書の策定等をお示ししていることから、各都道府県におかれては、経過措置期間中における経過措置対象者の積極的な解消に努めていただきたい。

なお、同行援護従業者養成研修実施計画書の様式については、別添のとおりであるので、各都道府県におかれては、準備や事業所への周知等をお願いしたい。【関連資料⑤（122 頁）】

④ その他

ア 訪問系サービスにおけるサービス提供責任者の要件の 1 つである「居宅介護職員初任者研修課程修了者であって実務経験 3 年以上」については、「暫定的な要件（※）」とされているところであるが、サービス提供責任者の資質の向上を図る観点から、早期に実務者研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるようお願いしたい。

なお、各事業所における本要件により配置されているサービス提供責任者の状況について、今後調査を行う予定であるので、ご協力いただきたい。

※ 暫定的な取扱いに係る留意点

居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3 年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものであることから、指定居宅介護事業者は、できる限り早期に、これに該当するサービス提供責任者に実務者研修の研修を受講させ、又は介護福祉士の資格を取得させるよう努めなければならないものであること。（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001 通知））

イ また、介護保険における訪問介護においては、いわゆる 3 級ヘルパーについては、平成 21 年度より報酬上の評価を廃止したところであるが、障害福祉の訪問系サービスにおけるいわゆる 3 級ヘルパーに関する取扱いについては、知的・精神障害者が本研修を修了し、指定障害福祉

サービス事業所等の従業者として従事している例があること等に鑑み、引き続き報酬上の配慮が必要であると考えている。

なお、各事業所における本要件により配置されている従業者の状況について、上記と合わせ今後調査する予定であるので、ご協力いただきたい。

(3) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

① 支給決定事務における留意事項について

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」（平成19年4月13日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、適切に対応していただきたい。

ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくこと

イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること

ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

② 障害者総合支援法と介護保険法の適用に係る適切な運用について

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、平成19年3月28日付けの「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（以下「適用関係通知」という。）で具体的取扱いを示すとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知してきたところである。

しかしながら、その運用に関して障害者の個々の実態に即したものとなっていない等の声も寄せられていることを踏まえ、各市町村における具体的な運用等についての実態調査を実施し、今般、調査結果をとりまとめ公表するとともに、調査結果を踏まえた事務連絡を合わせて発出したところである。【関連資料⑥（123頁～128頁）】

事務連絡のポイントとしては、次の6点が挙げられる。

- 1) 障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、65歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うこと。また、案内に際しては、介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者を与えることのないよう、適用関係通知(2)②の場合や③の場合については障害福祉サービスとの併給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと。
- 2) 障害福祉サービスを上乘せして支給する場合に何らかの基準を設けている市町村もあるが、当該基準によって一律に判断するのではなく、申請者の利用意向を丁寧に聴取するなど、個々の実態を十分に把握した上で、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、障害福祉サービスを上乘せして支給すること。
- 3) 障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、介護保険サービスのみでは利用可能なサービス量が減少することも考えられるが、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用を行うこと。
- 4) 障害福祉サービス利用者に介護保険サービスを利用するに当たっては、適切なサービスを受けられるよう、相談支援専門員がモニタリングを通じて介護保険制度に関する案内を行うことや、介護保険サービスの利用に際しては、本人に了解の上で、利用者の状態やサービス等利用計画に記載されている情報を、利用する指定居宅介護支援事業所等へ適切に引継ぐこと等、必要な案内や連携等行っていただくよう周知を行うこと。
- 5) 要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、障害者の生活に急激な変化が生じないように配慮しつつ、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけること。
- 6) 介護保険適用除外施設である指定障害者支援施設等からの退所者が介護老人福祉施設等へ入所しようとする場合には、退所日と要介護認定申請の時期の兼ね合いで必要な手続きや調整が円滑に行われないという指摘があるが、介護保険サービスの利用を円滑に進めるために、関係者間での密な情報共有や連携を図ることにより、柔軟に対応すること。

今般の事務連絡を踏まえ、改めて、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いする。

また、本事務連絡については、老健局とも協議済みであり、介護保険担当課室へも本事務連絡を情報提供し、適宜、連携を図るようお願いしたい。

③ 重度訪問介護等の適切な支給決定について

重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」（平成 19 年 2 月 16 日付事務連絡）において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、対応していただきたい。

ア 重度訪問介護は、同一箇所に長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1日につき3時間を超える支給決定を基本とすること。

イ 平成 21 年 4 月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を 30 分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重度訪問介護の想定している「同一箇所に長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについて30分単位等の短時間で行うことを想定しているものではないこと。

ウ これまでに、利用者から「短時間かつ1日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

エ 「見守りを含めたサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない」といった声も寄せられているところである。重度訪問介護は、比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供されるものであり、これが1日に複数回提供される場合であっても1回当たりのサービスについては基本的には見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給量の設定を行うこと。

④ 居宅介護における通院等介助について

居宅介護における通院等介助については、「平成 20 年 4 月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成 20 年 4 月 25 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等

が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

- ・院内の移動に介助が必要な場合
- ・知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。

なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

⑤ 訪問系サービスの周知について

訪問系サービスについては、在宅の重度障害者を支える重要な社会資源であるが、当事者自身の制度に関する理解不足を理由として、訪問系サービスを利用していない方もいるといった声も寄せられているところである。

については、各都道府県等におかれては、当事者やその家族、障害福祉サービス事業者等に対し、訪問系サービスの制度内容等の周知に努めていただきたい。

平成27年度の国庫負担基準(案)

平成26年度国庫負担基準

居宅介護対象者

区分1	2,690単位
区分2	3,480単位
区分3	5,120単位
区分4	9,640単位
区分5	1,5430単位
区分6	22,200単位
障害児	8,660単位

※別途通院等介助ありを設ける

重度訪問介護対象者

区分3※	19,890単位
区分4	24,900単位
区分5	31,220単位
区分6	44,230単位

※区分3は経過規定

介護保険対象者 13,600単位

同行援護対象者

区分に関わらず 11,330単位

行動援護対象者

区分3	12,590単位
区分4	16,960単位
区分5	22,550単位
区分6	29,300単位
障害児	16,010単位

介護保険対象者 7,520単位

重度障害者等 包括支援対象者

区分6 83,660単位

介護保険対象者 33,200単位

重度障害者等包括支援対象者で、
居宅介護、行動援護又は重度訪問
介護を利用する者

区分6 63,870単位

介護保険対象者 32,290単位

平成27年度国庫負担基準

居宅介護利用者

	通院等介助なし
区分1	2,790単位
区分2	3,610単位
区分3	5,310単位
区分4	9,980単位
区分5	15,980単位
区分6	22,990単位
障害児	8,970単位

※ 別途通院等介助ありを設ける

重度訪問介護利用者

区分3※	20,700単位
区分4	25,920単位
区分5	32,500単位
区分6	46,330単位

※区分3は経過規定

介護保険対象者 14,140単位

同行援護利用者

区分に関わらず 12,080単位

行動援護利用者

区分3	14,280単位
区分4	19,240単位
区分5	25,580単位
区分6	33,240単位
障害児	18,160単位

介護保険対象者 8,540単位

重度障害者等 包括支援利用者

区分6 84,070単位

介護保険対象者 33,730単位

重度障害者等包括支援対象者であって
重度障害者等包括支援を利用しておらず、
居宅介護、行動援護又は重度訪問介護
を利用する者

区分6 66,730単位

介護保険対象者 33,370単位

※ 訪問系サービス全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援利用者数の割合が5%以上の市町村については、市町村全体の国庫負担基準総額の5%嵩上げを行う。

(調神資料)

①

国庫負担基準に係る運用等について(概要版)(平成27年度(案))

1. 国庫負担基準の区分間合算

すべての訪問系サービスに係る障害支援区分の基準額を合算して適用する。

2. 従前額保障

国庫負担基準の区分間合算を適用した後の国庫負担基準額と比較し、従前の補助実績(平成17年度)の方が高い自治体については、従前の補助実績に基づき国庫負担を行う。

3. 重度障害者が5%以上の市町村に対しての国庫負担基準の5%の嵩上げ(平成27年度創設)

全訪問系サービスの全体の利用者数に占める重度訪問介護及び重度障害者等包括支援利用者数の割合が5%以上の市町村について、市町村全体の国庫負担基準の総額の5%嵩上げを行う。

4. 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」による財政支援

以下のいずれにも該当する市町村に係る訪問系サービスの支給額のうち、訪問系サービスの国庫負担基準を超過した額について助成する。

- ① 訪問系サービスの全体的利用者数に占める重度訪問介護対象者の割合が10%を超える場合
- ② 訪問系サービスの支給額が国庫負担基準額を超過している場合

5. 障害者総合支援事業費補助金による「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」による財政支援
(平成27年度見直し)

次に掲げる要件を満たす市町村(特別区を除く)に対し助成する。

- (1) 国庫負担基準の区分間合算を適用しても、なお、国庫負担基準を超過する市町村
- (2) 都道府県地域生活支援事業「重度障害者に係る市町村特別支援事業」の対象外の市町村及び対象とならな超過額のある市町村(4. の地域生活支援事業による補助を優先適用する。)

《助成額》

- (1) 人口10万人以上30万人未満かつ財政力指数が1以上の市町村(特別区を除く)
「当該年度の国庫負担基準額に1/8を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に1/8を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額
- (2) 人口10万人以上30万人未満かつ財政力指数が1未満の市町村(特別区を除く)
「当該年度の国庫負担基準額に2/3を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に2/3を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額
- (3) 人口10万人未満かつ財政力指数が1以上の市町村(特別区を除く)
「当該年度の国庫負担基準額に1/4を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に1/4を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額
- (4) 人口10万人未満かつ財政力指数が1未満の市町村(特別区を除く)
「当該年度の国庫負担基準額に3/4を乗じた額」と「当該年度の国庫負担基準超過額に3/4を乗じた額」を比較して低い方の額の範囲内で厚生労働大臣が必要と認めた額

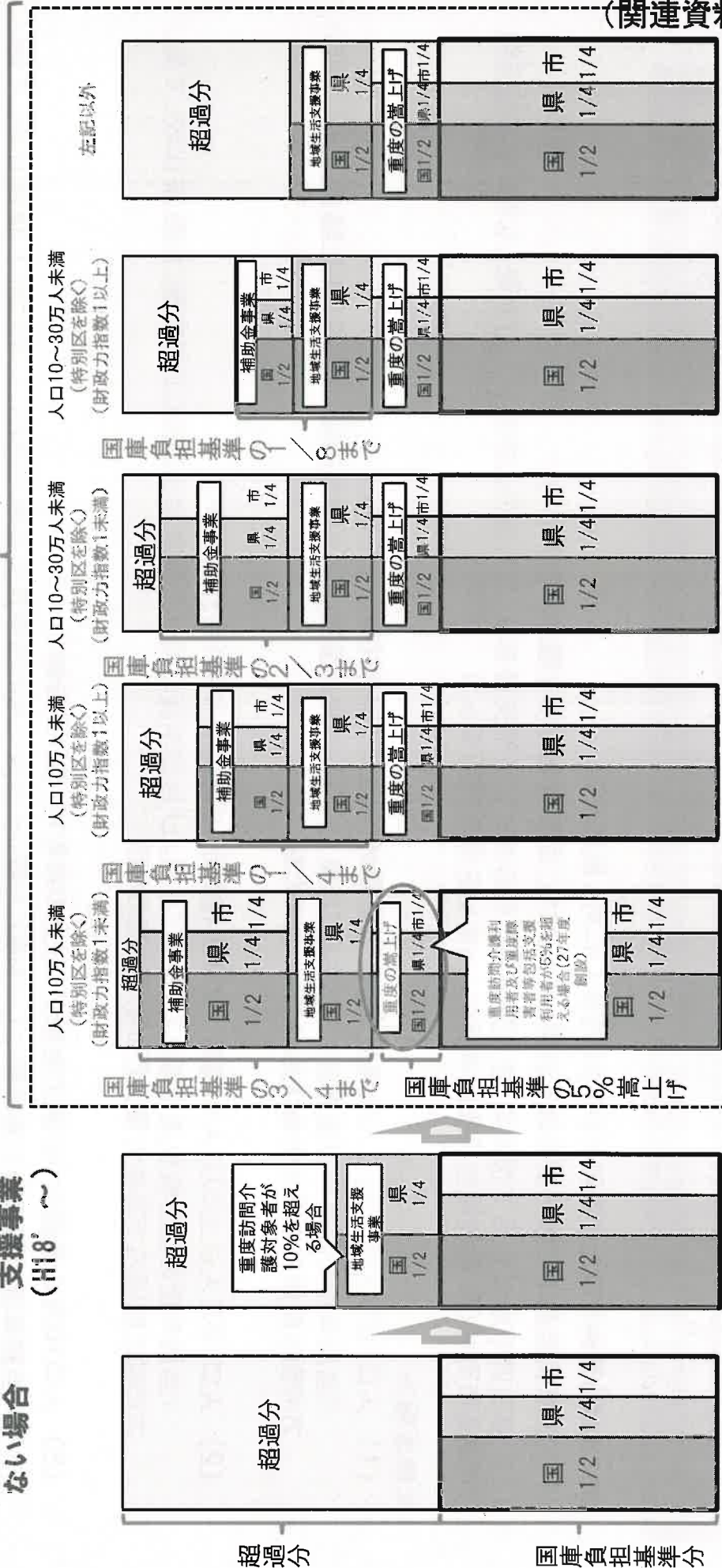
国庫負担基準の超過にかかる財政支援策について(平成27年度(案))

平成27年度国庫負担基準の見直しにおいて、重度障害者に対し、適切、かつ、きめ細やかな支援を行うため、重度障害者が一定割合以上の市町村の国庫負担基準の嵩上げを行うことに伴い、平成27年度の「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業I」について以下のとおり補助対象を見直し、小規模、かつ、財政力の弱い市町村により重点を置いた財政支援を行うこととする。

財政支援がない場合
 地域生活支援事業 (H18' ~)

基金事業 (H21' ~ H23')

補助金事業 (H24' ~)



(関連資料) ②

- ※ 県が地域生活支援事業による財政支援を実施しない場合は、補助金事業の活用ができない。(基金事業を踏襲)
- ※ 地域生活支援事業の対象外の自治体においては、補助金事業の活用が可能である。(基金事業を踏襲)
- ※ 地域生活支援事業や補助金事業と合わせて、重度障害者の割合が5%以上の市町村においては、国庫負担基準の総額の5%嵩上げを行う。

超過分

国庫負担基準分

障 障 発 0708 第 1 号
平 成 26 年 7 月 8 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

訪問系サービスの適切な運用について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 26 年度の「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」につきましては、下記のとおりとさせていただくとともに、訪問系サービスの適切な運用のための留意事項をまとめましたので、各都道府県におかれましては、管内市町村への周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

記

1 「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」に係る平成 26 年度の執行について

平成 26 年度の執行については、所要額が予算額を超過した場合には一定の調整が必要となるが、本補助金の趣旨を踏まえ、以下を考慮し補助することとする。

- ① 人口規模の小さい市町村（「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業の実施について」（平成 24 年 5 月 23 日障発 0523 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙 4. 助成額の③→②→①の順）
- ② 「重度障害者に係る市町村特別支援（地域生活支援事業）」の実施状況 等

2 訪問系サービスの適切な運用のための留意事項

(1) 重度障害者等包括支援対象者に対する国庫負担基準の適切な運用について

国庫負担基準については、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス費等負担対象額に関する基準等」（平成 18 年厚生労働省告示第 530 号）に基づき、各サービスの障害支援区分毎に利用人数に応じて算定することとしているが、重度障害者等包括支援対象者については、重度障害者等包括支援を利用していない場合であっても以下の単位数が適用できることとなっている。

<国庫負担基準>

重度障害者等包括支援対象者であって、重度障害者等包括支援を利用しておらず、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を利用する者の国庫負担基準	
区分 6	63, 870 単位（参考：重度訪問介護の区分 6 は 44, 230 単位）
介護保険対象者	32, 290 単位（参考：重度訪問介護は 13, 600 単位）

（参考）重度障害者等包括支援利用者は 83, 660 単位

<重度障害者等包括支援対象者>

障害支援区分 6（障害児にあつては区分 6 に相当する支援の度合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であつて、以下のいずれかに該当する者

類 型		状態像
重度訪問介護の対象者であつて、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者	人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 I 類型	・筋ジストロフィー ・脊椎損傷・ALS ・遷延性意識障害 等
	最重度知的障害者 II 類型	・重症心身障害 等
「厚生労働大臣が定める基準」（平成 18 年厚生労働省告示第 543 号）の別表第 2 に掲げる行動関連項目（以下「行動関連項目」という。）の合計点数が 10 点以上である者 III 類型		・強度行動障害 等

I 類型

以下のいずれにも該当する者

- (1) 障害支援区分 6 の「重度訪問介護」対象者
- (2) 「障害支援区分認定の実施について」（平成 26 年 3 月 3 日障発 0303 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「区分通知」という。）の別添

2に示す医師意見書（以下「医師意見書」という。）の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3) 麻痺」における「右上肢 左上肢 右下肢 左下肢」において、いずれも「軽、中、重」のいずれかに認定

なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。

- (3) 「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分省令」という。）別表第1「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定（※1）
- (4) 区分省令別表第1「10群 特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定
- (5) 区分省令別表第1「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外と認定（※2）

Ⅱ類型

以下のいずれにも該当する者

- (1) 区分通知の別添1に示す概況調査票において知的障害の程度が「最重度」と確認
- (2) 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者
- (3) 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3) 麻痺」における「右上肢 左上肢 右下肢 左下肢」において、いずれも「軽、中、重」のいずれかに認定

なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2) 四肢欠損」、「(4) 筋力の低下」、「(5) 関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。

- (4) 区分省令別表第1「1群 起居動作 寝返り」において「全面的な支援が必要」と認定（※1）
- (5) 区分省令別表第1「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外と認定（※2）

Ⅲ類型

以下のいずれにも該当する者

- (1) 障害支援区分6の「行動援護」対象者
- (2) 区分省令別表第1「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外と認定（※2）
- (3) 行動関連項目の合計点数が10点以上である者（※3）

各都道府県におかれては、国庫負担基準の算定に当たって、利用者の個別の状態を把握した上で、適切な単位の適用をしていただくよう、管内市区町村に周知いただきたい。

- (※1) 認定に当たっては、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」の「1-1 寝返り」を参照されたい。（別紙参照）
- (※2) 認定に当たっては、「障害者総合支援法における障害支援区分認定調査員マニュアル」の「3-3 コミュニケーション」を参照されたい。（別紙参照）
- (※3) 平成26年4月以降、行動関連項目の合計点数（行動援護スコア）については、障害支援区分判定ソフトに認定調査の結果等を入力することにより、自動的に計算結果が表示される仕組みとなっている。

(2) 訪問系サービスの周知について

① 訪問系サービスについては、

ア 平成 23 年 10 月に同行援護を創設し、視覚障害者の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供する等のサービスを提供

イ 平成 26 年 4 月から重度訪問介護の対象に、行動障害を有する重度の知的障害者及び精神障害者（※）を新たに追加

など所要の改正を行ったところであり、これらの事業によって在宅の障害者の支援の選択肢が拡大されたところである。

また、これらの改正により、地域生活支援事業の必須事業である移動支援事業により支援されていた者についても、同行援護や行動援護等の訪問系サービスの対象となる場合も考えられることから、各都道府県におかれては、利用者の心身の状況等に応じて適切な支給決定を行っていただくよう改めて管内市区町村に周知いただきたい。

(※) 行動障害を有する重度の知的障害者及び精神障害者が重度訪問介護を利用するに当たっては、事前に行動援護事業者等によるアセスメントや環境調整を経る必要がある。なお、行動援護については、従来は外出時の支援を基本としていたところであるが、サービス等利用計画等からアセスメント等のために必要であることが確認できる場合には、必要な期間内において、居宅内での行動援護の利用を可能とする取扱いとしたところ。

② また、訪問系サービスは、在宅の重度障害者を支える重要な社会資源であることから、制度に対する理解不足を理由としてサービスの利用が抑制されることのないよう、各都道府県・市区町村におかれては、当事者やその家族、障害福祉サービス事業者等に対し、これらの訪問系サービスについて、制度改正の状況を含め、改めて広報誌の掲載や制度説明会の開催等を通じて制度の周知に努めていただき、障害者が暮らしやすい地域づくりの推進に努めていただきたい。

障 障 発 1001 第 1 号
平 成 26 年 10 月 1 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

同行援護事業所における経過措置期間中の留意点等について

障害保健福祉行政の推進につきましては、平素より格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、同行援護従業者要件等の経過措置について、視覚障害者等に対して同行援護が十分に提供出来なくなってしまうこと等の理由により、「厚生労働大臣が定める者」（平成 18 年厚生労働省告示第 548 号）、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成 18 年 10 月 31 日障発 1031001 号）及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成 18 年 12 月 6 日障発 1206001 号）の一部を改正し、平成 30 年 3 月 31 日まで延長されたところで

つきましては、経過措置期間中の同行援護事業所における留意点等を下記のとおりまとめましたので、各都道府県におかれましては管内市町村への周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

記

1 同行援護従業者に係る経過措置について

同行援護従業者における経過措置の内容は次のとおり。

従業者	<ul style="list-style-type: none"> 居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者 → <u>平成30年3月31日までの間、1年以上の実務経験を要しない経過措置</u> 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る。)に1年以上従事した経験を有する者 → <u>平成30年3月31日までの間、1年以上の実務経験を要しない経過措置</u>
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修1級課程、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で3年以上介護等の業務に従事した者であって、同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)を修了した者 → <u>平成30年3月31日までの間、同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)修了を要しない経過措置</u> 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年間従事したもの → <u>平成30年3月31日までの間の経過措置</u>

なお、経過措置の延長については今回限りとし、再延長は行わない。

2 同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)について

同行援護従業者養成研修(一般課程及び応用課程)については、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時に、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者が外出する際に必要な援助に関する一般的な知識及び技術を習得すること等を目的としている。

視覚障害者等に対して、適切な同行援護を提供するため、本来の資格要件となっているサービス提供責任者はもとより、従業者においても、同行援護従業者養成研修を積極的に受講していただくようお願いするとともに、各都道府県におかれては、研修機会の確保に努めていただきたい。

3 平成26年10月1日以降の同行援護事業所の従業者について

本来、経過措置は暫定的な取扱いであることから、都道府県等におかれては、今回延長した経過措置期間満了日までの間に、経過措置対象従業者等の解消に努めるとともに、平成26年10月1日以降の新規の指定同行援護事業所においては、本来の要件を満たした従業者等の配置に努めていただくよう併せてお願いする。

<同行援護事業所における人員基準>

従業者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤換算 2.5 人以上 <ul style="list-style-type: none"> ・ 同行援護従業者養成研修一般課程修了者 ・ 居宅介護職員初任者研修修了者等及び視覚障害者外出介護従業者養成研修修了者であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者 ・ 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等であって、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に1年以上従事した経験を有する者 ・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等
サービス提供責任者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業規模に応じて1人以上（管理者の兼務及び常勤換算も可能） <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護福祉士、実務者研修、介護職員基礎研修、居宅介護従業者養成研修1級課程、居宅介護職員初任者研修課程修了者等で3年以上介護等の業務に従事した者であって、同行援護従業者養成研修（一般課程及び応用課程）を修了した者 ・ 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの（管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）

4 その他

経過措置期間中（平成 26 年 10 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日）、経過措置対象者の状況について、毎年報告していただく予定である。

なお、一定期間を経過しても、経過措置対象者が減少しない場合、各都道府県に対し、同行援護従業者養成研修実施計画書を策定の上、国に進捗状況を定期的に報告していただく予定であるので、ご了知願いたい。

同行連携就業推進計画書

- ※ 各年4月1日現在の状況に基づき記載してください。
- ※ 就業推進計画が変更される場合は、左の欄を優先して、一つの欄の外に記入してください。(例:○1の場合:①>②>③)
- ※ 採用候補者がいない場合は、左の欄を優先して、一つの欄の外に記入してください。

01 事業所における就業計画は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。

活動系	○1の活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○2の活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○3の活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○4の活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○5の活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	合計
非活動系	○1の非活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○2の非活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○3の非活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○4の非活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○5の非活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	合計

02 事業所における各一社ごとの提供責任者は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。

提供責任者	○2の提供責任者は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○3の提供責任者は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○4の提供責任者は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○5の提供責任者は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	合計
活動系	○2の活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○3の活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○4の活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○5の活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	合計
非活動系	○2の非活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○3の非活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○4の非活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○5の非活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	合計

03 01の①を回答した事業所にお開帳します。平成30年9月31日までに研修が修了すると見込まれる人数、1年間の実践経験を満たす人数を記入してください。(03-1と03-2の合計を01の①と一致させてください。)

03-1 原簿登録職員研修修了者等及び派遣型業務外出先研修就業推進研修修了者	○3-1の活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○3-1の非活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	合計
活動系	○3-1の活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○3-1の非活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	合計
非活動系	○3-1の非活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○3-1の活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	合計

03-2 障害者雇用の就業推進研修修了者等

03-2 障害者雇用の就業推進研修修了者等	○3-2の活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○3-2の非活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	合計
活動系	○3-2の活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○3-2の非活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	合計
非活動系	○3-2の非活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○3-2の活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	合計

04 02の②を回答した事業所に回答します。平成30年9月31日までに研修が修了すると見込まれる人数を記入してください。(04-1と04-2の合計を02の②と一致させてください。)

04-1 平成30年9月31日までに研修が修了すると見込まれる人数	○4-1の活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○4-1の非活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	合計
活動系	○4-1の活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○4-1の非活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	合計
非活動系	○4-1の非活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○4-1の活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	合計

05 02の②を回答した事業所に回答します。平成30年9月31日までに研修が修了すると見込まれる人数を記入してください。(05-1と05-2の合計を02の②と一致させてください。)

05-1 平成30年9月31日までに研修が修了すると見込まれる人数	○5-1の活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○5-1の非活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	合計
活動系	○5-1の活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○5-1の非活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	合計
非活動系	○5-1の非活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	○5-1の活動系は、現在どの条件で求人募集していますか。活動、非活動の各人数を記入してください。	合計

06 派遣所属のお答えください。今年度の同行連携就業推進研修の実施状況を記入してください。(派遣日数集まる場合は、全ての日数を(予定を定む)を記入してください。)

10月	同行連携就業推進研修修了者数	同行連携就業推進研修修了者数
11月	同行連携就業推進研修修了者数	同行連携就業推進研修修了者数
12月	同行連携就業推進研修修了者数	同行連携就業推進研修修了者数
合計	同行連携就業推進研修修了者数	同行連携就業推進研修修了者数

07 その他、同行期間に関するご意見がありましたら記入してください。

制度運用実態調査の概要（自立支援給付と介護保険制度との適用関係）

○調査目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、その基本的な考え方、優先される介護保険サービス、介護保険サービス優先の捉え方、具体的な運用等について「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年3月28日障企発第0328002号障障発第0328002号)にて市町村へ通知しているところであるが、その運用等の実態を把握することを目的とする。

○調査内容

- ・65歳以上で介護保険サービスと障害福祉サービスの併給をしている者、障害福祉サービスのみを利用している者の割合
- ・65歳に到達する障害福祉サービス利用者の介護保険制度利用にあたっての運用について
- ・介護保険被保険者に対する障害福祉サービスの支給決定について 等

○調査対象・調査数

対象	調査方法	調査対象数	抽出方法
全指定都市(20)、 全中核市(43) 及び 右記抽出方法で抽出された市区町村 (222)	質問紙による調査	285	都道府県ごとに下記方法により市町村を抽出 ・各都道府県内の市(特別区を含む)から人口規模の大きい順に2市を抽出(指定都市、中核市を除く) ・各都道府県内の町から人口規模の大きい順に2町を抽出 ・各都道府県内で人口規模が最も大きい村を1抽出(村のない場合を除く)

○調査実施時期

平成26年8月

○回答状況

回答率:90.9% 回答数:計259(内訳:政令市20・中核市34・その他市区町村205)

制度運用実態調査結果①（自立支援給付と介護保険制度との適用関係）

1. サービス利用状況等実態

(1)65歳以上の者についてのサービス利用状況

区分	人数	構成割合
障害福祉サービス利用人数(65歳未満も含む全体)	350,205	—
障害福祉サービス利用人数(65歳以上)	34,400 ^{※1}	9.8%
併給(介護保険・障害福祉)人数	12,198	[35.7%] ^{※4}
介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から障害福祉サービスを上乘せしている人数	5,575	—
障害福祉サービスのみ利用人数	21,953 ^{※2}	[64.3%] ^{※4}
要介護認定等の結果非該当となったため	1,374	—
介護保険サービスでは適切な支援は困難と判断したため	1,705	—
障害福祉サービス固有のもの(行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援)であるため	6,514	—
要介護認定等の申請をしていない等その他の理由 ^{※3}	11,291	—

※1 「障害福祉サービス利用人数(65歳以上)」欄の記載はあるが、そのうちの「併給(介護保険・障害福祉)人数」や「障害福祉サービスのみ利用人数」について不明としている自治体があることにより、「併給(介護保険・障害福祉)人数」欄と「障害福祉サービスのみ利用人数」欄を合算した数値が「障害福祉サービス利用人数(65歳以上)」欄の人数と一致しない。

※2 「障害福祉サービスのみ利用人数」欄の記載はあるが、その理由ごとの内訳人数が不明と回答している自治体があるなどにより、「要介護認定等の結果非該当」欄から「要介護認定等の申請をしていない等その他の理由」欄までを合算した数値が「障害福祉サービスのみ利用人数」欄の人数と一致しない。

※3 「介護保険被保険者適用除外施設(障害者支援施設等)入所中」の場合等。

※4 「併給(介護保険・障害福祉)人数」欄と「障害福祉サービスのみ利用人数」欄の人数を合算した数値を基にした場合の構成割合

制度運用実態調査結果②（自立支援給付と介護保険制度との適用関係）

(2) 65歳以上の併給者(介護保険・障害福祉)のサービス併用状況

区分	人数	構成割合
併給(介護保険・障害福祉)人数	12,198	100.0%
併給者のうち居宅介護(障害福祉)を利用している者の人数	5,297	43.4%
居宅介護(障害福祉)と併用している介護保険サービスが訪問介護のみとなっている者の人数	1,297	[24.5%]
居宅介護(障害福祉)と併用している介護保険サービスが訪問介護及び訪問介護以外のサービスとなっている者の人数	3,476	[65.6%]
居宅介護(障害福祉)と併用している介護保険サービスが訪問介護以外のサービスとなっている者の人数	524	[9.9%]
併給者のうち重度訪問介護(障害福祉)を利用している者の人数	1,351	11.1%
重度訪問介護(障害福祉)と併用している介護保険サービスが訪問介護のみとなっている者の人数	161	[1.9%]
重度訪問介護(障害福祉)と併用している介護保険サービスが訪問介護及び訪問介護以外のサービスとなっている者の人数	1,136	[84.1%]
重度訪問介護(障害福祉)と併用している介護保険サービスが訪問介護以外のサービスとなっている者の人数	54	[4.0%]

※ 併給人数の回答のみでその内訳人数が不明としている自治体があるため、「併給人数」から「併給者のうち居宅介護を利用している者の人数」及び「併給者のうち重度訪問介護を利用している者の人数」を除いた人数が、居宅介護と重度訪問介護以外の障害福祉サービスを利用している併給者の人数となるわけではない。

制度運用実態調査結果③（自立支援給付と介護保険制度との適用関係）

(3) 障害程度区分認定者の要介護状態区分等

障害程度区分認定者の要介護状態区分等*					障害程度区分				
障害程度区分	人数	要介護状態区分等	人数	構成割合	障害程度区分	人数	要介護状態区分等	人数	構成割合
区分6	461	要介護5	336	72.9%	区分3	934	要介護5	11	1.2%
		要介護4	74	16.1%			要介護4	29	3.1%
		要介護3	25	5.4%			要介護3	82	8.8%
		要介護2	15	3.3%			要介護2	218	23.3%
		要介護1	7	1.5%			要介護1	208	22.3%
		要支援2	2	0.4%			要支援2	183	19.6%
		要支援1	2	0.4%			要支援1	136	14.6%
		自立	0	0.0%			自立	67	7.2%
区分5	341	要介護5	74	21.7%	区分2	1,129	要介護5	12	1.1%
		要介護4	108	31.7%			要介護4	18	1.6%
		要介護3	71	20.8%			要介護3	29	2.6%
		要介護2	51	15.0%			要介護2	121	10.7%
		要介護1	14	4.1%			要介護1	232	20.5%
		要支援2	18	5.3%			要支援2	291	25.8%
		要支援1	5	1.5%			要支援1	283	25.1%
		自立	0	0.0%			自立	143	12.7%
区分4	442	要介護5	20	4.5%	区分1	387	要介護5	4	1.0%
		要介護4	52	11.8%			要介護4	1	0.3%
		要介護3	95	21.5%			要介護3	7	1.8%
		要介護2	118	26.7%			要介護2	17	4.4%
		要介護1	93	21.0%			要介護1	48	12.4%
		要支援2	37	8.4%			要支援2	63	16.3%
		要支援1	16	3.6%			要支援1	133	34.4%
		自立	11	2.5%			自立	114	29.5%

※ 平成25年度中に65歳に到達した障害福祉サービス利用者が対象。

制度運用実態調査結果④（自立支援給付と介護保険制度との適用関係）

2. 市町村の制度運用

(1) 65歳到達による介護保険移行について

ア. 介護保険制度への移行の案内を行っているか

	自治体数	構成割合
行っている	225	86.9%
65歳の6ヶ月前までに案内	17	[7.6%]
65歳の5ヶ月前までに案内	0	[0.0%]
65歳の4ヶ月前までに案内	6	[2.7%]
65歳の3ヶ月前までに案内	44	[19.6%]
65歳の2か月前までに案内	51	[22.7%]
65歳の1か月前までに案内	38	[16.9%]
案内を行っているが、上記以外	69	[30.7%]
行っていない	34	13.1%
合計	259	100.0%

※ 「行っていない」との回答の中には、「介護保険制度の対象者がいないため」、「介護保険適用除外施設入所者若しくは障害福祉固有のサービスの利用者であるため」、「障害福祉サービスの支給決定の更新時に説明しているため」等も含む。

制度運用実態調査結果⑤（自立支援給付と介護保険制度との適用関係）

イ. 介護保険制度への移行の案内はどのような方法で行っているか

	自治体数(複数回答可)
電話で説明	100
お知らせの送付	89
自治体窓口や利用者宅訪問等により直接説明	129
その他	32

ウ. 介護保険サービスと障害福祉サービスの併給が可能な旨を障害福祉サービス利用者へ事前案内しているか

	自治体数	構成割合
している	101	39.0%
事例によってはしている	108	41.7%
していない	20	7.7%
未回答	30	11.6%
合計	259	100.0%

エ. 介護保険サービスと障害福祉サービスの併給が可能な旨を住民へ周知しているか

	自治体数	構成割合
している	49	18.9%
広報誌で案内	3	[6.1%]
ホームページで案内	9	[18.4%]
その他の方法で案内	37	[75.5%]
していない	209	80.7%
未回答	1	0.4%
合計	259	100.0%

制度運用実態調査結果⑥（自立支援給付と介護保険制度との適用関係）

オ. 65歳に到達する者の障害福祉サービス支給決定の有効期限の設定について

	自治体数	構成割合
65歳に到達する者についてもそれ以外の者と同じ取扱としており、介護保険移行を考慮した期限の設定はしていない	105	40.5%
65歳到達月(誕生日)の月末までの期限としている	85	32.8%
65歳到達月(誕生日)の翌月末までの期限としている	6	2.3%
65歳到達月(誕生日)の翌々月末までの期限としている	5	1.9%
65歳到達月(誕生日)の3ヶ月後の月末までの期限としている	6	2.3%
その他	48	18.5%
未回答	4	1.5%
合計	259	100.0%

(2) 申請勧奨に応じず、要介護認定等を申請していないケースの有無

	自治体数	構成割合
ある(複数回答可)	94	36.3%
自己負担の発生	60	—
馴染みの支援者を希望	38	—
現に受けられたサービスが受けられない可能性があるため	40	—
介護保険優先適用の考え方が理解不能	44	—
その他	10	—
ない	163	62.9%
未回答	2	0.8%
合計	259	100.0%

制度運用実態調査結果⑦（自立支援給付と介護保険制度との適用関係）

(3) 要介護認定等の申請勧奨に応じないまま、65歳到達後も継続して障害福祉サービスの利用申請があった場合どのように対応しているか

	自治体数	構成割合
障害福祉サービスの支給決定を行い、引き続き申請勧奨を行う	63	67.0%
障害福祉サービスの支給決定期限を通常より短くして決定し、引き続き申請勧奨を行う	15	16.0%
障害福祉サービスの利用申請を却下する	6	6.4%
申請勧奨に応じず障害福祉サービスの利用申請を行うまでに至ったケースはない	5	5.3%
その他	5	5.3%
合計	94	100.0%

※ 2.(2)において、「申請勧奨に応じず、要介護認定等を申請していないケース」が「ある」と回答した自治体を対象とした質問

(4) 介護保険被保険者に対する障害福祉サービスの上乗せ支給について

ア. 障害福祉サービスの上乗せ利用の要件

	自治体数	構成割合
通知1-(2)-③-アを要件としている※1	176	68.0%
上記に加えて要件を追加している※2	74	28.6%
未回答	9	3.5%
合計	259	100.0%

※1 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について(平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号)1-(2)-③-アは以下の通り。

・在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合。

※2 上乗せ要件追加例

・要介護4ないし5以上であること。
 ・身体障害者(両上下肢機能障害など)であること。
 ・訪問系サービスの上乗せについては、介護保険サービスの訪問介護を居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の5割以上利用していること。

制度運用実態調査結果⑧（自立支援給付と介護保険制度との適用関係）

イ. 上乗せ利用の要件を満たさない場合であっても個別の状況に応じて上乗せ支給を行っているか

	自治体数	構成割合
行っている	23	31.1%
行っていない	51	68.9%
合計	74	100.0%

※ 2.(4)アにおいて、通知1-(2)-③-アの要件に加えて「要件を追加している」と回答した自治体を対象とした質問

※ 「行っていない」と回答している場合には、支給申請事例がなかった場合や、②障害福祉サービスの上乗せ利用の要件に「個別の状況に応じて検討する」ことを盛り込んでいる場合等が含まれている。

(5) 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの特定について

障害福祉サービスの利用者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かについてどのように判断しているか

	自治体数	構成割合
全てのケースで具体的な意向を聴き取り、判断している	128	49.4%
判断が困難なケースで具体的な意向を聴き取り、判断している	96	37.1%
具体的な意向は聴き取らずサービス内容、機能のみで判断している	24	9.3%
その他	8	3.1%
未回答	3	1.2%
合計	259	100.0%

(6) 移動支援（地域生活支援事業）について介護保険給付との併給調整の対象とし、給付調整を行っているか

	自治体数	構成割合
行っている	95	36.7%
行っていない	162	62.5%
未回答	2	0.8%
合計	259	100.0%

制度運用実態調査結果⑨（自立支援給付と介護保険制度との適用関係）

3. 不服審査及び訴訟

(1) 障害福祉サービスに関する審査請求件数

(対象期間：平成24年度以降、平成26年8月1日現在まで)

総件数	84	総件数のうち、65歳以上の者が請求した件数	15
総件数のうち、相談支援専門員がサービス等利用計画を作成していた件数	12	左の件数のうち、請求時に65歳以上だった件数	1
総件数のうち、セルフプランを作成していた件数	5	左の件数のうち、請求時に65歳以上だった件数	0

(2) 介護保険給付と併給調整規定に基づく障害福祉サービスに係る支給決定処分に対する審査請求件数等

(対象期間：平成24年度以降、平成26年8月1日現在まで)

年度	審査請求件数
24	3
25	5
26	3

審査請求における論点	件数
介護保険移行による利用者負担の増加	3
介護保険サービスで適切な支援を受けられるかどうかについての市町村の運用	6
その他	5

※ 1件の審査請求について複数の論点があると回答した自治体がある

制度運用実態調査結果⑩（自立支援給付と介護保険制度との適用関係）

(3) 介護保険給付との併給調整規定に基づく障害福祉サービスに係る支給決定処分に対する訴訟件数

(対象期間：平成24年度以降、平成26年8月1日現在まで)

年度	訴訟件数
24	0
25	1
26	0

訴訟における論点	件数
介護保険移行による利用者負担の増加	1

4. 自治体意見

自治体からの主な意見(全体96件)

意見	件数	構成割合
介護保険移行に伴う利用者負担の発生及び増大が理解を得にくい	33	34.4%
介護保険との併給について国が一定の指針や明確な基準を示してほしい	33	34.4%
介護保険対象者に対する居宅介護の国庫負担基準を設定してほしい	13	13.5%

実態調査結果を踏まえた事務連絡

1. 介護給付費等と介護保険制度との適用関係について

(1) 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの特定について

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年3月28日障企発第0328002号・障保発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知。以下「適用関係通知」という。)において、市町村は、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容(利用意向)を聴き取りにより把握した上で、適切に判断することとしているが、改めて各市町村においては、適切な運用をお願いしたい。

(2) 具体的な運用について

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能であることとしている。市町村においては、当該介護給付費等を支給する際の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。

また、障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することも考えられる。しかし、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。

2. 介護保険制度の円滑な利用に当たっての留意点

(1) 障害福祉サービス利用者への介護保険制度の案内について

要介護認定等の申請は、申請に係る者の状態について大きな変更が生ずることが見込まれないということから、65歳到達日(誕生日の前日)、特定疾病に該当する者の40歳到達日(誕生日の前日)又は適用除外施設退所日(以下「65歳到達日等」という。)の3か月前以内に要介護認定等申請を受理し、65歳到達日等に認定することを運用上の対応として可能としている。

そのため、障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間を考慮して65歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うこと。

その際には、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員から、又は、(3)にお示しする相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

(2) 障害福祉サービス利用者等に対する介護保険制度との併給が可能な旨の案内について

介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみに利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者にも与えることのないよう、適用関係通知(2)②の場合や③の場合については介護給付費等の支給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと。

(3) 指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との連携について

障害福祉サービス利用者が介護保険サービスを利用するに当たっては、障害者が適切なサービスを受けられるよう

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)における指定特定相談支援事業所の相談支援専門員がモニタリングを通じて、必要な介護保険サービスを円滑に利用できるよう利用者に対し、介護保険制度に関する案内を行うことや、介護保険サービスの利用に際しては、本人に了解の上、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し、利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供するよう適切に引継ぎを行うこと

・介護保険サービス利用開始後も引き続き障害福祉サービスを利用する場合は、サービス担当者会議等を活用して相談支援専門員と介護支援専門員が随時情報共有を図ること等必要な案内や連携を行うこと等の周知をお願いしたい。

※なお、ここでいう「指定居宅介護支援事業者等」とは、小規模多機能型居宅介護や介護老人福祉施設のように、人員配置基準において介護支援専門員の配置が義務づけられている事業者を含むものである。

3. 要介護認定等の申請について

介護保険の被保険者である障害者については、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能か否か等について判断するためにも、障害者の生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは、要介護認定等申請を行っていただいた上で介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけること。

4. 指定障害者支援施設等入所者の要介護認定等について

介護保険適用除外施設である指定障害者支援施設等入所者は、介護保険サービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。一方で、個々の事情に応じて介護保険適用除外施設を退所又は退院することもあり得るが、その場合には介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定等を受けることにより、これに応じた介護保険サービスを利用することが可能となる。

この点、例えば、介護保険適用除外施設からの退所者が介護老人福祉施設等へ入所しようとする場合には、通常、一定の期間を要することから、指定障害者支援施設等の退所日と要介護認定申請の時期の兼ね合いで必要な手続きや調整が円滑に行われないという指摘があるが、介護保険サービスの利用を円滑に進めるために、関係者間での密な情報共有や連携を図ることにより、柔軟に対応願いたい。

